

ひょうご教育創造プラン

(兵庫県教育基本計画)

平成 21 年 6 月

兵 庫 県

ひょうご教育創造プラン

(兵庫県教育基本計画)

目 次

第1部 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨及び位置づけ 1
- 2 計画の期間及び運用 1

第2部 教育をめぐる現状と課題

- 1 社会情勢の変化 2
- 2 これまで取り組んできた教育の成果と課題 5

第3部 兵庫の教育のめざす姿

- 1 基本理念 12
- 2 教育施策の重点目標 14

第1部 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

兵庫県では、「こころ豊かな人づくり」県民運動を背景に、教育においても小学校での「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」などの体験活動や、小学校区を基本単位にスポーツを楽しむ「スポーツクラブ21ひょうご」、県民が地域教育に参画する「地域教育推進会議」など、先進的な取組を行ってきた。

こうした本県教育の取組を踏まえ、震災からの教育の創造的復興の中で、平成15年7月、「兵庫の教育改革プログラム」を策定し、「“美しい兵庫”をめざすこころ豊かな人づくり」を基調として、震災の教訓を生かした本県の「生きる力」をはぐくむ教育など、子どもたちの教育の充実に努めてきた。

さらには、独自の教育理念と特色ある教育により、公教育の一翼を担っている私立学校教育の充実支援に努めるとともに、平成16年4月に県立3大学を統合して開学した兵庫県立大学においては、総合大学の特徴と兵庫が伝統的に持つ先進性や国際性を生かし、人文・社会科学系と自然科学系との融合を重視した教育を展開してきた。

この度、これまでの兵庫の教育の成果と課題を踏まえつつ、兵庫の教育を一層充実させるため、中期的な取組の考え方や具体的施策を示す本県教育の基本的な計画を策定することとする。

本計画は、公立学校の教育や社会教育、文化・スポーツの振興など、「兵庫の教育改革プログラム」に示された施策に加え、私立学校、県立大学、生涯学習、地域教育や家庭教育など、本県の教育施策全般を可能な限り網羅するとともに、県がこれまで策定している教育の各分野に関する個別の計画等との整合を図った、本県の教育に関する初めての全体的な計画である。

また、本計画は、教育基本法¹第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画である。

2 計画の期間及び運用

本計画の対象期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

この間における本県が取り組む教育施策の基本的な方向を示すとともに、学校、教育関係機関はもちろんのこと、家庭や地域社会において期待される取組の方向についても示し、これらに沿って今後具体的施策を進めていく。

計画の進捗状況については、計画期間中においても、その成果の評価・検証を行いつつ、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととする。

¹ 教育基本法……日本の教育の基盤となる法律。現在の教育基本法は、昭和22年施行の旧教育基本法の全面的に改正、平成18年12月22日に公布、施行。

第2部 教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

日本における平均寿命は伸長し続け、高齢者の全人口に占める割合が急速に増加している。また、少子化が進行し、平成17年には全国の総人口が前年を下回るなど、本格的な人口減少・高齢社会が到来する中、存続の厳しい集落の発生や学校の統廃合が進んでいる。

少子化や社会環境の変化等により、子どもたちの学校外でのつながりが減少しており、とりわけ異年齢の子どもと「群れて遊ぶ」ことで人間関係の持ち方やルールを学ぶといった社会生活の基盤を培う体験の機会が少なくなるとともに、子どもたちの地域活動への参加が少なくなっている。

また、社会構造の変化に伴い核家族世帯の数が増加し、子どもが家庭の中で高齢者とともに生活することが減少し、人間の尊厳や生命の尊さについての実感の醸成、倫理観の形成、世代を超えた人生の知恵の継承・発展などに支障が生じていると言われている。

このような状況の中で、世代間の交流の機会を増やすとともに、子どもたちの縦のつながりや横のつながりが強まるよう、社会教育団体や青少年団体、地域の人々が主体となって地域で展開される教育活動を充実強化することや、家庭の教育力を向上することが課題となっている。

(2) 環境問題の深刻化

経済発展を支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、一方で地球規模での環境破壊をもたらし、人類の存亡にもかかわる事態を引き起こしている。また、自然と触れ合い、環境と共生するかつての暮らしや、生命を大切に思う心をはぐくむことの重要性が再認識されてきた。

本県においては、これまで「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、県民の環境の保全と創造に関する自主的な取組を促し、支援してきた。また、本条例に基づく「新兵庫県環境基本計画」においては、環境学習及び環境教育の推進を基本戦略の実現に向けた主要施策の一つに掲げ、平成18年3月には「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定した。

このような状況の中で、多様な主体の参画と協働により、学校・園、事業所、地域等日常生活のあらゆる場面を通じて県民一人一人が環境について学び、その学習を実践につなげていくことが課題となっている。

(3) 社会の成熟化

戦後の復興と高度経済成長のもと、経済的な豊かさを実現する一方で、伝統文化をはじめ、生活の中で培ってきた日本の文化に対する理解や関心が薄らぎ、都市化や少子化の進展など社

会が成熟化する中で、個人の価値観は、高度経済成長期までの画一的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向に次第に変化し、多様化が進んでいる。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野にとどまらず、家族形態や就労形態、さらにはNPOやボランティアグループなどに見られる個人間のつながりが多様化するなど、ライフスタイル全般に及んでいる。

このような変化は、自分にふさわしい生き方を選択することを可能にする一方で、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の広がりや、家庭や地域の教育力の低下、朝食を摂らないなどの食習慣をはじめとした生活習慣の乱れ、子どもたちの規範意識や学ぶ意欲、体力・運動能力の低下などへの影響も指摘されている。

また、非正規雇用の増加や就労形態の多様化による所得格差への影響や、就学支援を要する子どもの増加など、子どもたちが置かれている家庭の状況の変化も指摘されている。さらに、社会規範に対する意識の変化や地域に対する関心の希薄化などから、本来安全であるはずの学校や通学路等で子どもが被害者となる事件が跡を絶たない状況であり、保護者の間にも不安が広がっているとの指摘がある。

このような状況の中で、社会を構成する個人が、社会を維持しより良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、主体的に行動する力や、望ましい勤労観、職業観をはぐくむことなどが課題となっている。

(4) グローバル化の進展

国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動など日常生活のさまざまな面に及んでいる。

本県では、10万人を超える外国人県民が在住し、また、県内の大学・短期大学、専修学校等に在籍する留学生数はここ数年着実に伸びており、平成19年には3,700人を超え、全国8位の多さとなっている。

このような状況の中で、子ども多文化共生サポーター²を派遣して、日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育を充実するとともに、外国人児童生徒や帰国児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが課題となっている。また、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いに自他の文化や習慣を尊重し、共に生きる心をはぐくむことが課題となっている。

(5) 高度情報化の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術の発展は、社会の情報化を急速に進め、オンラインショッピングなど人々の生活に利便性をもたらしただけでなく、だれもが容易に必要な情報を入手し、発信することを可能にした。一方、近年子どもたちの携帯電話などの情報通信機器の利用の増加に伴い、メールやインターネットを利用する機会が増え、大人の知らないところで、出会い系サイトなど心身の健やかな成長を阻害する内容の情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が増大している。

また、平成18年には、全国的にいじめが大きな社会問題となり、インターネット上の学校非

² 子ども多文化共生サポーター……日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語を介して、教員等とのコミュニケーションを円滑に進め、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期対応を促進するために派遣する非常勤嘱託員。

公式サイト³などの掲示板やブログ⁴への誹謗中傷の書き込みによる、いわゆる「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じている。

このような状況のもと、大人がネット社会についてしっかり理解するとともに、子どもに情報を適切に活用するために必要な基礎的知識や技術を身に付けさせるなど、人権尊重の視点を踏まえた情報モラル⁵や情報リテラシー⁶の向上を図り、高度情報化社会に主体的に対応できる力を育成する教育を展開することが課題となっている。

(6) 新行財政構造改革推進方策の策定

阪神・淡路大震災から14年が経過し、本県は今、復旧・復興から新しい兵庫づくりへの新たなステージに立っている。

震災からの創造的復興を進めるため、本県の行財政運営は相当の無理を重ねてきた。これからの10年は、平成20年10月に策定された新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕に基づき、震災で悪化した財政の改善を図りながら、元気で安全・安心な兵庫づくりに全力で取り組まなければならない。

(7) 教職員の年齢構成の急激な変化や教育委員会の在り方をめぐる変化

戦後の第一次ベビーブームに誕生したいわゆる団塊の世代が定年退職期を迎え、本県の教職員についても、この数年間は経験豊富な教員の減少と若年世代の増加が同時に進行し、教職員の年齢構成が急激に変化している。こうした時期にあって、教育に強い意欲を持った人間性豊かで優秀な人材を新たに教員に採用することや、これまで教育の現場で、先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインド⁷を、あとに続く世代の教職員に継承し、発展・深化することが課題となっている。

教育委員会については、会議の形骸化や委員の名誉職化など、その在り方について国民的な議論となった。このため、教育基本法の改正直後の平成19年6月、教育委員会制度の改革が行われた。このような全国的な改革が進む中、本県においても、いわゆるレイマン⁸により構成される教育委員⁹が幅広い識見に基づき、合議体の教育委員会として、教育行政の事務執行について適切に指揮監督を行い、教育行政に住民の意向がより反映されるよう取り組まなければならない。

³ 学校非公式サイト……インターネット上の、学校の直接的な管理が行き届かない場所で、生徒もしくは関係者が学校の公式ページとは別に情報交換の場として立ち上げた非公式の匿名掲示板。「学校裏サイト」ともいう。

⁴ ブログ……blog ホームページの形式の一種。日記ホームページによく似ており、個人または数人のグループで運営される。「ウェブログ(weblog)」の略で、「Web上に残される記録」というような意味を持つ。

⁵ 情報モラル……情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。日常生活上のモラルに加えて、インターネット等の匿名性を悪用した犯罪や、コンピュータウィルスやサイバーテロが急増している現状等を踏まえて、適正な活動を行うための考え方と態度を含む。

⁶ 情報リテラシー……膨大な情報から必要な情報を入手し、効果的に利用するなど、情報を活用する能力。

⁷ カウンセリングマインド……カウンセラーの姿勢・心構えあるいは基本的態度のこと。

⁸ レイマン……Layman しろうと、専門家ではない人の意。政治や行政の一部を一般市民に委ねる方法をレイマン・コントロールと言う。教育委員会ではレイマン・コントロールにより、教育行政の方針決定が教育の専門家の独断に流れることのないように、社会の良識を広く教育行政に反映させている。レイマンは一般に「しろうと」と訳されるが、人格が高潔で幅広い識見を有するが、「教育の」専門家ではない人という意味で用いられている。

⁹ 教育委員……「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、設置される行政委員会である教育委員会を構成する非常勤の委員。兵庫県教育委員会は、6人の委員で構成される。

2 これまで取り組んできた教育の成果と課題

(1) 個性や能力を伸ばす教育の推進

社会の状況が大きく変化し、教育を取り巻く環境も大きく変わる中で、平成18年、教育基本法が約60年ぶりに改正された。平成19年度には小・中学校の、平成20年度には高等学校の学習指導要領の改訂が行われ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、「生きる力」をはぐくむことをめざすこととされた。

県においては、これまで、学習指導要領をはじめ学校教育に関する諸制度の改正に対応しつつ、子どもの現状への適切な対処に努めながら、個性や能力を伸ばす教育を推進してきたところである。

学習指導要領は、昭和52年の改訂から「ゆとりと充実」をスローガンに掲げ、教育内容の精選と授業時間数の削減が進められ、思考力や表現力の育成といった基本的な方向を保ちながら、その後数次の改訂が行われてきた。

全国的な傾向として、児童生徒が授業を十分に理解していないといった実態や、いじめ、不登校などの教育課題が依然深刻な状況であり、また、いわゆる「学級崩壊」も生じていた。こうした状況に対応し、本県においては児童生徒一人一人の個性や能力の伸長と基礎学力の向上に向けて、平成13年度に、複数担任制・教科担任制や少人数学習指導など弾力的な学習集団の編成を行う、新学習システムを導入した。

一方、平成14年度から順次実施された学習指導要領による教育内容の削減などによるいわゆる「ゆとり教育」の実施や学校週5日制の完全実施、国際的な学力調査の結果などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。

このことに対応して、本県では、平成16年度から、個に応じた指導を推進するため、基本的な生活習慣の定着に効果の高い35人学級編制を複数担任制等との選択により導入し、平成20年度には小学校4年生まで拡大した。

また、全国的に見ると、始業前や放課後等の時間を活用して補充指導等を行ったり、退職教員の活用等により学習の場を提供する取組が進められているほか、学校外での学習塾等との連携が行われている。

今後は、「言語活動の充実」や「理数教育の充実」など、新しい学習指導要領で示された主な改善事項を踏まえ、小学校での学びを中学校へ円滑につなぐシステムを構築するため、新学習システムの一層の充実を図ることが求められている。また、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力等の育成など、全国学力・学習状況調査結果の分析により明らかになった課題解決に向けた取組も求められている。

また、道徳教育については、平成16年度から「道徳教育実践推進アクションプラン」に取り組み、保護者や地域の方の参画を呼びかける道徳教育フォーラムを開催したり、郷土ゆかりの人を教材化する「『地域教材の開発』指導資料」を作成するなど道徳教育の充実を図ってきた。今後は、学習指導要領で重点化を図る内容として示された生命の大切さや規範意識を身に付けさせるとともに、教育基本法の趣旨を踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度等を養うことが求められている。

さらに、活動の源である子どもたちの体力については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、本県の児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回っていることから、体育の授業等において継続的に児童生徒の体力・運動能力の向上を図ることが求められている。

高等学校については、平成12年に策定された「県立高等学校教育改革第一次実施計画」に基づき、生徒急減期における県立高等学校の適正規模・適正配置に努め、“学びたいことが学べる魅力ある学校づくり”の理念に基づき、学校の個性化、多様化を推進するとともに、複数志願選抜や特色選抜の実施など選抜方法の改善を行ってきた。

平成20年2月には、「第一次実施計画」の基本理念を踏まえ、県立高等学校の教育改革を一層推進するため、平成21年度から5年間の「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を策定した。今後、学校はもとより、市町教育委員会やその他の関係機関等との協議・調整を図りつつ、着実に計画を進めることが求められている。

特別支援教育については、平成19年度から、これまでの障害児教育の対象であった特別支援学校（旧盲・聾・養護学校）及び特別支援学級（旧障害児学級）、通級指導教室において学習している障害のある幼児児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍するLD¹⁰、ADHD¹¹、高機能自閉症¹²等の発達障害のある幼児児童生徒も含めた幼児児童生徒のライフサイクルを見通し、持てる力を高めることが必要とされた。こうした法改正を踏まえ、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行い、社会の一員として可能な限り主体的に生活を営むことができる力を学校教育全体の中で育成することが求められている。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園や保育所では、様々な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に大きな役割を果たしてきた。さらに、地域の幼児教育のセンターとして教育相談などの子育て支援活動や地域の実情に応じた預かり保育を実施するなど、「親と子の育ちの場」としての役割も担ってきており、そのための支援を引き続き行っていくことが求められている。

(2) 県民の参画と協働による体験活動の展開

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くの被災者が安全と安心を求めて学校に避難した。避難所となった学校では、被災者、教職員、全国各地から駆けつけたボランティアなどにより自主的な避難所運営がなされ、大人も子どももそれぞれが役割を分担し復旧・復興をめざした。これにより、学校に避難してきた住民、教職員、子どもたち一人一人の心に、共生の心が芽生えるとともに、地域住民に改めて「地域の中の学校」が意識され、「地域の子どもたちは地域で育てる」気運が醸成されるとともに、自他の生命や人権を尊重する心、ボランティア精神、共に生きる心の涵養など、多くの教訓を学ぶこととなった。

また、平成9年の神戸市須磨区の児童殺傷事件では、現代の子どもたちの抱える心の問題の深刻さや、自然体験、社会体験の重要性が改めて認識された。本県では、「なすことにより学ぶ」、「自然や社会は生きた教科書である」との教育理念のもと、小学生を対象とした「自然学校」

¹⁰ LD.....Learning Disabilities の略。学習障害。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

¹¹ ADHD.....Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

¹² 高機能自閉症.....3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること、を特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的障害を伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

中学生を対象とした「トライやる・ウィーク」をはじめ、県立特別支援学校の幼児児童生徒を対象とした「YU・らいふ・サポート事業」、小学生を対象とした「環境体験事業」、高校生を対象とした「高校生地域貢献事業 トライやる・ワーク」、高校生を対象とした「高校生就業体験事業 インターンシップ¹³推進プラン」などの体験活動が展開され、まさに地域に根ざした兵庫らしい新しい教育の姿として、全国へ発信されている。これらの体験活動は、県民の参画のもと、児童生徒の発達段階に応じ、体系的に実施され、兵庫型「体験教育」と言えるものである。

この兵庫型「体験教育」は、生命の営みの不思議さや自然への畏敬の念、連帯感や社会的自立、自尊感情¹⁴、勤労観、職業観などをはぐくむ貴重な機会となっている。

とりわけ、中学校2年生全員が一週間学校を離れ、職業体験、福祉・ボランティア体験、芸術・文化活動などを体験する「トライやる・ウィーク」は、教育活動に地域住民や事業所が組織化された全国でも初めての事業となり、教育分野における県民の「参画と協働」の芽生えとなった。

今後は、これまでの様々な取組を通じて醸成された県民の教育への「参画と協働」の気運を、体験活動をはじめとした子どもたちの豊かな教育活動の展開につなげるよう、引き続き、地域全体で学校を支える仕組みや、学校と家庭・地域との連携・協力体制を確立していくことが求められる。

(3) 震災からの教育の創造的復興

被災地では、地震による大きな揺れに対して恐怖心を抱き、しばらく続いた余震や大きな物音に過敏に反応する子どもたちの姿が多く見られた。また、身近な肉親や友人を亡くした子どもや長期間避難所での生活を余儀なくされた子ども、生活のため長年住み慣れたまちを離れなければならなかった子ども、震災のために家庭が経済的に困窮し、家族との時間を十分に過ごすことができなかつた子どもたちが大勢いた。

その中で、教育復興担当教員¹⁵をはじめとする教職員は、カウンセリングマインドをもって子どもたちの日常生活に寄り添い、家庭との連携を大切にしながら、日々の観察や声かけなど、子どもたちの心のケアに取り組んでいった。今後とも、こうした家庭と連携した、児童生徒への理解を根底に置いた生徒指導の体制づくりが大切である。

また、震災後5年を経過した平成12年に発足した兵庫県の教職員等から構成される「震災・学校支援チーム(EARTH)¹⁶」は、平成15年の宮城県北部連続地震、平成16年の台風23号による但馬地方の水害、新潟県中越地震、平成17年には前年に起こったスマトラ島沖地震によるインド洋大津波、平成19年には新潟県中越沖地震のそれぞれの被災地に派遣された。EARTH員は、被災した児童生徒の心のケアをはじめとして避難所となった学校の支援等を行うほか、地域と連携した防災訓練における助言者や県内外の防災教育の講師を務め、助け合いやボランテ

¹³ インターンシップ.....生徒が産業の現場などで、自身の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。

¹⁴ 自尊感情.....自己に対する評価感情。「自分が好き」「自分を大切に思える」ととらえる気持ち。自分をかけがえのない存在、価値ある存在ととらえる感覚。自己肯定感、自己有用感。

¹⁵ 教育復興担当教員.....阪神・淡路大震災の被災体験により心の傷を受けた子どもの心のケアに取り組むため、平成7年度から平成16年度に被災地の小、中学校に配置された教員。

¹⁶ 震災・学校支援チーム(EARTH).....阪神・淡路大震災に際して受けた全国からの支援に応えるため、平成12年度に設置した県内の公立学校教職員及びスクールカウンセラーからなる組織。(Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogo)。

ィア精神など「共生」の心をはぐくみ、命の大切さを学ぶことを通して人としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の先導的役割を果たしてきた。こうした地道な活動が認められ、EARTHは平成20年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。

今後は、まちの復興とともに震災の記憶の風化が懸念される中、震災の経験や教訓を次代に語り継ぐ防災教育の推進を担う中心的役割を果たすとともに、活動の成果を広く国内外に発信していくことが求められている。

また、学校施設の耐震性の確保等、安全・安心な教育環境の整備も課題となっている。

(4) 「心の教育」の推進

被災した子どもたちは、日々一緒に過ごしていた身近な友だちを地震によって失う経験をすることで、人の命が突然失われるということを実感した。その体験から、命を大切にす心、今を精一杯生きることの大切さを学んでいった。

子どもたちに震災の逆境にくじけずたくましく生きる力をはぐくみ、震災後の教育復興に取り組む中で、平成9年6月に起こった神戸市須磨区の児童殺傷事件は、「子どもたちの置かれている状況をどうとらえればいいのか、また、子どもたちの心の成長をどう図っていくのか」という課題を突きつけた。

県では、平成9年8月に「心の教育緊急会議」を設置し、10月には「生と死を考え、生命の大切さを学ぶ教育」「家庭における基本的な生活習慣や倫理観等の育成」「心の教育の充実に向けた教育システムの在り方」について提言を得た。

この提言を踏まえて、「生と死を考える教職員研修」の実施などに取り組むとともに、子どもたちの内面に自己肯定感や成就感、さらには規範意識などをはぐくむことをねらいとして、小学校の「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」、高等学校の「ふれあい育児体験」や「高校生地域貢献事業」などの発達段階に応じた体験活動を展開してきた。また、平成10年4月に、心の教育総合センターを設置し、「心の教育授業案」や「ストレスマネジメント教育授業案」など実践的研究を推進し、平成18年3月には、これまでの取組を踏まえ、「『命の大切さ』を実感させる教育プログラム」が策定され、実践事例も示された。

今後は、これらの取組を踏まえ、生命を大切にし、人権を尊重するなど、豊かな心を培う教育の推進を図るとともに、いじめや不登校が依然として相当な数に上っていることから、不登校支援のためのネットワーク構築に加え、スクールカウンセラーやキャンパスカウンセラーなど心の専門家やスクールソーシャルワーカー¹⁷と協力し、児童生徒の心を支える取組が求められている。

(5) 私立学校の振興

県内の私立学校に通う幼児児童生徒は、高等学校では4人のうち1人にあたる約25%、中学校で約9%、小学校で約1%、幼稚園では5人のうち3人にあたる約60%と、特に高等学校、幼稚園では大きな割合を占めている。

これらの私立学校においては、建学の精神に基づき特色ある教育を行っている。幼稚園では、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の

¹⁷ スクールソーシャルワーカー……教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒の置かれた家庭等の問題に働きかけたり、関係機関と連携・調整等を行う。

教育の基礎を培う場として、自然体験、生活体験をはじめとする特色ある教育を展開するとともに、社会の都市化や核家族化の進展による社会や家庭環境の変化に応えるため、在宅幼児を対象としたわくわく幼稚園など、地域の子育て支援センターの役割も果たしている。小・中・高等学校では、一貫教育や音楽・観光等の特色あるコース、少人数の習熟度別クラス編成、礼節を重んじる教育といった独自の取組など、早くから創意工夫を凝らし個性豊かで魅力ある教育を推進するとともに、絶えず社会のニーズを取り入れた先進的な教育や全寮教育、不登校生徒を対象とした柔軟なクラス編成などを実施し、児童生徒に多様で幅広い学校選択の機会を提供してきた。加えて、スポーツ・文化活動においても全国的に高い評価を得ており、公立学校とともに公教育を分担し、兵庫の教育の一翼を担ってきた。

また、専修学校、各種学校は、社会の変化に即応したキャリア教育、実践的・専門的な職業教育や多様な分野における学習機会の提供に大きな役割を果たしている。特に専修学校の専門課程への進学者は短期大学への進学者を大きく上回り、大学進学者に次ぐ割合となっており、高等教育の一翼を担っている。また、専修学校の高等課程は、高校を中途退学した生徒の学び直しの場としても重要な役割を果たしている。

さらに外国人学校については、外国人に対する教育の機会均等にとどまらず、国際親善、国際理解の推進や外資系企業の誘致等、国際性豊かな地域社会の形成にも重要な役割を果たしている。

こうした私立学校の振興のため、本県では、従来から全国でも高い水準の私学助成を行ってきた。元気な兵庫づくりを担う人材育成は最も重要な課題であることから、今後も引き続き、私立学校の適正な運営を確保し、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助や授業料軽減等の助成を行うほか、専修学校・各種学校、外国人学校等に対し教育の振興のための助成を行うなど、私立学校教育の充実支援を行っていくことが求められている。

(6) 大学教育の展開

平成16年度に神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合し、6学部、9大学院研究科等から成る兵庫県立大学を開学した。この兵庫県立大学は、総合大学のもつ利点を最大限に生かし、人文・社会科学系と自然科学系の融合を重視した教育と研究を行い、高い専門能力と幅広い教養を備えた人材を育成している。また、兵庫の地における総合的な「知の拠点」として先導的・独創的な研究を展開し、広くその成果を国内外に発信して地域の活性化とわが国の発展に貢献する大学をめざしている。

大学統合を契機に、学生が他学部の専攻科目を履修できる他専攻科目の開講など共通教育の充実や応用情報科学研究科の創設による新しい時代のニーズに応えた人材育成、地域社会の課題に対応した先導的・創造的な研究に取り組んでいる。

また、新たに産学連携センターや生涯学習交流センター、国際交流センターを設置し、企業との共同研究による地域産業の振興、公開講座の開催による生涯学習機会の提供、海外の大学との連携・交流による国際交流の推進など、社会貢献活動を全学的に推進している。

今後とも、淡路景観園芸学校の成果を生かした専門職大学院の開設などの高度専門職業人の

育成、中型放射光施設「ニュースバル¹⁸」を活用した企業との共同研究など、県政と密接に連携しながら、社会のニーズに応える教育・研究の充実強化や地域社会、国際社会への貢献など新たな展開に取り組むことが求められている。

一方、県内には40の大学が集積しており、これらの大学が連携して「ひょうご講座」を提供し、生涯学習の充実に取り組んできた。また、平成18年に設立された大学コンソーシアムひょうご神戸¹⁹では、県と連携し、大学共同体としては全国で初めて「海外インターンシップ」を実施するなど、教育・研究の向上や、地域社会の振興・発展に取り組んできたところである。

今後さらに、県内大学の連携や交流を促進し、それぞれの大学の強みや特色を生かした教育・研究の充実や地域貢献活動を展開することが求められている。

(7) 社会教育・生涯学習の推進

本県では、学習者が学習成果を地域の実践の場で生かすことを目的とした講座として、ふるさとひょうご創生塾を開設するほか、いなみ野学園、阪神シニアカレッジをはじめとする高齢者大学を運営し、高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進するなど、成熟社会における県民の学習ニーズに対応した、多様な学習機会を提供している。

平成15年7月には、第5期生涯学習審議会において、県民が県内の様々な学習資源を幅広く活用し、実社会の中でその成果を生かすことを支援する「包括的な生涯学習システムの構築」が提言された。

この提言を受け、平成17年6月に開設した「生涯学習情報プラザ」では、学習相談の総合窓口を開設するほか、生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」により県内の学習情報を一元的に提供するなど、県民の学習活動を総合的に支援している。

今後は、社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき現代的役割がますます多様化する中、第6期生涯学習審議会でも提言された「実践に学び、成果を社会に生かす生涯学習」の観点から、県民一人一人が学んだ成果を生かすことができる社会の実現が求められている。

さらに、団塊世代が定年退職期を迎えるなど、高齢者の学習ニーズが高度化・多様化していく中で、高齢者が長年培ってきた能力や経験を生かし、地域社会の一員として主体的に活躍できるよう、高齢者学習の充実と学習成果の活用に向けた仕組みづくりが求められている。

また、生涯学習、芸術文化の振興を図るため、県立図書館、嬉野台生涯教育センター、人と自然の博物館に加え、震災後平成11年にコウノトリの郷公園、平成14年に県立美術館が開館・開園、さらに平成17年に県立芸術文化センター、兵庫陶芸美術館が開館、平成19年には県立歴史博物館がリニューアル、県立考古博物館が開館した。これらの施設では、「本物」と出会い、ふれることを通して感性や情操を養う参加体験型展示を行うとともに、体験型活動プログラム等を開発してきている。今後とも県民のニーズに対応した展示、プログラム等を提供していくことが求められる。

子どもは家庭において人間形成の基盤を培うものであり、家庭の教育力を高めるため、家庭

¹⁸ ニュースバル.....1.5GeVの電子ビーム蓄積リングを持つ中型放射光施設で、軟X線～真空紫外域の波長の光を利用することができる。光源の研究開発や微細加工、材料創製・評価などの産業応用研究、技術開発を行っている。

¹⁹ 大学コンソーシアムひょうご神戸.....県内34大学が、大学相互の連携を深めるとともに、地域社会・地方自治体や産業界及び県下の大学間連携組織と協力しあうことにより、大学における教育・活動研究の一層の向上を図り、地域社会の振興と発展に寄与するために、平成18年6月に設立された。

教育への支援が重要である。これまで、ひょうご家庭応援県民運動や子育て相談事業をはじめ、家庭教育に関する総合的な取組を進めてきた。今後とも、家庭の状況やニーズを踏まえながら、地域が家庭を支え、親が自信をもって安心して子育てができる環境づくりが求められている。

平成18年に開催された「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」は多くのボランティアに支えられ、大きな成果を収めた。本県ではこの「参画と協働」により実現した両大会を一過性のイベントに終わらせることなく、県民運動とボランティア活動²⁰を継承・発展させ、さらなるスポーツ振興をめざして、「兵庫県スポーツ振興本部」を設置し、平成20年2月に生涯スポーツ・競技スポーツ・障害者スポーツの振興を柱とする「兵庫県スポーツ振興行動プログラム」を策定した。

今後とも、「スポーツクラブ21ひょうご」を核として、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備やスポーツ人口の拡大を図るとともに、障害者が身近なところで障害の程度に応じたスポーツ活動に参加できる機会の拡大や障害者の社会参加を促す取組が求められている。

²⁰ ボランティア活動……自発的な活動。特に不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする自発的で自律的な活動。(地域型、テーマ型、職域型ボランティア活動が考えられる。)

第3部 兵庫の教育のめざす姿

1 基本理念

「第2部 教育をめぐる現状と課題」で述べた社会情勢の変化や本県がこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、本計画によりめざす兵庫の教育の基本理念を示す。

基調

元気兵庫へ ころろ豊かな人づくり

- 県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現 -

本県は、未曾有の大震災から、県民がともに力を合わせ、支え合いながら創造的復興を成し遂げてきた。今後とも、その過程で培ってきた参画と協働、連帯ときずなを礎に、未来を拓く活気に満ちた“元気な兵庫”をめざしていかなければならない。

元気な兵庫を実現するための原動力は、人づくり、すなわち教育にある。本県では、従来から県民運動として「ころろ豊かな人づくり」に取り組み、県民が一体となって子どもたちをはぐくむ取組を進めてきた。特に、大震災からの教育の創造的復興の過程で、ボランティアや助け合いなど共生の心をはぐくむとともに、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、全国に先駆けて兵庫型「体験教育」を展開するなど、学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちの教育に取り組んできたところである。

兵庫の特色ある教育をはじめとしたこれまでの教育の成果を踏まえるとともに、豊かな情操と道徳心、自律心、公共の精神など、今求められている教育の理念を示した改正教育基本法に基づき、今後とも「ころろ豊かな人づくり」を一層推進することが重要である。

「ころろ豊かな人づくり」のもと、兵庫の教育において培うべき力等を掲げると、以下の通りである。

心身ともに健康で、幅広い知識や教養を身に付け、豊かな情操や道徳心、命や自然を大切にできる態度を養うとともに、望ましい勤労観や職業観をはぐくみ、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと。

思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うとともに、地域の課題の解決に参画するなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展に貢献する力を培うこと。

一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重する態度を養うとともに、幅広い知識や教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと。

社会においてこのような態度や力を実践に生かし、生涯にわたって伸張する土台を培うことが、兵庫の教育の使命である。

以上の培うべき力等を今後本県がめざすべき人間像として表すと、次の四つにまとめることができる。

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- (2) ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら明日の兵庫を切り拓いていく人
- (3) 社会の構成員として自覚と責任をもって主体的に行動し、日本の未来を担う人
- (4) 我が国の伝統と文化を基盤として、世界に通用する力を培い、高い志をもって国際社会に貢献できる人

学校はもとより、家庭や地域は子どもたちの成長にかかわる当事者として、それぞれが自覚と責任をもち、子どもたちの教育に社会全体で取り組んでいかなければならない。「こころ豊かな人づくり」を推進するために不可欠なことは、これまでも本県が県民の「参画と協働」によりめざしてきた、県民すべてが教育にかかわることである。学校等の教育機関、家庭、地域、NPO、ボランティア、企業や民間事業者、社会教育団体、青少年団体、子どもの教育に携わる関係団体や機関等が連携協力しながら教育に取り組むことが求められる。

本県では、以上のことを基本理念とし、教育を県政の最重要課題に位置付け、引き続き全国の先駆けとなるような特色ある教育を進める。

基本理念の実現にあたっては、県は、市町との共通理解と適切な役割分担のもと、市町が地域の実情に応じて主体的に教育行政に取り組めるよう、市町との連携・協力を進めながら、県全体の教育の質的向上に努める必要がある。

また、教育課題が多様化・複雑化する中で、教育行政をより効果的に推進するためには、知事部局と教育委員会事務局の連携・協力を一層進めるとともに、教育委員会会議や教育委員の活動を一層充実することが求められている。

なお、本計画の具体的施策の推進にあたっては、行財政構造改革との整合性に配慮しつつ、選択と集中による施策の効率化を図りながら必要な予算を確保するとともに、教育があらゆる社会システムの基盤であるという認識のもと、現場重視の視点に立って、本計画を着実に推進する必要がある。

2 教育施策の重点目標

基本理念を実現するための教育施策の重点目標を定め、それぞれについての基本的認識やめざすべき方向を示す。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

子どもたちが自立して社会で生き、創造性を伸ばし、個人として豊かな人生を送るためには、公・私立学校ともに、「生きる力」をはぐくむこと、すなわち、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランス良く育てることが重要である。

全国学力・学習状況調査や国際的な学力調査によると、知識や技能の定着については一定の成果が認められるものの、それらを活用する力や学習意欲、学習習慣、生活習慣に課題があるなどの指摘があり、このような子どもの状況を踏まえた、学力の向上に取り組み、「確かな学力」を確立することが求められている。

また、社会のモラルの低下や都市化の進展に伴う地域の教育力の低下などが、子どもたちの豊かな心の育成に影を落としており、学校・家庭・地域が連携して、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度など、人生や新しい社会を切り拓く基盤となる力を育成することが求められている。

さらに、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、「生きる力」の基盤である「健やかな体」を育成することが重要である。学校教育はもとより、地域においても、子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備するとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進することが求められている。

このような「生きる力」の育成に際しては、発達段階に応じた教育を行うことが必要であり、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期の教育の充実が、これからの学校における教育への円滑な接続の観点からも求められている。

県立高等学校については、大多数の生徒が高等学校へ進学する中、多様な生徒の学習ニーズに対応した教育の充実を図る必要がある。

特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもをはじめ、特別な支援を必要とするすべての子どもたちの可能性を伸ばし、自立し社会参加するために必要な力をはぐくむことが求められている。

また、社会の複雑化や構造変化が進む中、望ましい勤労観、職業観をはぐくむため、小・中・高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等における職業教育・キャリア教育の充実が求められている。

建学の精神に基づく独自の教育理念と特色ある教育により、公教育の一翼を担っている私立学校については、以上のことに加え、適正な運営を確保し、多様な個性や能力を伸ばす教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助等私学教育の充実支援に努めていくことが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

幼児期の教育をはじめとし、公・私立学校ともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「生きる力」をはぐくむ。

学力向上方策の充実を図り、「確かな学力」の確立に取り組む。

情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進する。

道徳教育を充実し、人間形成の基盤となる道徳性など「豊かな心」の育成に取り組む。

国や郷土の伝統や文化に親しみ、歴史・文化の理解を深める教育を推進する。

体育・スポーツ活動や健康教育、食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組む。

職業教育・キャリア教育を通して、望ましい勤労観、職業観の育成に取り組む。

生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育改革を推進する。

ひょうごユニバーサル社会づくり²¹の理念に基づく特別支援教育の充実に取り組む。

建学の精神に基づく独自の教育理念のもと、特色ある教育を行う私学教育の振興に取り組む。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

子どもたちに豊かな人間性、社会性、自律性などをはぐくむためには、自然体験活動や社会体験活動などの機会を設けることが重要である。本県では、阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程で、兵庫型「体験教育」をはじめとして、子どもたちに困難にくじけずたくましく生きる力をはぐくむ教育を推進してきた。

現在、県民の参画と協働のもと、幼稚園・保育所における「ひょうごっこグリーンガーデン」、小学校の「環境体験事業」、「自然学校」、中学校の「わくわくオーケストラ教室」、「トライやる・ウィーク」、高等学校の「高校生地域貢献事業」、特別支援学校における「YU・らいふ・サポート事業」など、子どもたちが「命の大切さ」や「生きる喜び」を実感する教育活動や、持続可能な環境適合型社会の実現に向けた環境学習・教育などを、発達段階に応じて展開している。今後とも、体験活動の体系的な実施とその内容の充実を図るとともに、その成果を他の教育活動や日常生活等に生かしていくことが求められている。

震災の体験や教訓を生かした兵庫の防災教育については、自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うことを特徴としており、このような先進的な取組の一層の充実強化が求められている。

また、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題が生じている。特に、次世代を担う子どもたちに関しては、いじめや虐待などの事態が深刻化している。さらに、新渡日の人々を含む多くの外国人児童生徒においては、文化、生活習慣の違いなどから疎外感を感じたり、いじめを受けるなどの諸問題も生じている。そのため、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図る人権教育の取組を一層推進し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存しうる平和で豊かな共生社会を実現することが求められている。

こうした兵庫の特色ある教育の取組を発展させるためには、社会教育・生涯学習においても様々

²¹ ひょうごユニバーサル社会づくり……本県が推進する、障害のある人もない人も共に暮らす真に豊かな社会の実現のため、だれもが対等な構成員として、社会のあらゆる活動に参加、参画できる環境づくり。

な学習機会を提供することが求められている。

また、いじめや不登校等で悩んでいる子どもの数は依然として多く、子どもたちの悩み等を積極的に受け止め、適切に対応することが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動が行われるよう、兵庫型「体験教育」を推進する。

自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うよう、震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育を推進する。

人権という普遍的文化の構築をめざし、人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成に取り組む。

いじめ・不登校等に悩む子どもや保護者の悩み等に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実に取り組む。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

子どもたちは、学校、家庭、地域など様々な場での学びを通して成長していく。この三者の関係は、相互補完的であり、それぞれにおける学びが結びついて相乗的な効果をもたらすとともに、地域や家庭のつながりが深まることにもつながる。

こうした中、子どもたちが多様な体験や交流を経験し、豊かな成長がかなえられるよう、学校、家庭、地域のそれぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を持ち、相互に連携・協力し一体となって子どもたちの教育に取り組むことが重要である。

本県においては、地域住民が様々な経験や特技などを生かして、授業や部活動など学校の教育活動を支援する仕組みづくりや、学校安全ボランティアとして学校や通学路における子どもたちの安全確保などの取組を推進するとともに、地域住民の参画による放課後等の子どもたちの居場所づくりや、地域住民が主体となって子どもたちに体験活動等の機会や場を提供する取組を県内全域で展開してきた。今後も、学校が地域の参画を得ながら教育を推進するとともに、地域の人々が主体となって企画・運営する地域の教育活動や、青少年団体や社会教育団体が実施している社会教育活動に、一層広範な人々の参画が得られるよう取り組むことが求められている。

また、家庭は教育の原点である。保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し、道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を確立することは、「生きる力」を育成する上で重要な役割を担っている。一方、少子化、核家族化など子育てをする家族の環境の変化が進み、子育てに不安のある親や児童虐待が増えている中であって、地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりが求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

さまざまな教育活動を通して、地域の教育力の向上に取り組む。

地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりなどを通して、教育の原点である家庭の教育力の向上に取り組む。

4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

子どもが抱える問題や保護者の学校に対する要望が多様化する中で、学校が適切に対応するためには、校長のリーダーシップのもと、迅速かつ組織的に対応することや積極的に情報を公開することが重要である。また、普段から保護者や地域住民等への説明責任を果たしながら開かれた学校づくりを一層進め、学校と家庭、地域との信頼関係を確立することが求められている。

このため、教職員には、子どもにかかわる新たな教育課題等に適切に対応し、自信をもって子どもたちの教育にあたるよう、実践的な研修等を通じて教職員一人一人が資質向上に努めるとともに、心身の健康を保持することが求められている。

団塊の世代の退職に伴い、増加が見込まれる新規採用教職員の研修を充実し、実践力の向上を図るとともに、子どもと向き合う時間の確保につながる勤務時間の適正化も重要である。

また、学校施設の耐震化とともに、子どもたちの登下校の安全確保も含めて、学校生活を安全・安心に送れるよう適切な学習環境の整備・充実を図ることが求められている。

一方、教育をめぐる課題が多様化、複雑化する中で、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、期待される役割と責任を十分に果たし、県民の多様なニーズを的確に捉えつつ、適正かつ効果的な教育行政が行われることが求められる。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

学校評価²²等を通じて「開かれた学校づくり」を推進する。

教職員の協働体制の確立を推進し、学校の組織力の向上に取り組む。

教育課題に対応した研修や免許更新制度の実施を通して教職員の資質の向上を図るとともに、メンタルヘルス²³の保持・増進等を通じた教職員の健康管理を図る。

通学路等における安全確保や県立学校施設の耐震化など、安全・安心で質の高い学習環境を整備する。

教育の機会均等を確保するため、修学支援等の充実などに取り組む。

教育委員会評価の実施や移動教育委員会等の開催を通じ教育委員会機能のさらなる充実に取り組む。

²² 学校評価……各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること等を目的として、以下の実施手法により行う評価。

学校自己評価：各学校の教職員が行う評価

学校関係者評価：保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価 委員会等が、学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

²³ メンタルヘルス……精神衛生。精神的健康。

5 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

知識基盤社会²⁴の到来や18歳人口の減少が進む中、より高度な人材の育成や国際競争力のある研究水準の確保、地域社会との連携強化など多様化するニーズに対応するため、兵庫県立大学において教育、研究、社会貢献の各分野に積極的に取り組み、自律的かつ効率的な大学運営を行う。

また、多様な知の拠点を形成している県内40大学の連携や交流を促進し、各大学の特色を生かした教育・研究の充実や地域貢献活動を展開する。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

教育分野では、グローバルコミュニケーション科目（英語・情報）の充実や会計専門職大学院をはじめとした高度専門職業人の育成など、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力と国際的なコミュニケーション能力を備え、地域や国際社会で活躍できる創造性と自立性を有する人材の育成に取り組む。

研究分野では、ニュースバルや次世代スーパーコンピュータなど先進的な研究基盤を活用した先導的・独創的な研究やコウノトリの野生復帰、震災復興など地域の課題に対応した研究を展開する。

社会貢献分野では、地域とともに発展する大学として、知の創造フォーラムなどの生涯学習、インキュベーションセンター等を活用した産学連携、国際交流協定を締結した大学との学术交流など国際交流等を全学的な体制で推進し、地域社会や国際社会への貢献を積極的に展開する。

県立大学附属中学校と、附属高校との中高一貫教育を推進するとともに、県立大学と連携した中高大連携教育を実施する。

県内40大学の連携を促進し、それぞれの大学の特色を生かした教育・研究の推進、地域産業や地方自治体との連携による地域社会の活性化を推進する。

6 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

県民一人一人が、その生涯を通じて、その時々において生きがいを持ち、文化、芸術、スポーツ、教養などの社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動をもたらし、豊かな心をはぐくむものである。

県民一人一人が、それぞれの趣味を楽しみ、教養を高めることに生きがいを見いだしたり、学習した成果を生かして地域社会の課題解決等に参画することが求められている。

また、スポーツは、健康を増進し人生を豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会

²⁴ 知識基盤社会……新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

の形成に不可欠なものであり、県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境の整備が求められている。

以上の基本的認識に立って、以下のめざすべき方向に沿って、教育施策の重点目標の実現を図る。

県民一人一人が、生きがいを見いだしたり、学習成果を地域社会の課題解決に生かせるよう、県民の学習ニーズや社会の要請に応える社会教育・生涯学習の振興に取り組む。

県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに親しめるよう、「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」の成果を生かしたスポーツの振興に取り組む。

ひょうご教育創造プラン

(兵庫県教育基本計画実施計画)

目 次

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます	1
(1) 幼児期の教育の充実	1
(2) 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立	3
(3) 自尊心や自律性など道徳性をはじめとした「豊かな心」の育成	14
(4) 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成	20
(5) 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育の充実	24
(6) ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実	26
(7) 私学教育の振興	30
2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します	34
(1) 兵庫型「体験教育」の推進	34
(2) 震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育の推進	39
(3) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成	41
(4) いじめ・不登校対応など、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実	45
3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます	49
(1) 地域社会の連帯意識の再生と地域の教育力の向上	49
(2) 教育の原点である家庭の教育力の向上	53
4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます	56
(1) 学校の組織力の向上	56
(2) 教職員の資質能力の向上	58
(3) 開かれた学校づくりの推進	61
(4) 安全・安心で、質の高い学習環境の整備	62
(5) 教育委員会機能の充実	68

5	新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します	71
(1)	教育の充実・強化	71
(2)	研究のさらなる発展・高度化	76
(3)	社会貢献の積極的展開	80
(4)	顔が見える大学づくり、積極的な情報発信	84
(5)	県内外の大学の連携・交流の推進	85
6	県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します	87
(1)	県民の学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興	87
(2)	のじぎく兵庫国体やのじぎく兵庫大会の成果を生かしたスポーツの振興	94

教育施策の重点目標 1

自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

(1) 幼児期の教育の充実

幼稚園・保育所等における取組の充実

[今後の方向と目標]

幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、幼稚園、保育所に加えて、就学前の教育・保育ニーズに対応する「認定こども園¹」等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図る。

また、幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等が専門性を生かし、子育てに関する情報を提供したり、保護者からの子育てに対する相談に応じたりするなど、子育て支援を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。(なお、以下の事項で年度の記述がないものは、これまで取り組んでおり、今後も継続的に取り組む予定のものである。(以降のページも同じ。))

ひょうごっこグリーンガーデン(幼児期の体験型環境学習)

.....全幼稚園・認可保育所を対象

[施策の取組]

幼稚園教育要領の改訂の趣旨及び内容等の周知・徹底を図るとともに、実施に向けた取組を支援するため、研修の機会や場を提供する。

私立幼稚園における幼児教育の充実を図るため、経常費補助等を行うとともに、子育て支援のための事業を実施する。

私立幼稚園や民間保育所において、幼稚園や保育所に入所していない就学前の3～5歳児を対象として、専門的な保育、教育、体験活動を実施し、小1プロブレム²の解消を推進する。

幼保連携型、幼稚園型及び保育所型認定こども園に対する運営支援を実施し、認定こども園の設置を推進する。

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流や、教職員の合同研修を推進する。

幼児期から児童期への連続性をもった環境学習・教育の展開方法を研究し、子どもの発達段階を踏まえた環境体験活動を充実する。

¹ 認定こども園.....就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、幼児教育と保育を一体的に提供する施設。

² 小1プロブレム.....新しく小学校1年生になった児童が集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が継続すること。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

[これまでの主な取組]

幼稚園と小学校の確かな接続事業

県内に5地域に推進圏を指定し、幼児の生活及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の在り方について、家庭や小学校との連携を通して実践研究を行う。また、幼稚園における学校評価システムの導入を図るため、県内10地域において地区別幼児教育研修会を開催する。

小学校連携推進事業

在宅児童を対象に、小学校での生活にスムーズに馴染み、学習できるようにするため、基本的な生活習慣や集団生活を身に付けさせていく体験保育等を民間保育所で実施する。

私立幼稚園経常費補助事業

私立幼稚園における教育条件の維持向上、経営の安定化、父母負担の軽減を図るとともに、保護者や地域のニーズに対処し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、経常費補助や預かり保育推進事業補助等を行う。

私立幼稚園における子育て支援のための事業

地域の幼児教育センターとして、幼稚園児や就学前の在宅幼児の子育てを支援するため、幼児教育相談等事業やわくわく幼稚園開設事業、親子学級開設事業、2歳児子育て応援事業等を実施する。

待機児童対策

県、待機児童³を抱える市町等で構成する「待機児童対策県・市合同プロジェクトチーム」を設置し、保育所定員の弾力化の拡大、認可保育所の設置促進など、待機児童の解消に向けた対策の検討を進める。

認定こども園運営助成事業

就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢となる認定こども園の設置推進を図ることを目的に運営費の補助を行う。

ひょうごっこグリーンガーデン（幼児期の環境学習）

ひょうごっこグリーンガーデン実践事業：県内の幼稚園、保育所が実施する田畑や園庭などを活用した体験型環境学習の実践に要する経費を補助し、各園が日常性、継続性のある環境学習に取り組むきっかけづくりとする。

ひょうごっこグリーンガーデン研究会：学識者や体験型環境学習の専門家、幼稚園・保育所関係団体の代表者等で構成し、家庭と幼稚園・保育所との連携や本県の地域性を踏まえた環境学習の在り方を検討する。

幼児期の環境学習実践事例集の作成：幼稚園・保育所等での環境学習の実践方法や学習手法等を分析し、環境学習・教育を進める上で有効活用できる事例や具体的手法をとりまとめた実践事例集を作成・配布する。

幼稚園教諭・保育士環境学習リーダー研修：地域に根ざした環境学習を推進し、地域の核となる人材を育成するため、幼稚園教諭・保育士を対象に、ひょうごの環境学習の進め方等を学び、自ら自然体験をする研修を実施する。

ひょうごの環境学習・教育実践発表会：幼児期から児童期の発達段階に応じて、子どもたちが積極的に体験型環境学習に参加している状況を広く発信する。

私立幼稚園子育て相談実践事例講習会補助事業

私立幼稚園の教員に対して、複雑化する相談内容や困難事例等への対応能力を高めさせるため、兵庫県私立幼稚園協会が行う講習会に要する経費を補助する。

³ 待機児童……認可保育所への入所を希望し、国が定める要件を満たしているにもかかわらず、施設が不足しているため入所できない児童。

(2) 知識基盤社会に対応する「確かな学力」の確立



学力向上方策の充実

[今後の方向と目標]

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるためには、基礎的・基本的な知識・技能と、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を、車の両輪としてバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要である。

このため、少人数指導や補足的な学習といった個に応じたきめ細かい指導を一層充実するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、思考力・表現力など知識・技能を活用する力を育成する指導を充実するなど、学力向上に取り組む。

また、読書タイムや計算・書き取りなどの学習タイムは、基礎・基本の定着だけでなく、学習に取り組む姿勢が高まったり、読書の習慣が身に付くなど、人間形成の上で幅広い効果が期待される。

さらに、高等学校においては、学校の特色化・多様化を推進し生徒の学習ニーズに応えるとともに、課程や学科等の特色に応じた確かな学力を身に付けさせる取組を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

公立小学校高学年での教科担任制の研究推進（平成21年度～）

全公立小中学校で、反復学習のための学習タイムを週4回実施

全公立小中学校で、全国学力・学習状況調査結果を分析し、授業改善に活用

[施策の取組]

小・中学校においては、きめ細かな指導や多面的な児童生徒理解に基づく指導を行うため、新学習システムを推進するとともに、その成果や課題について検証を行い、個に応じた教育を一層充実する。特に、専門性を生かした学習指導や中学校での学習への円滑な接続に効果が期待される教科担任制については、少人数学習集団の編成と組み合わせた「兵庫型教科担任制」の研究を進める。

経験豊富な教員OBを小・中学校に派遣し、指導力向上支援や授業に関する相談・支援を行う。

高等学校においては、習熟度別指導等の少人数教育の充実に加えて、総合的な学習の時間の支援、特色ある教科、選択科目の開設のため、民間人等の非常勤講師の活用を図る。

学習指導要領の改訂の趣旨及び内容の周知・徹底を図り、教育課程の編成や実施における課題解決のための研究協議等を行うとともに、各学校での新学習指導要領の円滑な実施を支援する。

全国学力・学習状況調査の結果を全県的な視点から分析し、課題解決に向けて市町や学校を支援するとともに、学力と相関関係が見られた学習習慣の確立を図る先導的な取組等をまとめた実践事例集を作成し、各学校での取組を促進する。

読書習慣や学習習慣を身に付けさせるとともに、反復練習による読み、書き、計算の力を高

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

めるため、モジュール型の学習タイム⁴の実施を推奨する。

県立高等学校及び県立中等教育学校において、各校の特色に応じた学力向上プランの実践を支援し、その成果をすべての県立高等学校及び県立中等教育学校に普及する。

県立高等学校教育改革第二次実施計画を踏まえ、生徒の個性や多様なニーズに対応した魅力ある学校づくりを一層進めるため、積極的に特色づくりに向けた研究に取り組む。

[これまでの主な取組]

小・中学校における新学習システムの推進

児童生徒の成長発達段階や教科等の特性に応じて、柔軟に少人数学習集団を編成し、多くの教職員が児童生徒一人一人とかわかり、多様な能力や個性の伸長と基礎学力の向上を図るため、国の定数改善を活用しながら、新学習システム指導教員を配置する。

特色ある教育課程の推進

高等学校において、各校の特色化の推進に伴い、生徒の興味・関心や進路希望等に応じた多様・多彩な特色ある教育課程編成への取組を支援するため、民間人などの専門性のある非常勤講師等を配置する。

学力と学習意欲向上のための教育課程推進事業

各学校において、学習指導要領に基づいて教育課程のさらなる工夫改善を図るため、具体的な実践例を交流する研究集会を実施し、各教科等の具体的な指導内容や指導方法及び評価の在り方等諸課題の解決を図る。

ひょうご学力向上推進プロジェクト事業

全国学力・学習状況調査結果の分析・検証をもとに、全県的な課題に対応するため、学力向上方策等を検討するとともに、基礎学力の確実な定着に向けた指導方法の工夫改善を図るための教員研修の開催や研究校を指定した実践研究を行うなど、本県児童生徒の学力向上を図る。

学力向上実践推進事業

全国学力・学習状況調査の地域課題に対応するため、市町・学校の提案に基づき、先進的・意図的な取組を進める学校に非常勤職員を配置し、本県児童生徒の学力向上を図る。

学力向上ステップアップハイスクール事業

県立高等学校及び県立中等教育学校において、学力向上について総合的に取り組み、指導内容や指導方法の改善、指導体制、評価規準や評価方法についての実践研究を推進し、その成果をすべての県立高等学校等に普及する。

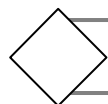
知識・技能活用能力向上事業～ことばの力向上プラン～

各教科等において、知識・技能を活用する能力を高めるために、まとめる力、伝える力、討論する力などの「ことばの力」を育成する本県独自の教材を開発し、すべての県立高等学校等に普及する。

「県立高等学校教育改革第一次実施計画」(H12～H20)の推進

「全日制高等学校長期構想検討委員会」の報告(平成11年6月)に基づき、国際化、情報化、少子・高齢化や生徒の多様化、生涯学習社会の進展等に伴い直面する様々な課題に対応し、子どもたちの「生きる力」の育成をめざし、生徒が成就感や達成感をもって、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進する。

⁴ モジュール型の学習タイム……反復学習等を行う場合に、10分から15分程度を一単位として組み合わせて時間割を組む指導形態。



理数教育の充実

[今後の方向と目標]

これからの「知識基盤社会」の時代においては、科学技術の重要性が一層高まると言われている。しかしながら、近年実施された国際的な学力調査等において、日本の子どもたちは、理科・数学において習得した知識・技能を実生活に活用する能力や学習に対する意欲・態度に課題があることが明らかになった。

このため、学校教育において、科学技術の土台である理数教育の充実が求められており、小学校高学年における専科教員による理数教育の充実や理科支援員の配置など、系統的な理数教育への取組を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

理数教育推進事業～ダ・ヴィンチ・プラン～の実施

人と自然の博物館の研究員による授業、学校での展示(学校キャラバン)、教員研修の実施

[施策の取組]

算数・数学や理科に対する関心や学習意欲を高めるため、知識・技能を実際の場面で活用する活動を充実する。

理科支援員や特別講師の配置により、小学校理科における観察・実験の活性化を図る。

学習指導要領の改訂や全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、算数・数学、理科に対する教員の指導力を高めるための研修を実施する。

高校生が日常生活と関連づけながら科学的に問題を解決する力を身に付けるとともに、科学技術等に対する興味・関心、意欲、能力を高める。

人と自然の博物館と学校が連携し、専門的な学習を受ける機会を設け、児童生徒の理科に対する興味・関心、意欲、能力を高める。

[これまでの主な取組]

理科おもしろ推進事業

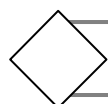
小学校の理科授業の充実・活性化を図るため、観察・実験を補助する理科支援員や先端科学技術に関する実験等の演示・体験活動などを行う特別講師を公立小学校に配置する。

理数教育推進事業～ダ・ヴィンチ・プラン～

児童生徒の理科、算数・数学に対する興味・関心を喚起するため、数学・理科甲子園、数学・理科教材・教員対象の研修講座の実施など、総合的な理科及び算数・数学教育の充実に取り組む。

人と自然の博物館の博学連携事業

児童生徒の理科に対する興味・関心を喚起するため、博物館と学校が連携し、研究員による授業、学校での展示(学校キャラバン) 教員研修などを実施する。



情報教育の充実

[今後の方向と目標]

高度情報通信ネットワーク社会が一層進展する中で、子どもたちに情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や情報モラルをはぐくむとともに、「確かな学力」や学ぶ意欲の向上に資するため、教育の情報化は学校教育における不可欠な要素である。

このため、児童生徒の発達段階に応じて情報活用能力を育成するとともに、ICT⁵の活用による指導方法の工夫改善を図り、すべての教科等で幅広い視点でICTを有効に活用する幅広い取組を進める。

また、子どもたちの携帯電話の利用が進む中、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の拠点校を指定し、研究成果の全県への普及を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

平成22年度までに、以下のICT環境整備を実施……全公立学校を対象

- ・ 校内LAN⁶整備率100%（平成22年度）
- ・ 教育用コンピュータ1台当たり児童生徒数3.6人
- ・ 超高速インターネット接続率100%

教員用コンピュータ1人1台……全県立学校を対象

教員のICT活用指導力の向上

- ・ すべての教員がICTを活用して指導できる（平成22年度）

[施策の取組]

初心者でも使いやすい教材・コンテンツの素材を集積し、ICTを活用した指導方法の工夫改善を促すとともに、すべての教員がICTを活用して指導できるようになることをめざす。

教員が子どもたち一人一人に向き合う時間を確保する観点から、校務の情報化を進める。

子どもたちの携帯電話でのメールやインターネットの利用が進む中、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進する。

⁵ ICT……Information Communication Technology の略。情報通信技術。IT(Information Technology)と同義で使われる。

⁶ 校内LAN……校内に分散配置されているサーバーやパソコンなどを結ぶネットワークシステム。

[これまでの主な取組]

教科等におけるICT教材開発事業

ICT活用による確かな学力の向上や、教員のICT活用指導力の向上を図るため、教科等の指導でだれもが活用できるICT教材の開発（蓄積）普及を行う。

e-スクールコンソーシアムの運営

教育関係機関及びIT関連企業などが連携協力を図りながら教育情報の共有化や、ネットワークを活用した教育活動及び教育用コンテンツの流通等の支援を行う。

ICT活用重点促進事業

すべての教員のICTを活用した指導力を向上させるため、e-ラーニング⁷を活用した研修を実施する。

情報教育専門推進員の配置

学校における情報教育の推進を図るため、各教育事務所に情報教育専門推進員を配置する。

地区別情報教育研修会

教員の指導力向上やICT環境の整備及び情報モラル教育等に関する研修会を教育事務所ごとに開催する。

県立学校情報モラル研究モデル指定校事業

生徒への情報モラルの指導方法、教材開発等の先進的実践研究を行う。

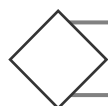
デジタル情報等の共有化促進事業

授業で有効に活用できる教育用コンテンツ等のデジタル情報の共有化を図るため、大型ディスプレイ等の表示装置を整備し、その利活用に向けての実践事例の提供、共有等の実践研究を行う。

教育情報ネットワークの運用

兵庫県内の公立学校等に情報通信サービスを提供することにより、教育活動及び学習活動を支援する。

⁷ e-ラーニング……パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して行う教育。



言語活動の充実

[今後の方向と目標]

知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力の基盤となるのは、言語に関する能力である。また、国語をはじめとする言語の能力は、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤であり、子どもたちのことばの力を培うことは極めて重要である。

このため、国語をはじめすべての教科において言語に関する能力を高める学習指導の工夫改善を図るとともに、「ひょうご子どもの読書活動推進計画」の改正を踏まえ、学校と公立図書館との連携や読書ボランティアの養成に取り組むなど、子どもたちの読書活動を一層推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

県立高等学校・中等教育学校を対象とした「ことばの力」を育成する本県独自の教材の作成（平成21年度）とそれを活用した授業の全県展開

読書習慣の育成……家庭で1日30分以上読書する児童生徒の割合が全国平均を上回る

[施策の取組]

学習指導要領の改訂を踏まえて言語活動の充実を図るため、「知識・技能を活用する学習活動」指導事例集を作成し、教科の特質に応じてレポートの作成、説明、討論、論述などの学習活動を促進する。

学校図書館の活用を含めた読書活動の充実を図るため、読書活動推進事例集を作成し各学校での活用を図る。

すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、「ことばの力」の向上のために新たに作成する教材を活用し、各教科において知識・技能を活用する学習活動を充実する。

「ひょうご子ども読書推進計画」を改正し、市町における読書推進計画の策定を促進することで、子どもの読書活動の推進を図る。

[これまでの主な取組]

ひょうご学力向上推進プロジェクト事業（再掲 p.4）

知識・技能活用能力向上事業～ことばの力向上プラン～（再掲 p.4）

ひょうご子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進や環境の整備・充実に向けて、子ども読書関連各種研修会や、兵庫県子どもの読書活動推進連絡会の開催等を通して、子どもが本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりを全県的に支援する。



国際化に対応した教育の推進

[今後の方向と目標]

国際化が一層進展する中で、異なる文化や歴史を有する様々な国や地域の人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められている。

このため、学習指導要領の改訂により新たに導入される小学校高学年の外国語活動では、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養い、中・高等学校ではコミュニケーション能力を育成、向上していく。さらに、異なる文化や歴史を尊重する態度を育成するため、歴史に関する教育の充実を図るとともに、宗教に関する一般的な教養に関する教育を行う。

また、外国人生徒等との交流を通して文化や価値観などの違いを実感する体験活動の機会や場の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

小学校における外国語活動のための研修の実施(平成21・22年度)……全公立小学校を対象
外国語指導助手(ALT)の配置・訪問の実施

……全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置
外国語指導助手の活用授業時数の拡大を図り、全県立高等学校及び県立中等教育学校への配置・訪問を継続

次世代育成国際交流事業の実施……・本県姉妹州省の高等学校との生徒交流の推進

- ・ASEAN諸国教育関係者との交流推進
- ・西オーストラリア州との教員交流の実施

[施策の取組]

学習指導要領の改訂により新たに導入される小学校高学年の外国語活動の実施に向け、全公立小学校の担当教員を対象とした研修を実施する。

すべての県立高等学校及び県立中等教育学校において、外国語指導助手の配置等を行うとともに、外国語指導助手を積極的に活用する教育課程を編成している学校については、外国語指導助手の重点配置を行うなど、実情に応じたより効果的な配置を行い、英語の理解力、表現力の向上及び教員の英語力の充実をめざす。

文化や価値観の違い等を学び、国際社会の一員としての幅広い教養と豊かな人間性の育成を図るため、姉妹州省等における現地の高校生等との交流の内容等の充実を図る。

県立高等学校及び中等教育学校において、引き続き、本県が独自に開発した教材「日本の文化」を活用し、日本の歴史・文化の理解を深める教育を充実する。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

[これまでの主な取組]

小学校国際理解推進モデル事業

総合的な学習の時間等において、児童が外国語に触れたり、外国の生活・文化に慣れ親しんだりするような小学校段階にふさわしい体験的な学習を行う中で、小学校における国際理解活動の実践的な取組を拠点校において研究する

外国語指導助手（ALT）招致事業

アメリカ合衆国やイギリス等の英語圏諸国から外国語指導助手を招致し、直接に指導を受けることにより、本県の高等学校生徒等の英語の理解力、表現力の向上及び教員の英語力の充実にめざすとともに、地域レベルでの国際交流の推進を図る。

次世代育成国際交流事業

高校生が国際社会の一員として、幅広い教養と豊かな人間性の育成をめざし、高校生の海外での体験活動を一層充実するため、本県高校生の安全確保や便宜供与の支援が期待できる姉妹州省において、現地の高校生等との交流を通して文化・価値観の違いを実感することのできる体験活動プログラムに基づく活動等を行う。

高等学校「日本の文化」の全県展開

県立高等学校及び中等教育学校において、本県が独自に開発した教材「日本の文化」を活用し、生徒が日本の歴史・文化を学ぶ機運を高める。



職業教育・キャリア教育の推進

[今後の方向と目標]

社会構造が大きく変化し、雇用の多様化・流動化が進む中、フリーターなどの若年者の不安定就労や、いわゆるニート⁸と呼ばれる若者の存在が社会問題となっている。子どもたちが「生きる力」を身に付け、様々な課題を乗り越えていくたくましさを持ち、社会の変化に流されることなく、社会人・職業人として自立していくためには、子どもたち一人一人が望ましい勤労観、職業観を身に付けることができるよう、職業に従事するために必要な知識、技術、態度を修得させることを目的とした職業教育、望ましい勤労観、職業観を育てるキャリア教育を充実することが求められている。

このため、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的な職業教育・キャリア教育の充実に取り組む。その際、職場体験やインターンシップなどの体験活動を取り入れるとともに、実践的な職業教育を行う専修学校・各種学校との連携を深め、子どもたち自身が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来について考えるよう支援する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」……全公立中学校2年生を対象

「ひょうごの匠」の派遣による中学生の学校での体験学習の推進……県内20中学校を対象
高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施

……全県立高等学校等の2年生中心から1年生にも拡大

「ひょうご匠の技」探求事業……全県立工業高等学校に拡大

「ひょうごの達人」招聘事業……職業に関する学科を設置する全県立高等学校に拡大

「ものづくり大学校」(仮称)の整備(平成23年度から順次供用開始)

「はばたきサポート」(後期中等教育の充実事業)……県立特別支援学校20校を対象

[施策の取組]

生徒の社会的自立を促す教育としてのキャリア教育の視点に立って、「トライやる・ウィーク」の取組の充実を図る。

近年、若年層を中心にものづくり離れが顕著になっており、技能後継者の確保難が懸念されていることを踏まえ、中学生に技能の大切さや魅力を理解させるため、「ひょうごの匠」キャラバン隊派遣事業を実施する。

「はばたきサポート」の調査研究の結果を踏まえ、職業学科を見直し、社会の変化や生徒の障害の状態に応じた適切な職業教育の充実を図る。

県経営者協会、能力開発協会等の関係団体と連携しながら、高校生の事業所でのインターンシップの実施をめざす。

高度熟練技能者を招聘する「ひょうご匠の技」探求事業を実施することで、ものづくりの技

⁸ ニート……Not currently engaged in Employment, Education or Training の略語。「若年無業者(学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15~34歳の個人)」のうち就職したいが就職活動をしていない者または就職したくない者。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

術・技能に興味関心の高い生徒を育成するとともに、その能力を伸ばし、実践的工業技術者を育成する。

各学校の実態に応じた専門家を招聘する「ひょうごの達人」招聘事業を実施することで、生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援する。

中学卒業者の進路選択の幅を広げ、後期中等教育の多様化に資するため、私立専修学校高等課程に対する補助を行う。

先進的で特色ある教育の推進と職業教育・専門教育の充実強化を図り、その振興に資するため、私立専修学校専門課程に対する補助を行う。

ものづくりの現場を支える人材の育成と、子どもたちがものづくり体験を通して、その楽しさ、大切さを理解し、職業意識の醸成を図ることを目的として、「ものづくり大学校」(仮称)を整備し、その活用を図る。

次代の農業を担う後継者や地域農業リーダー等の担い手の確保は農業の大きな課題であり、農業大学校において人材の養成・育成に努める。

[これまでの主な取組]

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」

「生きる力」を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって心の教育の充実を図るため、公立中学校（中等教育学校前期課程、市立特別支援学校中学部を含む）2年生が、1週間、地域や自然の中で様々な社会体験活動を行う。

「ひょうごの匠」キャラバン隊派遣事業

現役で活躍するトップクラスの技能者である「ひょうごの匠」を県内中学校20校に招聘し、職種毎に講話や実演を行うとともに、生徒自身の手でものづくり体験をすることにより、技能の大切さや魅力を理解させる。

後期中等教育の充実事業（はばたきサポート）

地域や学校の実情に応じ、就労をめざす特別支援学校高等部の生徒に対し、作業学習等の指導内容・方法の一層の充実を図り、就労を見据えた職業教育等の充実に関する調査研究を実施する。

高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン -

全県立高等学校2年生中心に、将来めざす職業にかかわる職場や地域の企業等におけるインターンシップを実施し、望ましい勤労観、職業観を育成する。

「ひょうご匠の技」探求事業

全県立全日制工業高等学校12校に実技指導のための高度熟練技能者を招聘し、実践的な指導を通して、ものづくりの技術・技能に興味・関心を高め、その能力を伸ばし、特に地域産業界に貢献できる実践的な工業技術者を育成するとともに、教職員を対象とした技能伝承研修会を開催し、教員の専門技術・技能の質的向上と教育力向上を図る。

「ひょうごの達人」招聘事業

職業に関する学科を設置する県立全日制高等学校26校を対象に、実習や課題研究等の実技指導に専門家を招聘し、生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援し、職業に関する学科をもつ高校における特色づくりを推進するとともに、教職員を対象とした技能伝承研修会を開催し、教員の専門技術・技能の質的向上と教育力向上を図る。

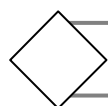
私立専修学校に対する補助

- ・私立専修学校高等課程振興費補助：後期中等教育の多様化に資することを目的に、修了者に大学入学資格が付与される高等課程を設置する私立専修学校に対し、その学校運営基盤の強化を支援するため、経常的経費に対する補助を行う。
- ・私立専修学校専門課程振興費補助：私立専修学校の国際化、高度情報化、技術化への対応など先進的で特色ある教育の推進と職業教育・専門教育の充実強化を図り、その振興に資するため、経常的経費に対する補助を行う。

農業大学校

農業技術の高度化、経営の専門化に対応し、現代的な農業経営を行うために必要な知識・技術・経営管理能力及び組織活動能力を修得させ、次代の農業を担い、地域における農業の振興等に指導的役割を果たす人材を養成する。併せて、新規就農者及び予定者、地域農業の担い手及びリーダーを育成するため、社会人を対象とした各種農業技術研修を実施する。

(3) 自尊心や自律性など道德性をはじめとした「豊かな心」の育成



道德教育の充実

[今後の方向と目標]

社会の変化に伴って、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の低下が指摘される中、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神などを養うことが求められている。

このため、道德教育の充実に向けて、道德教育推進教師を中心に校内の指導体制を整備するとともに、道德の時間での学びと道德的実践の場である体験を両輪として、調和のとれた道德教育の充実に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

道德教育の指導の手引きの作成（平成21年度）

道德教育の副読本の作成（平成21年度～）

道德教育の研修の実施……全小・中学校の道德教育推進担当者を対象

[施策の取組]

学習指導要領の改訂を踏まえ、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成を重点指導内容として指導の手引きを作成するとともに、兵庫の先人たちの多様な生き方や考え方等に触れる道德教育の副読本を作成し、発達段階に応じた体系的な指導を進める。

体験活動を道德的実践の場と位置づけ、本県が体系的に実施している体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動と道德の時間とを関連づけた指導を進める。

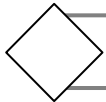
道德の地域教材の開発・活用促進のため、先行事例の成果の周知や教員の教材開発力を高める研修会を開催する。

道德の時間の充実のため、各学校の年間指導計画を整備するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという機運を醸成するため、道德の授業の公開を推進する。

[これまでの主な取組]

道德教育充実事業

道德教育のさらなる充実をめざし、道德の時間の指導内容や指導方法等の工夫改善が図れるよう、教員研修を実施するとともに、各学校での道德教育推進体制づくりを支援する。



児童生徒の発達段階に応じた体験活動の推進

[今後の方向と目標]

子どもたちに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うためには、家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊訓練やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした創意工夫ある指導を行うことが重要である。

本県では、「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの体験活動に先進的に取り組み、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動を実施している。こうした取組において、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりや感動する心など豊かな人間性をはぐくむ取組を一層推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

環境体験事業.....全公立小学校3年生を対象(平成21年度～)

自然学校.....全公立小学校5年生を対象

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施.....全公立中学校2年生を対象(再掲)

高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施

.....全県立高等学校等の2年生中心から1年生にも拡大(再掲)

高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク - の実施

.....全県立高等学校等の1年生中心から2年生にも拡大

YU・らいふ・サポート事業.....県立特別支援学校23校を対象

障害児の自然体験活動推進事業.....小・中学部を設置する公立特別支援学校41校を対象

[施策の取組]

子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動を展開する。

[小学校]

- ・環境体験事業、自然学校：自然学校評価検証委員会の提言を踏まえ、環境体験事業と自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を生かした弾力的な実施に取り組む。

[中学校]

- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、地域に活かす「トライやる」アクション：「トライやる・ウィーク」評価検証委員会の提言を踏まえ、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組を充実させるとともに、「『トライやる』アクション」の活性化を図り、人間関係づくりを基礎に、地域や社会の活動に積極的に参画する主体的な生徒の育成を図る。
- ・私立中学校社会体験活動推進事業費補助：他人を思いやる心を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」をはぐくむことをめざす。

1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組みます

〔高等学校〕

- ・高校生地域貢献事業 トライやる・ワーク :各学校が取り組んできた特色ある活動を、地域住民等との連携を進めることで、より地域に密着した取組として定着させる。
- ・高校生就業体験事業 インターンシップ推進プラン :県経営者協会、能力開発協会等の関係団体と連携しながら、事業所でのインターンシップの実施をめざす。
- ・高校生ふれあい育児体験事業、私立幼稚園高校生保育体験推進事業:高校生が、乳幼児とのふれ合いを通して乳幼児についての理解を深めるとともに、子育ての喜びや悩みを感じるにより、自分自身の生き方を考える契機とする。
- ・福祉教育:地域人材を活用し、地域の特色を活かした生徒の福祉活動の機会を設けるとともに、複数の教科や分野を関連させた多様な実践を推進する。

〔特別支援学校〕

- ・YU・らいふ・サポート事業:家庭及び地域社会等との連携や幼児児童生徒の障害に応じた対応により、一人一人の社会性を養うとともに、自立して社会参加する基盤となる「生きる力」を育成する。
- ・自然体験活動推進事業:自然体験活動を通して、集団の中での使命感や達成感、協力し助け合って生活する力を身に付けさせ、集団生活における基本的な生活習慣の向上を図る。

[これまでの主な取組]

環境体験事業

人間形成の基礎が培われる時期に、命の大切さを学ぶため、公立小学校3年生が年間3回程度地域の自然に出かけていき、地域の人々等の協力を得ながら、五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を実施する。

自然学校

学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、全公立小学校5年生が、人や自然、地域社会とふれあうなど、様々な体験活動を通して「生きる力」を育成するため、長期宿泊体験活動を行う。

環境教育の充実

学校教育において環境教育を推進するため、指導資料の作成・活用や指導者養成に取り組むとともに、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰する。

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(再掲 p.13)

地域に活かす「トライやる」アクション

休日や長期休業中等に、中学生が地域に貢献する活動や「トライやる・ウィーク」の活動を継続する取組を校区推進委員会の支援のもとに実施する。

南但馬自然学校の運営

豊かな自然での自然体験活動及び集団生活等を通して、自然、人及び地域とのふれあいを深める、こころ豊かな青少年の育成を図ることを目的に、自然学校の場の提供、体験活動指導者研修の実施、自然学校等のプログラムの調査研究及び情報提供等を行う。

福祉教育の推進

地域の高齢者との日常的なかかわりや福祉施設の訪問などの交流やボランティア活動などの体験活動を通して、思いやりや充実感を体得し共に生きる力をはぐくむ。

高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - (再掲 p.13)

高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク -

全県立高等学校の1年生を中心とした、クラス単位によるボランティア活動、グループ単位による福祉活動等、学校独自の企画や複数校の共同企画による活動を支援する。

高校生・ふれあい育児体験

県立高等学校の生徒が保育所・幼稚園や子育て学習センター等を訪問し、保育所・幼稚園等の乳幼児と直接ふれあう体験を通して、子育ての大切さや子どもの成長発達に果たす親の役割、子育て支援等について学習する。

ひょうごユースセミナー

子どもたちの個性や適性を十分に伸ばし、こころ豊かな人間形成を図るため、学校教育以外の分野で、多様な創造活動や集団活動、自然体験や勤労体験等ができる学習機会を提供する。

YU・らいふ・サポート事業

地域社会とのふれあいを通し、幼児児童生徒等が自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」と社会性の育成を図るとともに、特別支援教育への理解を推進する。

障害児の自然体験活動推進事業

自然とのふれあいや集団活動などの経験を通して、自立をめざした知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、豊かな心情や社会性を養う。

私立中学校社会体験活動推進事業費補助

地域に学び自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」をはぐくむことをめざし、私立中学生を対象に実施される様々な社会体験活動に対して補助する。

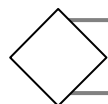
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

[本県の取組]

ア 国と共催した「子ども農山漁村交流プロジェクト推進セミナー」(H20.5.9神戸市内)の開催

イ 同プロジェクトの趣旨を踏まえた「農山漁村におけるふるさと生活推進校」の指定(10校)

ウ 同プロジェクト受入地域の整備(豊岡市、養父市、香美町、朝来市、姫路市、新温泉町の6地域、7受入協議会)



伝統と文化に関する教育の推進

[今後の方向と目標]

これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。

このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国を愛する態度を養う教育を推進する。

また、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動に参加できる機会を提供するとともに、地域において子どもたちが伝統文化を体験・修得する取組を支援するなど、芸術文化活動を通して豊かな心をはぐくむ教育を推進する。また、文化部活動が個性を伸張し、豊かな情操をはぐくむ上で果たす役割を踏まえ、生徒それぞれの興味関心に応じて芸術や文化に親しむ態度を養う。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

伝統文化体験フェア……参加者数1,500人

[施策の取組]

オーケストラの演奏を鑑賞する機会を設け、豊かな情操や感性をはぐくむ。

伝統文化を体験することにより、子どもたちに歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重し、地域を愛する態度を育て、伝統文化を確実に継承・発展させることをめざす。

地域の伝統文化や伝統芸能などを継承、発展させるため、特に青少年に対する教育プログラムの充実や後継者の育成を行うとともに、世代を超えた地域での交流行事を実施するなど、地域ぐるみで伝統文化や伝統芸能の振興を図る。

兵庫県高等学校総合文化祭の各部門別発表会の参加者の増加を図るとともに、新たに総合文化祭に参加する部門数を増やす。

伝統文化の魅力を展示や実演、体験コーナーなどにより県民に紹介し、新たな鑑賞者層や担い手の獲得に努めることにより、伝統文化の振興を図る。

[これまでの主な取組]

高等学校「日本の文化」の全県展開（再掲 p.10）

中学校総合文化祭

中学校及び地域における文化活動の振興に資するために、中学生による音楽・書写・美術・郷土芸能等の文化活動の総合的な発表会を実施する。

兵庫県高等学校総合文化祭

高等学校生徒の芸術文化活動の振興を図るため、全県的な芸術文化活動の発表会を開催する。

青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～

豊かな情操や感性を身に付けさせるために、中学校1年生が、県立芸術文化センターで本格的なオーケストラの演奏など鑑賞会を実施する。

郷土伝統芸能の継承

伝統ある郷土の文化を後世に伝えていくため、高等学校において郷土伝統芸能の継承を図る部活動を育成する。

伝統文化子ども教室事業

日本の伝統文化のうち、子どもが体験・修得することが適切と認められるもので、民俗芸能、邦楽、地域の年中行事等を実施する。

親子で楽しむひょうご寄席

日本の伝統芸能のエッセンスを楽しく伝えることができる落語を通して、伝統文化の裾野を広げ、また同時に近年失われつつある家族のきずなを確かなものとするため、親子、孫が落語を通して伝統文化に親しむ機会を提供する。

伝統文化体験フェア

伝統文化の魅力を展示や実演、体験コーナーなどにより県民に紹介し、新たな鑑賞者層や担い手の獲得に努めることにより、日本の伝統文化の振興を図る。

県公館伝統文化発信事業

県公館和風会議室において、県民に素晴らしい伝統文化に触れる機会を提供することにより、県民の伝統文化に対する関心を高める。

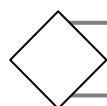
県民芸術劇場

県内各地において、小・中・高校生をはじめとする県民に、優れた舞台芸術の鑑賞及び参加・体験機会を提供する。

県立ピッコロ劇団ファミリー公演

ファミリーを対象に、演劇を中心とした優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。

(4) 運動や食育、健康教育を通じた「健やかな体」の育成



体育・スポーツ活動の推進

[今後の方向と目標]

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっている状況を踏まえ、子どもたちに生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められている。

このため、全国体力・運動能力等調査の結果から子どもたちの体力と運動能力等の関係を分析・検証し、学校における体力向上の取組を推進する。また、運動部活動が心身の健やかな育成に果たす役割を踏まえ、生徒がそれぞれの興味関心に応じて、スポーツに親しみ、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育成する。

また、子どもたちが地域において気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進することにより、子どもたちのスポーツ活動の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

新体力テスト項目⁹で全国平均と同等または上回る項目の割合

.....小学生・中学生80%以上（平成23年度）

新体力テスト項目で全国平均と同等または上回る項目の割合

.....高校生90%以上（平成23年度）

[施策の取組]

各種の実技講習会等を実施し、体育や運動部活動に携わる教員の指導力向上を図る。

児童生徒の体力・運動能力の現状を把握しながら、「運動プログラム」等を積極的に活用するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る。

運動部活動については、生徒や教職員の生活全体のバランスが失われないような適切な指導を行うとともに、活動時の安全を確保する。

専門的指導者がいない運動部に外部指導者を派遣するなど、運動部の活動が計画的、効果的に実施されるよう支援する。

⁹ 新体力テスト項目.....小学生：握力・上体起こし・長座前体屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ
中学生：握力・上体起こし・長座前体屈・反復横とび・持久走または20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ

[これまでの主な取組]

小学校教員体育実技指導力向上事業

小学校教員を対象に、体育実技の指導力向上を図るための実技講習会を行う。

学校体育実技指導者講習会

小・中・高・特別支援学校の体育担当教員を対象に、体育実技の指導力向上を図るための実技講習会を行う。

体力・運動能力等調査

児童生徒の体力・運動能力の現状を把握するため、小・中・高校の各抽出校で実施した新体力テストを集計・分析するとともに、結果を県内の小・中・高・特別支援学校に発信し、体力・運動能力の向上に資する。

学校体育実技武道（柔道・剣道）認定講習会

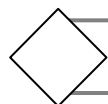
柔道・剣道担当教員の実技指導力の向上を図るための講習会を開催する。

ひょうごキッズ「元気アップ」実践推進事業

平成16年度に本県独自に作成した「運動プログラム」等を県内の小学校で積極的に活用し、児童の体力・運動能力の向上を図る。

パワーアップ&サポート運動部活動支援事業

専門的指導者のいない公立中学校、県立高等学校の運動部に外部指導者を派遣し、運動部活動の充実と安全性の確保を図る。



食育をはじめ健康教育の推進

[今後の方向と目標]

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して組織的に健康教育に取り組むため、健康教育に関する研修を通して教職員の資質の向上を図るとともに、保護者、地域の専門家・関係機関との連携を密にし、協力体制を整備する。

なかでも、学校における食育については、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、各種団体との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組む。

また、地域ボランティアの協力を得ながら環境教育と連携させた体験教育を展開するなど地域とも連携した活動を広げ、学校・家庭・地域で子どもたちの食育に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

公立小中特別支援学校における食に関する年間指導計画作成率……100%

学校給食での県産品使用割合……26%（～平成23年度）

[施策の取組]

多様化・深刻化している子どもの心身の健康課題を解決するため、研修を通して教職員の資質向上を図り、学校保健計画に基づいて学校内の組織を整備し、保健教育と保健管理を充実する。

児童生徒の心身の健康状態について保護者や学校医等の関係機関と連携し、適切な保健管理・保健指導を行う。

市町教育委員会における食育推進体制の整備並びに指導計画の作成を推進し、指導体制の充実を図る。

子どもたちの発達段階に応じた食育の効果的な指導内容や教材の研究を進めるとともに、体験活動等を通して、子どもたちの心に働きかける指導の充実を図る。

学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、学校給食における地産地消¹⁰を推進するほか、教科等の指導にも生かせる献立づくりを支援するなど、学校給食の充実を図る。

学校における食育の取組について、家庭や地域に対し積極的な情報発信を行うとともに、生産者等の地域人材を活用するなど、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちの食育に取り組む。

¹⁰ 地産地消……地域で生産された物をその地域で消費すること。

[これまでの主な取組]

ひょうご食育推進事業

「学校における食育実践プログラム」に基づき、学校における実践研究、教職員の理解促進・資質向上を図るための研修会を開催するなど、学校における食育の全県展開を図る。

子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するために、学校・家庭及び地域の専門家・関係機関との連携を強化し、地域レベルの組織・体制を構築するため、「学校保健推進計画」の策定、専門医の学校への派遣、モデル地域での実践を行う。

スクールヘルスリーダー派遣事業

心身の健康問題の複雑化・多様化に適切に対応するため、退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして学校に派遣し、教職員の資質向上を図る。

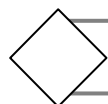
児童生徒の健康診断等

毎年、各学校において定期・臨時に健康診断を実施し、その事後措置を行い、児童生徒の心身の健康状態を把握、指導や管理の課題や内容を検討、必要な対策を講じ、児童生徒の健康の回復や保持増進を図る。

地産地消学校給食推進事業

県内の農林水産業と結びついた身近な食材に接することを通して、次代を担う児童・生徒の食と農林水産業への理解促進を図るため、普及啓発を行うとともに、県産農林水産物を活用した学校給食の実施推進を市町等に事業委託する。

(5) 生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育の充実



県立高等学校教育改革の推進

[今後の方向と目標]

「全日制高等学校長期構想検討委員会」報告（平成11年6月）等を受けて策定した「県立高等学校教育改革第一次実施計画」（平成12年度～20年度）に基づいて高校教育改革を推進し、総合学科や単位制など新しいタイプの学校を設置するとともに、普通科の特色化を進めてきた。その中で、仕事や生活の環境などのライフスタイルに合わせて学べる多部制高校や、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒がともに学ぶ中高一貫の中等教育学校を設置するなど、生徒の多様な学習ニーズに対応してきた。

こうした成果を踏まえ、引き続き、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進するという基本理念のもと、平成20年2月に「兵庫県高等学校第二次実施計画」（平成21年度～25年度）を策定した。

今後は「第二次実施計画」に基づき、各学校での教育内容の一層の充実を図ることや、今後の生徒数の動向等を考慮しつつ、活力ある教育活動を維持し、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

県立高等学校教育改革第二次実施計画の着実な実施（平成21年度～）

- ・通学区域の在り方の検討
- ・入学者選抜制度の改善 など

[施策の取組]

「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を着実に推進する。

(1) 魅力ある学校づくりの推進

- ・学校数や生徒数の増加状況、交通の利便性を考慮し、全日制普通科単位制高校を、阪神地域に学校改編により新たに設置する。
- ・専門性の高い学びを実践しているコースや、特色ある学びを継続・発展させているコースを専門学科に改編することを推進する。
- ・中・西播磨地域及び丹波地域において、すべての学年が1学級となった学校について、特色ある学校として連携型中高一貫教育校に改編することを推進する。

(2) 県立高等学校の望ましい規模と配置

- ・既設の分校については、小規模校として存続する必要性、学区内の生徒数の推移や本校及び近隣校と分校との学級数のバランスを考慮した上で、その在り方を検討する。
- ・新しい選抜制度を導入する際に、学校数の少ない学区については、生徒の学校選択の幅を確保する観点から、近隣学区との統合を検討する。
- ・生徒の希望状況や市町合併、中学校の進路指導に与える影響なども踏まえつつ、今後全県の通学区域の見直しも含めて望ましい在り方を検討する。

- (3) 入学者選抜制度・方法の改善
- ・ 複数志願選抜と特色選抜について、その成果と課題を検証しながら全県的に導入を推進する。
- (4) 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置
- ・ 働きながら学ぶ生徒や中途退学者の見直し、自分のペースで学びたい生徒など幅広いニーズをもつ生徒に対応するため、多部制単位制高校の阪神地域及び播磨地域への設置を検討するとともに、近隣の定時制高校の募集停止を検討する。

[これまでの主な取組]

「県立高等学校教育改革第一次実施計画」(H12～H20)の推進

「全日制高等学校長期構想検討委員会」の報告(平成11年6月)に基づき、国際化、情報化、少子・高齢化や生徒の多様化、生涯学習社会の進展等に伴い直面する様々な課題に対応し、子どもたちの「生きる力」の育成をめざし、生徒が成就感や達成感をもって、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを推進する。

(1) 魅力ある学校づくりの推進

- ・ 総合学科の設置：体験的で課題解決的な学習を行う原則履修科目「産業社会と人間」等を通して将来の生き方や進路を考えながら、普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて自分で科目を選択して学ぶことができる総合学科を設置した。(10校。既設校とあわせて14校)
- ・ 全日制普通科単位制高校の設置：生徒の多様なニーズに応えるとともに、意欲的な学習を促進するため、学年の区分がなく、生徒自らの興味・関心、進路希望や学習の習熟の程度に応じて選択した科目を学習し、入学から卒業までに決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制を全日制普通科に導入した。(5校。既設校と合わせて6校)
- ・ 新しい専門高校の設置：グローバル化が進展する中、国際社会に貢献する国際人の基礎を培い、これからの国際社会で活躍できる人材を育成することを目的とした県立国際高等学校を設置した。(1校)
- ・ 特色ある専門学科の設置：阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた全国唯一の環境防災科など、生徒の学習ニーズや社会の変化に対応した特色ある専門学科を設置した。(4校)
- ・ 中等教育学校の設置：一般に中学校・高等学校にあたる6年間を通じて、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒が、能力や適性に応じて弾力的に学ぶ中高一貫教育校として、県立芦屋国際中等教育学校を設置した。(1校)

(2) 県立高等学校の望ましい規模と配置

- ・ 全日制高校の発展的統合：長期にわたる生徒数の減少傾向に対して、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会の運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、発展的統合を行った。(5組10校)
- ・ 分校の募集停止(2校)

(3) 入学者選抜制度・方法の改善

- ・ 複数志願選抜・特色選抜の導入：学校の特色や自分の適性・進路希望などに応じて、学びたいことが学べる学校選択を可能とする、複数志願選抜と特色選抜からなる新しい選抜制度を、全日制普通科の公立高等学校に導入した。(6学区)

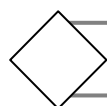
(4) 定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい規模

- ・ 多部制単位制高校の設置：働きながら学ぶ生徒や全日制課程の中途退学者など、自分のペースや興味・関心等に合わせてじっくり学びたい生徒、特定の教科・科目の受講を希望する者、さらに生涯学習社会における県民の学習希望にも対応するため、午前(1部)午後(2部)夜間(3部)の3つの部を設置し、生徒が仕事や生活の環境などのライフスタイルに合わせ、いずれかの部に所属して学べる多部制単位制高等学校を設置した。(2校)
- ・ 多部制高校設置に伴う定時制高校の募集停止(6校)

「県立高等学校教育改革第二次実施計画」(H21～H25)の策定 平成20年2月

[施策の取組] の欄に記載

(6) ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づく特別支援教育の充実



特別支援教育の総合的な施策の展開

[今後の方向と目標]

幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応や、LD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちに対する支援、高等部進学者の増加への対応など、特別支援教育の充実が求められている。

このため、通常の学級に在籍するLD、ADHD等を含めた障害のある子どもたちのライフサイクルを見通して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、幼稚園から高等学校までを通じて校内の支援体制を整備し、きめ細かい適切な教育的支援を行う。

また、特別支援学校については、施設・設備や教員の専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮する。

また、「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、学校規模・学校配置の適正化や後期中等教育の充実など、県立特別支援学校の整備推進に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

特別支援学校の再編・整備（平成19～23年度）

校園内委員会の設置.....100%（平成23年度：幼・小・中・高・特別支援）

特別支援教育コーディネーターの指名.....100%（平成23年度：同上）

特別支援学校での該当免許状保有率.....100%（平成23年度：同上）

特別支援学校が行う定期的巡回相談.....3,000件（平成23年度：同上）

YU・らいふ・サポート事業.....県立特別支援学校23校を対象（再掲）

障害児の自然体験活動推進事業.....小・中学部を設置する公立特別支援学校41校を対象
(再掲)

発達障害者支援センター・ランチの設置.....（平成23年度）5カ所

[施策の取組]

「兵庫県特別支援教育推進計画」に基づき、県立特別支援学校を、特定の障害種別に対応する特別支援学校と、複数の障害種別に対応する特別支援学校として再編・整備する。

特別支援学校の、地域における特別支援教育のセンター的機能の充実を図るため、特別支援学校教員が派遣相談員として地域の学校において相談に対応するなど、地域支援体制の一翼を担っていく。

LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した地域支援システムの構築をめざして、各学校園ですべての教職員を対象とした研修等を実施する。

私立幼稚園において、一人一人に対応したきめ細かな特別支援教育が実施できるよう、特別支援教育実施園への補助やアドバイザーの派遣を行う。

発達障害者支援センターにおける市町職員研修会の開催、発達障害者支援シンポジウムの開催など、発達障害児（者）の支援体制の充実を図る。

[これまでの主な取組]

障害の多様化等に対応した指導体制充実事業

特別支援学校に専門的知識・技能を有する者や特別支援教育において豊かな指導経験を有する者など幅広い人材を非常勤の講師として配置し、障害の多様化に対応した指導を充実させるとともに教員の専門性をより一層高め、指導体制の充実とその活性化を図る。

特別支援学校医療的サポート推進事業

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する学校に、看護師を非常勤の講師として配置し、より安全・安心な教育環境を整え、自立と社会参加の基盤の形成に資する。

YU・らいふ・サポート事業（再掲 p.17）

障害児の自然体験活動推進事業

自然とのふれあいや集団活動などの経験を通して、自立をめざした知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、豊かな心情や社会性を養う。

学校生活支援教員配置事業

小学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童が、安定した学校生活や集団活動が行えるよう、指定した市町教育委員会の「支援地域拠点校」に「学校生活支援教員（LD等通級指導教室担当教員）」を配置し、該当児童の支援体制の在り方についての実践的研究を行う。

スクールアシスタント配置事業

小学校の通常の学級に在籍する児童のうち、ADHD等による多動性や衝動性が顕著で、行動面で著しい困難を示す児童等が在籍する学校へ配置し、学校・学級運営の支援を行う。

LD、ADHD等に関する相談・支援事業

特別支援教育における校内外支援体制の整備の推進を図るため、高度な専門性を有する内容について電話・面接相談を実施する「ひょうご学習障害相談室」の設置、LD等の専門家による「特別支援教育巡回教育相談」、学校への支援のため教育・医療・心理関係者からなる「ひょうご専門家チーム」の派遣を行う。

兵庫県特別支援教育推進計画の推進

障害のある幼児児童生徒のライフサイクルを見直し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行うとことを基本理念とする特別支援教育を推進するため、平成19年度から23年度まで5か年の計画を策定した。

県立特別支援教育センターの運営

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童及び生徒に対する教育（「特別支援教育」）の推進を図るため、県立特別支援教育センターを置き、教育相談、教職員の研修、調査研究、広報啓発等を行う。

特別支援教育に係る教員長期研修派遣事業

特別支援教育に携わる公立学校教員を1年間国立大学法人等に派遣し、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実に図り、県内の特別支援教育の充実に資する。

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業

文部科学省の委嘱を受け、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のため、地域・学校の体制整備、外部専門家の巡回・派遣等、学校（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校）の特別支援教育を総合的に推進するための調査研究を行う。

特別支援教育コーディネーター研修

各学校園における指導的役割を担う教員、市町教育委員会の担当者等を対象に研修会を開催し、計画的に特別支援教育コーディネーターの養成を行い、特別支援教育の体制の整備を図る。

私立幼稚園特別支援教育推進事業

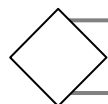
障害のある園児に対して、その障害の状態に応じて十分な教育を受けられるようにするため、各私立幼稚園で取り組む特別支援教育に対して支援を行う。

発達障害者支援センターの運営

発達障害児（者）への専門相談や発達支援を行うために、発達障害者支援センターを設置・運営する。

発達障害児（者）支援体制の充実

市町発達障害児支援連絡会議による関係機関の連携強化、発達障害者の支援に必要な情報を共有化する「発達障害者サポートファイル」の活用、医療診断機能の強化を図るために、地域医師に向け発達障害対応マニュアルの作成などを行う。



障害児の自立を支える取組の推進

[今後の方向と目標]

ひょうごユニバーサル社会づくりの理念を踏まえ、だれもが自立した日常生活または社会生活を営むことができ、持てる力を発揮して働くこと、働く喜びが享受できることなど、主体的に参加、参画できる社会づくりが求められている。

障害者雇用施策等が強化されたことを受け、学校と福祉、労働等がこれまで以上に連携を深め、適切な役割分担のもと関係機関と一体となった移行支援を行うため、特別支援学校においても、早期からの一貫性、系統性のある職業教育の改善及び就労支援体制を整備・充実することにより、障害のある生徒の雇用の拡大を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

「はばたきサポート」(後期中等教育の充実事業)……県立特別支援学校20校を対象
(再掲)
特別支援学校高等部卒業生の現場実習受入事業所数……300事業所(平成23年度)

[施策の取組]

障害のある生徒の卒業後の自立や社会参加を支援するため、特別支援学校後期中等教育の調査研究を行い、一人一人のニーズに応じた多様な進路選択が可能となるよう職業教育の充実を図る。

県内の専門学科を設置する高等学校の余裕教室や施設等を活用して、障害のある生徒と障害のない生徒との交流及び共同学習を実施し、相互理解を図るとともに、就労を見据えた職業教育の一層の充実を図る。

特別支援学校では、労働、福祉等の関係機関と連携して障害者雇用施策(職業評価、委託訓練事業、障害者トライアル・デイ等)などをより一層活用し、就労機会の充実を図る。

特別支援学校では、福祉・労働等の関係機関と連携して「個別移行支援計画」を作成し、卒業後、一人一人が自立して社会参加できるよう支援の充実を図る。

職場適応訓練実習の場を増やすために、企業の職場実習受入を促進するとともに、県が率先して障害者の職場実習等を行う。

就労斡旋のために企業の障害者雇用への理解を進めるとともに、一般就労支援の機能を高めるために、企業への啓発や就業・生活支援センター等の拡充により求職登録等の就労斡旋への誘導や支援を行う。

就労が継続するよう職場定着支援を強化するために、就職後一定期間の職場訪問等によるフォロー体制を整備する。

[これまでの主な取組]

後期中等教育の充実事業（はばたきサポート）（再掲 p.13）

総合リハ能力開発施設による特別支援学校高等部在学学生、発達障害者の職業訓練、職業能力評価

一般就労を希望する高等部2・3年生を対象に、1週間程度の職業能力評価を実施し、特別支援学校における進路指導資料として活用するとともに、発達障害者を対象に、3か月間の職業訓練、職業能力評価を実施する。

知的障害者の短期雇用事業

一般就労へのステップとして、職業人としての知識の習得や職業能力の向上を図るため、知的障害者を県のアルバイト職員として6か月間雇用する。

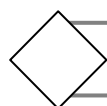
障害者インターンシップ事業

インターンシップを希望する障害者に、民間企業等での研修を実施し、NPO法人兵庫セルフセンターに配置するコーディネーター等の支援により、一般就労への移行を促進する。

県庁職場体験センターの開設

県庁各課室の文書発送準備等の業務を集約した県庁職場体験センター体験研修の場を設置し、障害者の職場体験の機会を確保する。

(7) 私学教育の振興



私学助成の推進

[今後の方向と目標]

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針により、特色ある教育を提供するとともに、学力面はもとより、スポーツ活動や文化活動でも全国屈指の成績を上げ、「兵庫の私学」の名を全国に広め、本県における学校教育の推進力として大きな役割を果たしている。

このように、本県の公教育の一翼を担っている私立学校に対する助成を推進し、教育条件の維持・向上や修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の確保を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

私立小学校環境体験活動事業.....全私立小学校3年生（又は4年生）を対象

わくわく幼稚園開設事業.....私立幼稚園202園（全私立幼稚園の85%）で実施

[施策の取組]

私立学校の適正な運営を確保し、保護者の経済的な負担の軽減等を図るため、経常的経費や魅力ある学校づくり、特色ある教育活動等に対する助成、授業料軽減補助をはじめとする私立高等学校等生徒の就学助成、私立学校教職員福利厚生団体等に対する助成を行うほか、専修学校や各種学校、外国人学校に対し、経常的経費等に係る助成を行うなど、私学教育の充実支援を行う。

生命の大切さや命の営み、自然への畏敬の念など「生きる力」を養うため、発達段階や系統性を踏まえながら環境教育を推進するため、私立小学校の環境体験活動に対する補助を行う。

私立幼稚園において、幼稚園に入所していない就学前の3～5歳児を対象として、専門的な教育、体験活動を実施し、小1プロブレムの解消を推進する。

[これまでの主な取組]

経常的経費等に対する助成

私立高等学校、中学校、小学校及び私立幼稚園の経常的経費に対する私立学校経常費補助や私立専修学校・各種学校の学校運営の基盤強化、先進的な特色教育の推進、職業・専門教育の充実強化、生涯学習機能の向上及び国際親善・国際理解の推進などを図る私立専修学校等補助、外国人学校に在籍する児童・生徒等の修学上の経済的負担の軽減及び学校教育の運営支援を行う外国人学校振興費補助を行う。

魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等に対する助成

私立学校における魅力ある学校づくりや特色ある教育活動等に対する助成に加え、少子化対策として、地域や保護者のニーズに対応した子育て支援の積極的な取組に対して支援を行う。

私立幼稚園における子育て支援のための事業（再掲 p.2）

私立小学校環境体験活動事業費補助

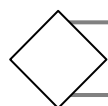
自然環境に触れることは、精神的な豊かさを得るとともに、「生きる力」を養うことにつながることから、学習や生活習慣の基礎を身に付けるため、私立小学生を対象に実施される自然にふれあう体験型環境学習に対して補助する。

私立高等学校等生徒の就学助成

私立高等学校の生徒に対する就学機会を確保するため、授業料軽減補助等及び入学資金貸付、私立高校修学支援事業費補助を行い、学資負担者の軽減措置を講じる。

私立学校教職員福利厚生団体等助成

私立学校教職員の福利厚生を増進し、身分の安定を図るため、私立学校振興・共済事業団及び退職金財団に補助を行う。



専修学校等における実践的な職業・技術教育等の推進

[今後の方向と目標]

少子化の進展により、児童・生徒が減少していることに加え、大学の新設が進んだことから大学全入時代が到来し、専修学校・各種学校を取り巻く環境は非常に厳しさを増している。

このような中で、平成18年に教育基本法が改正され、若年層の職業意識の希薄化などにより、フリーターなどの若年者の不安定就労や、いわゆるニートと呼ばれる若者の存在が社会問題となっていること等を背景として、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」と明記された。

このため、実践的な職業教育・技術教育等を行う教育機関として重要な役割を果たしている専修学校や各種学校に対し、その振興のための施策の推進を図る。

[施策の取組]

私立専修学校・各種学校や(社)兵庫県専修学校各種学校連合会における職業教育、専門教育等の振興に向けた支援を行う。

私立専修学校・各種学校の学校運営の基盤強化、特色ある先進的な教育の推進、職業・専門教育の充実強化、生涯学習機能の向上などを図るため、経常的経費等に対する補助を実施する。

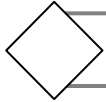
[これまでの主な取組]

専修学校等の振興策の検討

長引く景気低迷や産業構造の変化、フリーター等若年層の職業意識の希薄化など、大学全入時代を控え、専修学校等を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成17年度、18年度に、専修学校等関係者や学識者等を構成員とする「専修学校等振興のあり方検討会」を設置し、専修学校等の振興策について検討を行った。

私立専修学校等補助事業

私立専修学校・各種学校の振興を図るため、学校種・課程ごとに、経常的経費等に対する補助を行う。



就学助成の推進

[今後の方向と目標]

私立学校は建学の精神に基づき多様な個性と能力を伸ばす教育を行うことで公教育の一翼を担っているが、その経営は寄附金を除けば、主に県等公共団体からの補助金と保護者からの納付金から成り立っており、保護者の負担する学費には公私間の格差がある。

このため、保護者の学資負担の軽減を図ること等により、生徒の就学機会の確保を図る。

[施策の取組]

高等学校等における学資負担の公私間格差の緩和に配慮し、学資負担者の経済的負担を軽減するため、入学時の負担の軽減を図る入学資金貸付事業、入学後の修学継続を図るための補助を実施することにより、県民生徒の進学を援助するとともに、就学機会の確保を図る。

[これまでの主な取組]

入学資金貸付事業

私立高等学校及び私立専修学校高等課程（3年制）に入学する県内生徒の学資負担者で、収入が一定基準以下の者を対象とする学校法人の行う入学資金貸付事業に対し補助等を行う。

私立高等学校生徒授業料軽減補助等

県内及び隣接府県の私立高等学校に在籍する県内生徒の学資負担者で収入が一定基準以下の者を対象とする学校法人の行う授業料軽減事業等並びに、経済的不況に起因する失職、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった者を対象とする学校法人の行う授業料軽減事業（臨時特別）に対し補助を行う。

私立高校修学支援事業費補助

勉学意欲がありながら、学資負担者の経済的理由で修学を継続することが困難となる生徒に対し、私立高校が実施する修学継続のための奨学金制度に対する支援を行う。

教育施策の重点目標 2

「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

(1) 兵庫型「体験教育」の推進

児童生徒の発達段階に応じた体験活動の推進（再掲）

[今後の方向と目標]

子どもたちに、豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、それを知識として身に付けるだけでなく、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、子どもたち自身が気づき、発見し、体得することが重要である。

本県では、県民の参画と協働のもと、昭和63年から先進的に取り組んできた小学校5年生の「自然学校」に加え、阪神・淡路大震災からの教育の創造的復興の過程で、子どもたちに、思いやりや助け合いの心、困難にくじけず力強く生きる力をはぐくむ教育を推進するため、中学2年生の「トライやる・ウィーク」、高校1年生の「高校生地域貢献事業(トライやる・ワーク)」、小学校3年生の「環境体験事業」などに取り組み、児童生徒の発達段階に応じた体験活動を体系的に展開してきた。

こうしたこれまでの体験活動の成果や、「自然学校」「トライやる・ウィーク」の評価検証の結果を踏まえ、今後とも兵庫型「体験教育」を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

環境体験事業.....全公立小学校3年生を対象（平成21年度～）(再掲)

自然学校.....全公立小学校5年生を対象（再掲）

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施.....全公立中学校2年生を対象（再掲）

高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - の実施

.....全県立高等学校等の2年生中心から1年生にも拡大（再掲）

高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク - の実施

.....全県立高等学校等の1年生中心から2年生にも拡大（再掲）

「ひょうご匠の技」探求事業.....全県立工業高等学校に拡大（再掲）

「ひょうごの達人」招聘事業

.....職業に関する学科を設置する全県立高等学校に拡大（再掲）

YU・らいふ・サポート事業.....県立特別支援学校23校を対象（再掲）

障害児の自然体験活動推進事業

.....小・中学部を設置する公立特別支援学校41校を対象（再掲）

[施策の取組]

子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動を展開する。

[小学校]

- ・環境体験事業、自然学校：自然学校評価検証委員会の提言を踏まえ、環境体験事業と自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を生かした弾力的な実施に取り組む。

[中学校]

- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、地域に活かす「トライやる」アクション：「トライやる・ウィーク」評価検証委員会の提言を踏まえ、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組を充実させるとともに、「『トライやる』アクション」の活性化を図り、人間関係づくりを基礎に、地域や社会の活動に積極的に参画する主体的な生徒の育成を図る。
- ・私立中学校社会体験活動推進事業費補助：他人を思いやる心を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」をはぐくむことをめざす。

[高等学校]

- ・高校生地域貢献事業 トライやる・ワーク：各学校が取り組んできた特色ある活動を、地域住民等との連携を進めることで、より地域に密着した取組として定着させる。
- ・高校生就業体験事業 インターンシップ推進プラン：県経営者協会、能力開発協会等の関係団体と連携しながら、事業所でのインターンシップの実施をめざす。
- ・高校生ふれあい育児体験事業、私立幼稚園高校生保育体験推進事業：高校生が、乳幼児とのふれ合いを通して乳幼児についての理解を深めるとともに、子育ての喜びや悩みを感じるにより、自分自身の生き方を考える契機とする。
- ・福祉教育：地域人材を活用し、地域の特色を活かした生徒の福祉活動の機会を設けるとともに、複数の教科や分野を関連させた多様な実践を推進する。
- ・「ひょうご匠の技」探求事業：高度熟練技能者等を招聘し、ものづくりの技術・技能に興味関心の高い生徒を育成するとともに、その能力を伸ばし、実践的な工業技術者を育成する。
- ・「ひょうごの達人」招聘事業：各高等学校の学科に応じた専門家を招聘し、生徒の高度な資格取得やスキルアップを支援していく。

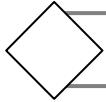
[特別支援学校]

- ・YU・らいふ・サポート事業：家庭及び地域社会等との連携や幼児児童生徒の障害に応じた対応により、一人一人の社会性を養うとともに、自立して社会参加する基盤となる「生きる力」を育成する。
- ・自然体験活動推進事業：自然体験活動を通して、集団の中での使命感や達成感、協力し助け合って生活する力を身に付けさせ、集団生活における基本的な生活習慣の向上を図る。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

環境体験事業（再掲 p.17）
自然学校（再掲 p.17）
環境教育の充実（再掲 p.17）
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」（再掲 p.13）
地域に活かす「トライやる」アクション（再掲 p.17）
青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～（再掲 p.19）
南但馬自然学校の運営（再掲 p.17）
福祉教育の推進（再掲 p.17）
高校生就業体験事業 - インターンシップ推進プラン - （再掲 p.13）
高校生地域貢献事業 - トライやる・ワーク - （再掲 p.17）
高校生・ふれあい育児体験（再掲 p.17）
「ひょうご匠の技」探求事業（再掲 p.13）
「ひょうごの達人」招聘事業（再掲 p.13）
ひょうごユースセミナー（再掲 p.17）
YU・らいふ・サポート事業（再掲 p.17）
障害児の自然体験活動推進事業（再掲 p.17）
私立中学校社会体験活動推進事業費補助（再掲 p.17）
子ども農山漁村交流プロジェクトの推進（再掲 p.17）



生涯を通じた環境学習・教育の推進

[今後の方向と目標]

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会を構築するため、県民一人一人が環境保全に主体的に取り組むことが喫緊の課題となっている。

このため、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じ、体験や発見を通して環境や生命を大切に思う心や価値観をはぐくむとともに、環境の保全・再生に向けた行動を促す環境学習・教育を推進し、学習から実践、実践から学習へと自律的に発展するサイクルを構築していく。

また、小学校における環境体験学習をはじめとして、田畑や里山等のフィールドを活用した継続的な取組を展開するなど、県民の参画と協働のもと、子どもたちが地域の豊かな自然や風土の中で、体験を通して環境について学ぶ取組の一層の推進を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

自然学校.....全公立小学校5年生を対象（再掲）

環境体験事業.....全公立小学校3年生を対象（平成21年度～）（再掲）

ひょうごっこグリーンガーデン（幼児期の体験型環境学習）

.....全幼稚園・認可保育所を対象（再掲）

[施策の取組]

幼児期から児童期への連続性をもった環境学習・教育の展開方法を研究し、子どもの発達段階を踏まえた環境体験活動を充実する。

環境にやさしい学校生活を実現するために省エネルギーをはじめとする環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、省エネルギーや自然エネルギーに関する環境学習・教育を充実する。

生命の大切さや命の営み、自然への畏敬の念など「生きる力」を養うため、環境体験事業や自然学校の充実を図るとともに、環境副読本を活用し、発達段階や系統性を踏まえながら、公立小中高等学校の全校種で、地域のフィールドを活用した環境教育を推進する。また、私立小学校の環境体験活動に対する補助を行う。

環境学習・教育への地域人材のさらなる参画と協働により、環境のための地域システムの確立を図る。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

ひょうごグリーンスクール(学齢期の環境学習・教育)

環境体験事業:(再掲 p.17)

自然学校推進事業:(再掲 p.17)

ひょうご環境教育実践推進事業:各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通して環境教育を推進するとともに、環境学習・教育を実践する。また、指導者養成に取り組むとともに、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰する。

環境教育読本の活用:小学校用(低学年用、高学年用)、中学校用及び高等学校用に環境学習を体系的に学習することができる副読本及び指導の手引きを作成し、副読本の活用に関する公開授業の実施、研究協議及び教材の活用方法等について協議を行う。

ひょうごの環境学習・教育実践発表会:(再掲 p.2)

社会基盤学習事業:河川、道路等の社会基盤施設を題材に、子どもたちが災害の恐ろしさや社会基盤の必要性等を学ぶ機会を作り、減災や美しい県土づくりに結びつける。

企業と連携した環境教育支援体制づくり:行政が企業の環境学習施設・学習システムと学校教育のマッチングや企業と連携した環境教育教材開発などをコーディネートし、企業と連携した環境教育を支援する。

私立小学校環境体験活動事業費補助(再掲 p.31)

ひょうごっこグリーンガーデン(幼児期の環境学習)(再掲 p.2)

ひょうごグリーンサポートクラブ推進事業

コーディネーター養成・交流事業:地域団体、環境学習施設関係者等を対象に、環境学習のプロデュース、コーディネート能力の養成を図る。

ひょうごグリーンサポートクラブ運営協議会の設置・運営:県民局ごとに、地域団体、教育関係者等で構成する運営協議会を設置し、地域環境学習コーディネーターを配置するとともに、地域での環境学習事業を支えるひょうごグリーンサポーターの募集・登録・活動支援を行い、新たな人材、フィールドの発掘・育成等を行う。

環境学習・教育及び環境保全活動推進のための支援・基盤の強化

ひょうごエコプラザ:環境学習を実施しようとする団体、県民等に対し、環境学習・教育コーディネーターにより、環境学習関連の人材派遣、カリキュラム等のコーディネートを実施するとともに、各種環境学習に関する情報の提供・発信・支援を行う。

エコツーリズムバス運行支援事業:環境関連施設等で環境学習を実施する団体等のバス借上げ経費を補助する。

ひょうご環境体験館の運営:環境について「感じ」「学び」「知る」ことのできるひょうご環境体験館において、体験型の環境学習プログラム等を実施し、県民等の地球環境・地域環境の危機に関する理解を深め、日常生活での実践活動を促進する。

県立いえしま自然体験センターの運営:県立いえしま自然体験センター(旧「母と子の島」)において、体験・実践型の様々な自然体験活動・環境学習プログラムを実施する。

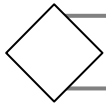
社会教育施設における環境学習機会の提供:県立人と自然の博物館や県立コウノトリの郷公園において自然環境に関するセミナー、展示など、環境学習機会を提供する。

県立学校における「環境率先行動計画」の取組:温室効果ガスの削減やごみの削減等の環境負荷の削減に数値目標を掲げ計画的に取り組むとともに、太陽光発電設備の整備や省エネ化改修を進めながら環境学習等に活用する。

幼稚園教諭・保育士環境学習リーダー研修

地域に根ざした環境学習を推進するため、地域の核となる人材を育成するため、幼稚園教諭・保育士を対象に、自然体験を通して、ひょうごの環境学習の進め方等を学ぶ。

(2) 震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育の推進



兵庫の防災教育の推進と発信

[今後の方向と目標]

阪神・淡路大震災から14年が経過し、震災体験の風化が懸念される中、「震災・学校支援チーム（EARTH）」を中心に教職員が震災の貴重な教訓を子どもたちに確実に語り継いでいかなければならない。そうした取組を通して、地震や風水害などの自然災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を身に付けさせるとともに、助け合いやボランティア精神など「共生」の心をはぐくみ、人間としての在り方生き方を考えさせる「兵庫の防災教育」の一層の充実を図ることが求められている。

また、教育復興担当教員や心のケア担当教員の活動の成果を生かし、様々な要因で心に傷を受けた子どもたちの理解や、心のケアの充実を図る必要がある。

さらに、人と防災未来センター等の関連施設を活用した学習や、地域と学校が連携した防災訓練等を実施することにより、一人一人が安全で安心なまちづくりに参画する機運を醸成する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

- より実践的な防災訓練の実施.....全公立小中高等学校を対象
- 地域と学校が連携した小学校区単位の防災訓練等の実施
- 災害対応マニュアルの作成（平成21年度）.....全公立学校を対象
- 防災教育推進連絡会議の開催.....全市町

[施策の取組]

すべての公立学校において防災教育が行われるよう、防災教育担当教員を対象とした研修を実施するとともに、防災教育の経験が浅い教員にも対応できる資料・プログラムの作成を検討する。

すべての公立学校において災害対応マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築する。

避難所に指定されている学校等において地域が実施する防災訓練等に児童生徒が参加するなど、学校と地域が連携した取組を推進する。

教育復興担当教員及び阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員の取組の成果を踏まえ、カウンセリングマインドの向上のための研修を実施し、災害時等における子どもの心のケアに係る教員の資質能力を高める。

「震災・学校支援チーム（EARTH）」の人材を養成し、学校と地域が連携した防災訓練の実施など、防災教育及び学校防災体制を充実するとともに、取組の成果を県内外に発信する。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

防災教育専門推進員の配置

学校における防災教育の推進及び防災体制の一層の充実を図るため、各教育事務所に防災教育専門推進員を配置する。

防災教育推進連絡会議

防災担当部局・教育委員会・学校関係者の三者が連携を図り、学校防災体制の整備・充実や兵庫の防災教育の推進等について、目標設定や進行管理を行う。

防災教育研修会

教育事務所ごとに、公立小・中・高・特別支援学校の防災教育担当教員を対象に、学校における防災体制の整備、防災教育の充実、心のケアなどについて研修を行う。

防災教育推進指導員養成講座

教職員を対象に防災教育や学校の防災体制、心のケアに関する知識・技能を備えた防災教育推進指導員を養成する講座を開設する。

阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員研修会

震災により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアなど、兵庫の防災教育の充実のための方策等に関する研修会を行う。

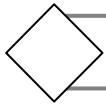
震災・学校支援チーム（EARTH）の運営

災害等の発生に際し、被災地の学校の復興支援活動にあたる、教職員による組織「震災・学校支援チーム（EARTH）」の運営並びに、構成員のスキルアップのための訓練・研修を行う。

県立舞子高等学校環境防災科

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、自然環境や社会環境とのかかわりを視点に据えて、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育を推進することを目的とした特色学科として、全国に先駆けて設置した。

(3) 人権尊重の理念に基づく「共生」の心の育成



自己実現と共生をめざす人権教育の充実

[今後の方向と目標]

社会の変化に伴い、インターネットによる人権侵害等の新しい課題が生じるなど、人権問題も複雑・多様化しており、これらの課題への適切な対応が求められている。

このため、「人権教育基本方針¹¹」に基づき、様々な体験的な活動や交流等を通して、人権の普遍性と正当性についての認識や人権共存の考え方への理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けて、主体的に取り組もうとする意欲や態度を育成する。

人権教育の推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人をはじめとした人権にかかわる今日的な課題の解決に向けて、推進体制を確立し、計画的・総合的に取り組む。

[施策の取組]

発達段階に応じて、命のつながりやそのかけがえのなさに気づかせ、生命尊重の精神を培うとともに、自分自身や他者に対する肯定的な態度を育成する。

学校や市町組合教育委員会等の人権教育担当者を対象に、インターネットによる人権侵害等、複雑・多様化する人権課題を取り上げた研修会を行い、指導力の向上を図る。

各教科等の特質を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するため、校内推進体制の確立や全体計画及び年間指導計画の策定等、組織的・計画的な取組を推進する。

人権の概念や歴史、人権擁護に関する基本的な知識等についての理解を深めるとともに、様々な人権にかかわる課題を主体的に解決しようとする意欲態度、技能（スキル）を育成する。

定期的な点検・評価を行い、人権教育の取組を主体的に見直すとともに、その取組に関する情報を保護者や地域の人々に対しても積極的に提供する。

教育の主体性、中立性を堅持しつつ、家庭や地域、校種間の連携を深めながら、系統的・継続的な人権教育を推進する。

家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場において、幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を推進する。

地域における体験的な活動や交流の促進等により地域の力を高め、住民の主体的な教育及び啓発活動を通して、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを推進する。

「女性チャレンジひろば」の市町における開設促進と機能拡充を図り、チャレンジしたい女性等への支援を充実するとともに、男女共同参画社会づくりを全県に広めていくため、地域団体・NPO、企業、市町等との協働を推進する。

私立学校における人権に関する研修などの取組を支援することにより、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育を推進する。

¹¹ 人権教育基本方針……「人権という普遍的文化」を築くことを目標に、すべての人の基本的人権を尊重し、人権にかかわる課題を総合的に解決するための教育の基本的な方向を示すため、兵庫県教育委員会が平成10年3月に策定した方針。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

小・中学生を中心に応募のあった、障害や障害のある人にかかわる「体験作文」と「障害者週間ポスター」の活用を図り、障害や障害のある人への理解を深める取組を推進する。

[これまでの主な取組]

人権教育研究指定校事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図る。

私立学校における人権教育の推進

兵庫県私立学校人権教育協議会の運営に要する経費を補助する。

人権感覚をはぐくむ指導方法研究事業

研究推進校を指定し、児童生徒の人権感覚をはぐくむための効果的な指導方法等の在り方について実践研究を行う。

人権教育推進員の配置

人権にかかわる課題の解決に向け、人権教育・啓発を行うため、教育事務所に人権教育推進員を配置する。

人権教育資料等の活用

人権教育の充実・深化を図るため、各種研修会を通して、人権教育資料等の効果的な活用と普及に努める。

地域に学ぶ人権学習支援事業

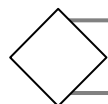
地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組み、自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進する。

男女共同参画社会づくりの推進

男女共同参画社会の実現を図るため、「男女共同参画社会づくり条例」及び「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づき、女性のチャレンジ支援や企業との協定締結、地域・企業・労働組合における男女共同参画推進員の設置など、官民が連携・協働した総合的な施策を推進する。

心の輪を広げる障害者理解促進事業

障害のある人への県民の理解を促進するため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く募集する。



多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

[今後の方向と目標]

国際化の進展に伴い、本県においてもアジア、南米諸国を中心として外国人県民の人数が増加しており、すべての県民が互いの人権を尊重し、ともに生きる心をはぐくむことが求められている。

このため、「外国人児童生徒にかかわる教育指針¹²」に基づき、すべての児童生徒が互いに尊重し合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心を培う子ども多文化共生教育を計画的・総合的に推進する。

また、NGO¹³ / NPO¹⁴等関係機関・団体との連携を図り、様々な国や地域の異なる文化や生活習慣、価値観を互いに理解し、尊重しながら、地域ぐるみで多文化共生社会の創造をめざす。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

子ども多文化共生サポーターの派遣……日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍するすべての公立学校を対象

[施策の取組]

子ども多文化共生サポーターの派遣や子ども多文化共生ボランティアの登録・紹介、教育相談、各種研修会の実施など、子ども多文化共生センター機能の充実を図る。

すべての児童生徒が多様な文化的背景を持つ人々と共生する心を培うため、多文化共生にかかわる多様な交流事業や体験活動を実施する。

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する学習言語の習得を促進するため、JSLカリキュラム¹⁵等を活用した日本語指導の実践・研究を進める。

母国の文化や言語にふれるなどの体験を通して、外国人児童生徒の自尊感情を高め、アイデンティティの確立を支援する。

NGO / NPO等関係機関・団体や大学及び企業等との連携を深めながら、地域ぐるみで多文化共生社会の創造に努める。

外国人児童生徒等に対する教育の機会均等などの観点から、国際親善を推進し、相互理解を深めるため、外国人学校の経常的経費等に対する補助を行う。

¹² 外国人児童生徒にかかわる教育指針……外国人児童生徒の自尊感情を高め自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重しあい、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒にかかわる課題の解決に取り組む教育の基本的方向を示すため、兵庫県教育委員会が平成12年8月に策定した指針。

¹³ NGO……Non Government Organization の略。非政府組織。主に政府間の協定によらずに創設された民間の国際協力機構。

¹⁴ NPO……Non Profit Organization の略。市民の自発的意志により、営利を目的としない社会的活動を行う市民活動団体。

¹⁵ JSLカリキュラム……Japanese as a Second Language の略。日本語を母語としないため、日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子どもたちに対し、学習活動に日本語で参加するための力の育成を目指す学習支援。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

中等教育学校の設置

一般に中学校・高等学校に当たる6年間を通じて、異なる言語環境や文化的背景のもとに育った生徒が、能力や適性に応じて弾力的に学ぶ中高一貫校として、県立芦屋国際中等教育学校を設置した。

子ども多文化共生教育支援事業

- ・子ども多文化共生サポーターの派遣：日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員等と児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣する。
- ・新渡日の外国人児童生徒にかかわる母語教育支援事業：母語を思考基盤とする新渡日の外国人児童生徒に対し、学習言語の習得を支援するため、当該児童生徒が多数在籍している小・中学校をセンター校に指定し、母語の指導ができる者を派遣する。
- ・子ども多文化共生センターの運営：子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生にかかわる人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有するセンターを運営する。

帰国・外国人児童生徒受入促進事業

帰国・外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備と地域における支援体制モデルの構築を行い、帰国・外国人児童生徒の個々の生活背景・学習歴を踏まえた指導方法や指導体制の在り方に関する調査研究等を行う。

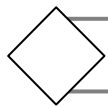
JSLカリキュラム実践支援事業

JSLカリキュラムを活用した指導実践を行うとともに、教員の指導力向上を目的としたワークショップを開催する。

外国人学校振興費補助事業

外国人学校に在籍する児童・生徒等の修学上の経済的負担の軽減及び学校教育の運営支援を行うため、経常的経費等に対する補助を行う。

(4) いじめ・不登校対応など、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実



「心の専門家」の配置による子どもたちへの支援

[今後の方向と目標]

学校におけるいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校等が依然として憂慮すべき状況にあることから、子どもの悩み等を積極的に受け止め、そのような状況に立ち至った子どもたちや家庭を支える体制を充実することが求められている。

このため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者の心の相談にあたるとともに、教職員に対する相談支援にあたる。また、家庭、学校、地域が連携した取り組みをするための専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校における生徒指導上の諸問題への対応を支援する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

スクールカウンセラー……全公立中学校への配置、小学校への配置の拡充

キャンパスカウンセラー……全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置し、キャンパスカウンセラー等を活用した教職員研修会を実施

小中学校児童生徒の不登校……指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上
児童生徒のいじめ……認知したいじめを解消させた割合を全国平均以上

[施策の取組]

公立小・中学校に配置したスクールカウンセラー、全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置したキャンパスカウンセラーを活用し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図る。

公立高等学校の生徒指導についての実践研究会・連絡協議会を開催し、研究協議や成果等の検証を行うとともに、成果を他の高等学校等へ周知し、生徒指導の充実、強化を図る。

不登校等課題を抱える青少年の社会的自立を支援するためのプログラム等の充実を図る。

教育事務所に拠点配置したスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭と学校をつなぐきめ細かな対応を図る。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

こころの相談支援事業（スクールカウンセラーの配置等）

スクールカウンセラーを全公立中学校、小学校60校に配置する。また、全県で3名のスクールカウンセラーをスーパーバイザーに指定し、スクールカウンセラーへの指導・助言を行うほか、重大事件発生時の児童生徒の心のケアにあたる。

高校生心のサポートシステム

問題行動を起こした生徒に対する具体的な対応方策を実践するとともに、新しい生徒指導の実践を通じた研究を実施する。

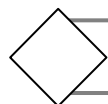
また高等学校に臨床心理士等の専門家をキャンパスカウンセラーとして派遣し、生徒の問題行動の多様化・深刻化に対応する。

県立神出学園の運営

中学校卒業から20歳未満の男女を対象に、ゆとりと潤いのある共同生活の中で、自己に対する理解を深め、自らの進路を見いだすことができるように支援し、こころ豊かな青少年を育成する。

県立山の学校の運営

中学校卒業から20歳までの男子を対象に、共同生活や自然を中心とした様々な体験活動を通して、社会的自立を支える基礎的な知識・技能を習得させ、たくましく生きる力を培い、こころ豊かな青少年を育成する。



相談窓口の設置などによる支援体制の整備

[今後の方向と目標]

いじめや不登校等で悩んでいる子どもや保護者等の相談に対応するため、専門家による相談窓口を開設するとともに、問題行動の未然防止及び早期対応、早期解決を図るため、学校の取組を多面的に支援する体制を整備する。

また、県立但馬やまびこの郷を不登校対策に関する中核施設として、学校や関係機関等と連携しながら、不登校児童生徒の学校生活への適応支援や保護者への教育相談の充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

学校支援チーム……全教育事務所に配置

教育事務所「教育相談窓口」……全教育事務所に開設

ひょうごっ子悩み相談（いじめ相談24時間ホットライン）による電話相談の実施

小中学校児童生徒の不登校……指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上
(再掲)

児童生徒のいじめ……認知したいじめを解消させた割合を全国平均以上（再掲）

[施策の取組]

面談や電話による悩み相談、いじめ相談、ネット上のいじめの相談など、児童生徒や保護者等の相談に対応する総合的な相談体制を推進する。

県立精神保健福祉センターにおいて、いじめや不登校、ひきこもり等に関する精神保健福祉相談（個別面接・電話相談）や本人及び家族、教員等の相談に対応する。

保護者等から学校への多様化・深刻化する要望や理不尽な要求に対応するため、教育事務所に相談窓口を開設する。

児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応・解決のため、学校支援チームを学校に派遣し、多面的な支援を行う。

多様化・深刻化する青少年の心の問題や青少年の今日的課題に対応するため、「ひょうごユースケアネット」のネットワークを活かした関係機関の連携強化を図っていく。

兵庫県こころのケアセンターをトラウマ¹⁶・PTSD¹⁷に係る拠点施設として、専門的な研究・研修・相談・診療活動等を実施するとともに、児童生徒や保護者からのPTSD等に係る相談や、教員等を対象とした子どもたちのこころのケア等についての研修を実施していく。

¹⁶ トラウマ……恐怖・ショック・異常経験などを原因とする重い心の傷、精神的な外傷。

¹⁷ PTSD……Post Traumatic Stress Disorder の略。心的外傷後ストレス障害。心理的外傷を受けた直後ないし数ヶ月後から悪夢、恐怖症、行動異常などの症状が見られる。

2 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

[これまでの主な取組]

学校支援チームの配置

いじめを中心とした児童生徒の問題行動等の未然防止及び早期対応、早期解決を図るため、学校への多面的な支援を行う学校・警察OBや精神科医等の専門家チームを全教育事務所に配置する。

子どもと親の相談員等の配置

不登校や問題行動などの未然防止、早期発見・早期対応のため、子どもと親の相談員を公立小学校34校に配置する。また、不登校や暴力行為等の未然防止や予兆の早期発見・緊急時の対応、学校運営の課題への対応等、生徒指導体制の充実を図るため生徒指導推進協力員を公立小学校6校に配置する。

いじめ問題に取り組む地域連携モデル事業

いじめ問題に取り組む地域連携モデル校を12校指定し、いじめ問題の解決に向けた、いじめを許さない集団づくり、地域社会との協働によるいじめ防止の取組など実践的に研究を行い、成果の普及を図る。

教育事務所「教育相談窓口」の開設

保護者等の教育問題についての相談や学校からの相談について、学校関係OB等が対応し、適切な指導・助言を行う教育相談窓口を各教育事務所に開設する。

ひょうごっ子悩み相談事業（ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン）

県立教育研修所において、県民を対象とした電話相談、面接相談を実施するとともに分室を各教育事務所に設置する。

こころの相談支援事業（再掲 p.46）

県立但馬やまびこの郷

但馬の豊かな自然の中で、自然、人及び地域とふれあう体験と集団活動を通して、自主及び自律の精神を養うとともに豊かな人間関係について理解を深め、学校生活に適應することができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図る。

県立やまびこの郷サテライト事業

県立やまびこの郷を中核施設として不登校支援連携ネットワークを整備し、不登校状態が長期化する前の早期の段階での効果的な支援の在り方について研究する。

地域やまびこ教室

不登校児童生徒と保護者を対象に、1泊2日で体験活動等を年間7回実施し、不登校児童生徒及びその保護者を支援する。

「ひょうごユースケアネット」事業

保健・医療、福祉、教育等の分野の関係21機関で構成する「ひょうごユースケアネット」において不登校やひきこもり等青少年の心に起因する問題への研究活動、各相談機関等の連携活動を推進する。

県立精神保健福祉センターの運営

いじめや不登校、ひきこもり等に関する精神保健福祉相談（個別面接・電話相談）を実施する。また、グループでの交流として各種集団指導（ひきこもり当事者グループ、ひきこもり家族教室）を実施する。

兵庫県こころのケアセンターの運営

トラウマ・PTSDに係る専門的な相談診療を予約制で実施するとともに、教員等を対象とした研修や精神疾患等の予防に関する調査研究に取り組む。

教育施策の重点目標 3

子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

(1) 地域社会の連帯意識の再生と地域の教育力の向上

地域による学校支援の推進

[今後の方向と目標]

学校が様々な教育課題に適切に対応し、充実した教育活動を展開するうえで、学校と地域の連携体制を構築し、地域による学校支援の取組を推進することが求められている。このため、保護者や地域住民、社会教育団体等の教育関係者、企業等が、子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を共有するとの認識のもと、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することが期待される。

本県では、PTCA活動や「いきいき学校応援団」、「トライやる・ウィーク」校区推進委員会などにより、家庭や地域が学校を応援する体制が整備されてきたが、今後とも、県民の参画と協働の機運を基盤として、学校と家庭・地域との連携を円滑に進めるコーディネーターの機能の充実を図るなど、三者の協力体制を確立し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむ取組を充実していく。こうした取組を通して、地域のきずなが深まり、地域社会の連帯意識が再生・創出されることが期待される。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

全市町に設置した学校支援地域本部の登録ボランティアを拡充

環境体験事業の実施.....全公立小学校の3年生を対象（平成21年度～）（再掲）

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」の実施.....全公立中学校の2年生を対象（再掲）

学校評議員の設置.....全公立学校を対象

[施策の取組]

「コミュニティ・スクール」の指定校の運営を支援する。

全公立学校において、環境体験事業を実施するため、田畑・里山等のフィールドや地域人材を確保する全県的な支援体制を確立する。

「トライやる・ウィーク」評価検証委員会の提言を踏まえ、「『トライやる』アクション」の活性化を図るなど、生徒一人一人の社会的自立に向けた取組の一層の充実を図るとともに、校区推進委員会を中心とした教育支援体制を支援する。

安全・安心な地域づくりの推進や、学校・家庭を巡る様々な課題の解決に取り組むPTCA活動支援事業を活性化し、地域住民の学校教育への参画意識を高め、学校を支援する体制づくりを推進する。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

兵庫県学校支援地域本部において、広域的な人材バンクの活用、コーディネーターの資質向上等を支援し、全県で学校区単位の企画・計画に基づく創意工夫を生かした多彩な活動の展開を図る。

[これまでの主な取組]

ネットデイでつなぐ学校と地域連携推進事業

地域住民と学校が協力して校内LAN整備を行うネットデイを支援し、学校における校内LAN整備を促進するとともに、開かれた学校づくりを推進する。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進事業

保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを可能とし、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための合議制の機関である学校運営協議会の設置を推進する。

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」(再掲 p.13)

地域に活かす「トライやる」アクション(再掲 p.17)

環境体験事業(再掲 p.17)

いきいき学校応援事業

全公立小・中・特別支援学校を対象として、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を支援するため、地域住民等で構成する「いきいき学校応援団」を設置するとともに、特定の分野における専門性の高い郷土出身者を招聘し、総合的な学習の時間等の充実を図る。

学校評議員制度の推進

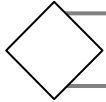
校長が保護者や地域住民の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを推進することで、学校が家庭や地域と連携して特色ある教育活動を展開する。

PTCA活動支援事業

PTAを中核に、地域住民(C:コミュニティ)の参画と協働により、家庭の教育力の向上を図るとともに、地域が支える地域の学校づくりの充実や地域による子どもたちの安全・安心を守る活動を県内全域で展開する。

兵庫県学校支援地域本部事業

教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、「地域の教育力」を活性化するため、いきいき学校応援団などのネットワークを活用し、地域全体で学校教育を支援する体制を全市町に整備する。



すべての県民が子どもたちの教育にかかわる取組

[今後の方向と目標]

学校週5日制が定着し、子どもたちの健全育成に地域の果たす役割が大きくなる中、子どもたちが放課後や週末に様々な活動が行えるよう、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の場を提供することが求められている。そうした取組に地域住民が参加することにより、地域の教育力が向上することが期待される。

また、本県では、青少年の健全育成を図るため、(財)兵庫県青少年本部が中心となって、行政と青少年団体・グループ、事業者等の民間団体と協働して、青少年育成に係る県民運動を展開しており、広範な取組が期待される。

特に近年、インターネットや携帯電話等各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、保護者に対する啓発活動をはじめ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

地域教育推進委員の委嘱……全教育事務所を対象

「子ども教室」「児童クラブ」を開設……必要とされるすべての小学校区を対象

ひょうごグリーンサポートクラブの運営……全県民局を対象

[施策の取組]

より多くの地域住民の参画により、社会全体の教育力の向上を図るため、地域教育推進委員が主体となってそれぞれの地域の特性に応じた活動を展開し、県民の参画と協働による地域教育を一層推進する。

放課後等の子どもの居場所づくりを進めるため、指導者等を対象とした研修会の開催や、先進事例の広報などの充実を図る。

青少年を社会全体で支え守っていく気運を高めるため、(財)兵庫県青少年本部や青少年団体、NPO等との連携を強化する。

神出学園や山の学校が蓄積したノウハウ等の活用により、課題を抱える青少年への専門的な支援を行うほか、いえしま自然体験センターの運営等を通して、青少年の「生きる力」を幅広く先導的・専門的な体験学習等を推進する。

インターネット等の利用対策をはじめ、青少年愛護条例の遵守の徹底や見直しに努め、青少年を取り巻く今日的課題に的確に対応していく。

農林漁業体験を効果的に進められる人材を養成するとともに、地域で農林漁業体験などを実践する団体を支援する。

環境学習・教育への地域人材のさらなる参画と協働により、環境のための地域システムの確立を図る。

3 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます

[これまでの主な取組]

地域教育推進事業

様々な地域教育に携わる県民の中から委嘱した「地域教育推進委員」が中心となり、地域教育推進会議において、地域の教育課題を研究、協議するとともに、実践活動を行い、家庭・地域と連携した地域教育活動を促進する。

ひょうご放課後プラン事業（子ども教室型・児童クラブ型）

地域における子育て家庭への支援のため、就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に安全で健やかな居場所を提供する放課後児童クラブの設立・運営に係る経費の一部を補助するとともに、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するため、様々な活動機会を提供する「子ども教室」を開設し、「子ども教室」と「児童クラブ」との連携を図り、総合的な放課後対策を実施する。

子どもの冒険ひろば

子どもが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力をはぐくむため、運営費助成や情報発信、交流促進、人材養成などを推進し、円滑な運営を支援する。

若者ゆうゆう広場

若者が人間関係を紡ぎ、社会性をはぐくむことができる居場所づくりを推進するため、運営費助成や情報発信、交流促進などを推進し、円滑な運営を支援する。

ひょうごっ子・いきいき体験塾

青少年団体等のノウハウを活用した体験学習事業を推進し、青少年自身が規律や協調性をはぐくむことができるよう支援する。

県立いえしま自然体験センターの運営（再掲 p.38）

ひょうご子ども・若者応援団

青少年の健全育成のための知識・技能、ノウハウ等の資源を提供できる企業、団体等を広く募集し、応援団に登録された資源と青少年育成に取り組む団体・グループ等とのマッチング等を図る。

人生まなび塾

山の学校のノウハウ等を活用し、次世代を担う若者たちに、生きていくこと、働くことのすばらしさ、魅力を伝え、多様な職業や匠の技に触れる機会、コミュニケーションの場を、企業等と協働して提供する。

「ひょうごユースケアネット」事業（再掲 p.48）

青少年を守り育てる県民スクラム運動

青少年を守り育てる推進体制を整備し、関係機関で対応策などを協議するスクラム会議を開催するとともに、社会全体のモラルや地域の教育力の向上を図るため、大人が変われば子どもも変わる運動の展開など、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進する。

青少年のインターネット等の利用対策

インターネット上に氾濫する有害情報から青少年を保護するため、親子を対象としたインターネット学習会の開催等県民、学校、事業者等との協働による普及啓発を図る。

青少年補導活動等推進事業

青少年の非行防止等に取り組む青少年補導センター及び青少年補導委員連合会の活動に対し、指導者の資質向上を図る研修の開催等の支援を行う。

児童館の運営補助

民間の児童館・児童センターの活動の充実を図り、地域の児童の健全育成の推進に資するため、社会福祉法人等が経営する民間児童館等の運営経費の一部を補助する。

児童厚生施設整備費補助事業

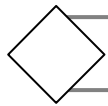
児童に健全な遊びの場を提供し、健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的とする児童館、放課後児童クラブ室の整備費の一部を補助する。

「学びの農」実践活動促進事業

農林水産業の大切さ等を伝えるため、農林漁業体験の指導に取り組む「学びの農」インストラクターを養成するとともに、地域で農林漁業体験などを実践する団体に対し実践活動の実施を事業委託する。

ひょうごグリーンサポートクラブ推進事業（再掲 p.38）

(2) 教育の原点である家庭の教育力の向上



家庭を応援する仕組みづくりの推進

[今後の方向と目標]

家庭において家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うとともに、睡眠時間の確保や食生活の改善といった生活習慣を確立することは、「生きる力」の育成の基盤である。子どもたちは、家庭教育を通して思いやりや信頼といった人間関係の基礎を形成し、善悪の判断を身に付けていく。

こうした家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、親が親として成長するための学びの機会や情報の提供、相談窓口の開設や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うとともに、地域が家庭を支える体制づくりを支援する。

[施策の取組]

子どもを育てる中で、家庭教育に自信と責任を持てるよう、親学習を行う指導者の研修等を通して家庭教育を支援する。

家庭と地域の再構築に向け、家庭力と地域力を高めるため、「ひょうご親学び応援事業」の成果を活かし、地域で子育てを支援する「地域の親」としての力を高め、ネットワークを広げる。

[これまでの主な取組]

両親教育インストラクター等研修

市町における子育て支援の人材に対して、必要な知識・技能を習得するための講座を開催する。

家庭教育支援チーム

小学校区を活動範囲として編成した「家庭教育支援チーム」を核として子育てサポーターリーダーの養成、子育て・親育ち講座等を実施する。

ひょうご家庭応援県民運動の推進支援

家族のきずなを深め、地域で家庭を支えるため、地域団体・NPOや企業等、625団体からなる「ひょうご家庭応援ネットワーク会議」が推進している「ひょうご家庭応援県民運動」の取組を支援する。

ひょうご親学び応援事業～家庭力を高め、地域三世代同居をめざす～

家庭力を高めるとともに、地域全体で多世代が交じり合い、共に支え合う「地域三世代同居」の実現をめざし、親自らが親として成長するための学びを応援する。

ひょうご家庭応援プログラムの推進

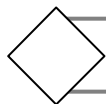
県が取り組む家庭応援施策を体系的に整理した「ひょうご家庭応援プログラム」に掲載する各部局の施策が、より一層家庭に配慮した施策となるよう、評価検証を行いながら、施策の充実とプログラムの着実な推進を図る。

地域・家庭の伝統行事普及推進事業

家庭や地域の伝統行事に、親子や家族と一緒に参加し、体験できる機会を通じて、家族のきずなや家族と地域の関係性を深める。

家庭力強化地域啓発事業

県民一人一人が家族のきずなを強め、地域が家庭を応援する取組の契機とするため、地域が応援する家庭力強化について普及、啓発を行う。



家庭の子育て力の向上支援

[今後の方向と目標]

少子化や核家族化が進展し、子育てに不安を抱いている親や児童虐待等が社会的な問題になる中、親が自信を持ち、安心して子育てができる環境づくりが求められている。

このため、地域ぐるみの子育て支援団体や機関相互の連携を強化し、地域の人たちが気軽に子育ての応援や相談がし合える環境の整備とともに、幼稚園、保育所及び認定こども園などの専門機関が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援を推進する。また、児童虐待等の未然防止のため、地域や学校、関係諸機関が連携した活動を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

まちの子育てひろばの充実

[施策の取組]

企業・団体・NPOなどと連携しながら、「ひょうご子育て応援の店」の拡大や企業等との子育て応援協定の拡大など、社会システムの再構築による子育て支援の強化を図る。

地域における子育て支援の拠点や、子育て応援のためのネットワーク活動の充実など、地域ぐるみの子育て支援を推進していく。

幼稚園や保育所などを活用した家庭における子育て力の再生や、保育サービスの充実に係る事業等を実施する。

子育て支援事業を実施する私立幼稚園の拡充を図る。

在宅の0～2歳児をもつ親に対して、しつけを学んだり集団活動を体験したりする機会を提供し、家庭での子育て力の向上を推進する。

[これまでの主な取組]

ひょうご子育て応援の店の拡充

子育て世帯を社会全体で応援するため、事業者との協働により、店舗等が子育て世帯を対象に料金の割引、各種サービスを行う「ひょうご子育て応援の店」を拡充する。

子育て応援企業との協定を締結

企業や事業所等の子育て支援の取組を一層推進するため、子育て家庭に配慮した取組を行う企業等と県が協定を締結するとともに、協定締結企業の先進的な取組事例の情報を発信する。

NPOと行政の子育て支援会議

「NPOと行政の子育て支援会議」を核に、県民にNPOの活動情報を提供するとともに、NPO同士やNPOと行政の情報共有・協働事業を実施する。

まちの寺子屋プロジェクトの推進

子育て経験者や地域の子育て支援に携わる人々を対象に、県内14大学が協力して、発達障害や環境学習などの専門知識について学ぶ「まちの寺子屋師範塾」を開催する。修了者には希望に応じ、地域の子育て支援を実践する県内の団体・グループを紹介し、「まちの寺子屋」を開設する。

子育て応援元気アップ賞

地域での子育て支援など、少子対策に取り組んでいる地域団体、子育てサークル、NPO等の活動の先導的な取組や、地域性を活かしたユニークな活動を顕彰する。

まちの子育てひろば事業

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを相談し合い、互いに情報交換できる身近な拠点を県内各地に開設する。

地域子育て支援拠点事業

子育て等に関する相談や親子の交流の促進等を行う地域子育て支援拠点（センター型・ひろば型）を開設する市町を支援する。

「子育て応援ネット」の推進

地域の女性団体、青少年関係団体等がネットワークを組み、見守り、声かけ、子育て相談、子育てイベントなどの子育て家庭応援運動を展開し、その中で児童虐待、問題行動等のシグナルやSOSをキャッチし、関係機関につなぐ「子育て応援ネット」の活動を推進する。

県立こどもの館事業

県内の児童健全育成機関や団体の活動の中核拠点として、子どもやその育成にかかわる人々に対し、体験活動の実践普及や指導者の養成などの総合的かつ専門的な事業を実施する。

幼児教育センター運営事業

電話相談を通して、幼児期における子育てに関する指導助言を行うとともに、家庭教育のアドバイザーとして活躍できる人材や地域で幅広く活躍できる児童育成リーダーを養成する。

乳幼児子育て応援事業

育児不安の多い低年齢児を抱える家庭等に対して、親子のふれ合いによる育児不安の解消と親としての資質向上（親育ち）を図るため、民間保育所で親子学習等を実施する。

私立幼稚園における子育て支援のための事業

地域の幼児教育センターとして、幼稚園児や就学前の在宅幼児の子育てを支援するため、幼児教育相談等事業やわくわく幼稚園開設事業、親子学級開設事業、2歳児子育て応援事業等を実施する。

多子世帯保育料軽減事業

多子世帯の子育てに係る経済的負担感の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する第3子以降の保育料を県が助成し、子育て家庭を支援する。

子育て相談事業

民間保育所の保育士が保護者に対する相談・指導を行うことにより、地域全体の子育て力の向上を図る。

教育施策の重点目標 4

子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます

(1) 学校の組織力の向上

教職員の協働体制の確立

[今後の方向と目標]

子どもの状況の変化や、保護者や社会からの要請が多様化・高度化する中で、学校の組織力を高めることが求められている。

このため、優秀な管理職の養成に努めるとともに、各学校において、管理職のリーダーシップのもと、主幹教諭等の職の活用を図りつつ、教職員全員が協働してさまざまな教育課題に組織的かつ機動的に対応する体制を確立する。

その一環として、県内すべての学校において学校評価を実施し、結果を公表する取組を通して、教育活動その他の学校運営の改善に取り組み、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進するとともに、設置者は、評価結果の報告を踏まえて、適切な支援を行う。

教職員の勤務態様の特殊性等を踏まえつつ、教職員の職務の見直しや学校事務の軽減・効率化によって教職員の勤務時間を適正化し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するための実効性ある措置を講ずる。こうした観点から、教職員の適正配置とともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員、経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

全公立学校の校長及び教頭の登用時平均年齢を、平成20年度の平均年齢に比し1歳以上引き下げる（平成25年度）

全公立学校の女性校長及び女性教頭の在職者数を、平成20年度の在職者数に比し1割増加させる（平成25年度）

学校自己評価及び学校関係者評価の実施と公表……全公立学校

主幹教諭の配置……すべての公立学校に配置する（平成25年度末）

[施策の取組]

学校評価システムを確立し、学校の特色や地域の実態を踏まえて評価項目の重点化を図るなど実施方法を工夫し、教育活動その他の学校運営についてすべての教職員の共通理解のもと組織的・継続的な改善を図る。

学校評価に保護者や地域住民の参画を得るため、アンケート等の実施にあたっての匿名性の担保や個人情報保護について研修等を通して周知を図る。

協力校を指定し学校の第三者評価¹⁸の試行を実施し、第三者評価システムについて実践研究を行う。

学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭を計画的に配置し、主幹教諭を対象とした研修の充実を図る。

学校事務の改善、研修・会議等の見直しを行うため、学校現場の現状を把握し、学校の事務改善を支援する。

[これまでの主な取組]

学校評価の推進

「学校評価ハンドブック」等を活用した学校自己評価及び学校関係者評価の全県的な普及・定着を図るとともに、学校の第三者評価の在り方について実践研究を行う。

主幹教諭の配置

教員集団の中でのリーダーとして円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上など学校運営・教育活動の中核的役割を担う職として主幹教諭を配置する。

学校管理職・教育行政職特別研修

新任管理職等に学校経営・教育行政の基礎を修得させるとともに、実習・演習や事例研究等を通して教育行政・学校経営の改善を実践する力量の育成と向上を図るため、特別研修を実施する。

県立学校管理職研修

学校を管理運営し、教育活動を営む上での諸問題について、管理職（校長、教頭）の職務遂行に必要な研究協議を行い、その識見を高め指導力の向上を図る。

県立学校校長・教頭候補者名簿登載者研修

管理職としての識見を高め学校経営能力の養成を図るため、人事管理上の諸問題などを中心とした研修を実施する。

県立高等学校部長等研修

教務、生徒指導、進路指導、職業学科部科長等の各分掌に関する諸問題について研修協議し、それぞれの職務に通じ、意識の向上を図るとともに、各学校における各分掌運営の円滑化と充実を図る。

主幹教諭研修

円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上に関する業務において、主幹教諭としての資質向上をめざした研修を実施する。

教職員の勤務時間の適正化の推進

教職員の勤務時間の適正化を推進するため、検討委員会を設置し、教職員勤務実態調査を踏まえ、実効性ある方策を検討し、教職員の勤務時間適正化プランを策定する。

こころの相談支援事業（スクールカウンセラーの配置等）（再掲 p.46）

スクールアシスタント配置事業（再掲 p.27）

パワーアップ&サポート運動部活動支援事業（再掲 p.21）

¹⁸ 学校の第三者評価……学校の教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ることを目的として、学校と直接関係を有しない専門家等によって行う客観的評価。

[これまでの主な取組]

新規採用者に係る研修

公立学校及び公立幼稚園の教職員を対象に、教諭等については教育公務員特例法により、また養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員についても、新規に採用された者に対して職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施する。また私立幼稚園の新任教員に対しても、幼稚園教員としての必要な知識を修得させ、資質向上を図るため、研修会を開催する。

10年経験者に係る研修

公立学校及び公立幼稚園の教職員のうち、教諭等については教育公務員特例法により教職経験10年を経過した者を対象として、養護教諭・学校栄養職員については経験年数10年目の職員に対して、資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施する。

5・15年経験者研修

経験5年目及び15年目の公立学校の教員及び学校栄養職員を対象に、資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施する。

教員免許更新制¹⁹の推進

平成21年度から導入される教員免許更新制の円滑な導入に向け、体制を整備する。

学校管理職・教育行政職特別研修（再掲 p.57）

県立学校管理職研修（再掲 p.57）

主幹教諭研修（再掲 p.57）

スクールリーダー養成研修

将来、学校や教育委員会で指導的な役割を担い得る人材を兵庫教育大学教職大学院に派遣する。

教職員研究活性化支援事業

教員の指導力や研究意欲の向上を図るため、多様な教育課題に係る先導的な研究を支援する。

長期研修休業制度

自らの資質を磨き、知識や視野を広げるため、自主的な計画のもと、大学等において、職務に関連がある調査・研究等を行う。

優秀教職員表彰

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員を表彰し、教職員の職務意欲や資質能力の向上と教育の活性化を図る。

県立高等学校運動部活動指導者表彰

運動部活動の強化と活性化を図るため運動部の振興発展に関し、功績が顕著な指導者を表彰する。

教職員人事評価・育成システムの試行

教職員の能力開発と教育活動の充実を目的とした新しい教職員人事評価・育成システムを試行する。

指導力向上を要する教員に係るフォローアップシステムの推進

学習指導や学級経営、生徒指導を適切に行うことができない、いわゆる指導力が不足する教員に対して教育公務員特例法に基づく指導改善研修を実施するとともに、適切なフォローアップシステムを推進する。

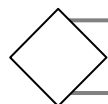
指導の重点

その年度に重点的に取り組むべき教育課題について、指導目標や実践上の指針等を掲載し、学校教育及び社会教育の指導者の日々の教育実践の確認や自己評価を促すことにより、創造的教育活動の推進に資する。

私立幼稚園永年勤続教職員感謝

私立幼稚園の教職員として永年に勤続し、兵庫県の幼児教育の振興に功績のあった者に対し、知事感謝を行う。

¹⁹ 教員免許更新制.....平成19年6月の教育職員免許法の改正により、平成21年4月1日から導入された制度。10年ごとに教員免許の更新を行うことで、教員として必要な資質能力を保持し、定期的に最新の知識技能を身に付け、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを狙いとする。



教職員のメンタルヘルスの保持・増進

[今後の方向と目標]

学校をめぐる様々な教育課題への対応が求められる中、ストレスなどにより心身に変調を来す教職員がいる状況を踏まえ、教職員がその能力を発揮できるよう、メンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められている。

このため、学校経営において教職員の心身の健康管理に配慮し、教職員の精神性疾患を未然に防止するとともに、そうした状況に立ち至った教職員に対しては職場復帰をサポートする体制を整備する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

教職員のメンタルヘルス対策事業の充実

[施策の取組]

教職員のメンタルヘルス対策を推進し、精神疾患の未然防止及び再発防止に向けた支援体制を強化する。

[これまでの主な取組]

職場復帰トレーニング事業

精神疾患により病気休暇又は休職中の教員の職場復帰にあたり、復帰後の再発を防止し、円滑に職場復帰ができるよう医療機関において精神科医等の専門家チームによるグループ指導を行う。

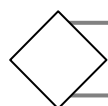
プレ出勤制度

精神疾患により長期間病気休暇又は休職中の教職員の復帰・復職に対する不安を解消し、職務への適切な対応が可能となるよう、正式に職場復帰する前に学校現場に出勤し、段階的に勤務に慣れさせることで円滑な職場復帰を図る。

教職員の元気な心づくり対策事業

精神疾患により病気休暇又は休職中の職員に対して早期復帰と再発防止のための制度の充実を図るとともに、学校における教職員のストレス要因の調査分析を行い、ストレス要因の改善を図る。

(3) 開かれた学校づくりの推進



開かれた学校づくりの推進

[今後の方向と目標]

地域に開かれた信頼される学校を実現するため、学校が保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが、近年一層求められている。

このため、学校関係者評価の実施など学校評価において保護者や地域住民等の意向を踏まえるとともに、評価結果の公表をはじめ、学校が教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供する。こうした取組を通して、保護者や地域住民の意向を把握し、学校経営に反映させたり、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を展開するなど、「開かれた学校づくり」を一層推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

学校評議員の設置.....全公立学校を対象（再掲）

オープンスクール.....全公立学校を対象

オープン・ハイスクール.....全県立高等学校において年間に複数回実施

全公立小中学校教職員を対象に、毎年カウンセリングマインド実践研修を実施

[施策の取組]

学校評議員の意見を学校運営に積極的に取り入れ、有益な意見が得られる関係づくりを推進する。

各学校が説明責任を果たすため、ホームページを開設するなどにより、広く保護者等に対して教育活動その他の学校運営の状況について積極的な情報提供を行う。

「オープン・ハイスクール」に参加した生徒や保護者、地域住民等の要望や意見に配慮し、中学生の進路選択や、地域住民の学校理解に寄与する充実した内容とする。

[これまでの主な取組]

学校評議員制度の推進（再掲 p.50）

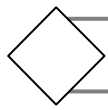
オープンスクール

普段の学校の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開する「オープンスクール」を全公立学校で実施する。

オープン・ハイスクール

県立高等学校の教育活動を公開し、中学生やその保護者、中学校の教員及び地域住民等が高等学校の教育活動について理解を深め、中学校の進路指導に資する「オープン・ハイスクール」を全県立高等学校で実施する。

(4) 安全・安心で、質の高い学習環境の整備



学校安全と危機管理体制の確立

[今後の方向と目標]

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れるよう、学校・家庭・地域が連携した子どもたちの安全を確保する取組が求められている。

このため、地震等の災害発生時における児童生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震化を計画的に推進するとともに、学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により地域ぐるみで子どもの安全を守る取組を推進する。

また、児童生徒の成績記録やプライバシーは個人情報であり、それらを扱う場合はその重要性を認識し、個人情報の適正管理を徹底する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

県立学校施設の耐震化率95%達成（平成27年度まで）

大規模な地震による倒壊等の危険性の高い市町組合立小・中学校施設の優先的な耐震化完了の推進（平成23年度まで）

[施策の取組]

兵庫県耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の結果、改修が必要と判断された県立学校について耐震改修工事を計画的に実施する。

大規模な地震による倒壊等の危険性が高い市町組合立小・中学校施設について、政府が要請する平成23年度末までのできるだけ早期に耐震化が図られるよう市町に要請するとともに、国の財政支援制度の活用について指導を行うほか、技術的な課題について建築構造分野の専門機関等の協力も得て相談・助言体制を強化する。

学校や通学路等における安全確保を図るため、学校安全ボランティア（スクールガード）等の協力を得て、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制を整備する。

児童生徒が危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動できるよう、万一の事態が発生した場合の対処法など、発達段階に応じた安全教育を推進する。

危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する研修機会の確保・充実を図る。

[これまでの主な取組]

県立学校の耐震化の推進

耐震診断の結果、改修が必要と判断した学校施設について耐震改修工事を計画的に実施する。

市町立学校の耐震化の推進及び施設整備に係る指導・助言

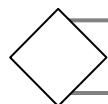
市町に対し、耐震性能の低い施設を優先した耐震化の促進を要請するとともに、国庫交付金制度の活用及び技術的課題に対する指導・助言を行う。

地域ぐるみの学校安全体制推進事業

学校安全ボランティア（スクールガード）を活用した効果的な安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する各種の取組を行う。

緊急通報装置の設置・運用

不測の事態の発生に備え、公私立学校園、児童福祉施設及びこれに準じる施設内の異変をいち早く警察に知らせる緊急通報装置を設置し、運用する。



いじめ・問題行動などに的確に対応する校内体制の整備

[今後の方向と目標]

子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止に努めるとともに、事案が発生した際に早期対応を図り適切に解決する体制を整備することは喫緊かつ重要な課題である。

このため、各学校において「心の教育」を推進するとともに、問題の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制を確立する。また、いじめ等による子どもたちの悩みに対応するため、スクールカウンセラーを配置し教育相談体制を充実するとともに、インターネットや携帯電話によるいじめや誹謗中傷等について家庭や地域と連携した取組を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

小中学校児童生徒の不登校……指導の結果再登校できるようになった割合を全国平均以上
(再掲)

児童生徒のいじめ……認知したいじめを解消させた割合を全国平均以上 (再掲)

[施策の取組]

学校における緊急かつ重大な問題に的確に対処できるよう市町教育委員会、学校と連携した支援を強化する。

高等学校における生徒指導上の諸問題への対応に関する研究開発校が集まる実践研究会・連絡協議会を開催し、研究協議や成果等の検証を行うとともに、その成果を他の高等学校等へ周知し、生徒指導の充実、強化を図る。

公立小・中学校に配置したスクールカウンセラー、全県立学校に配置したキャンパスカウンセラーを活用し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図る。

心の教育総合センターを、心の教育に係る拠点施設として、心の教育の実践的研究を行い、各学校における「心の教育」を推進する。また、災害、事件、事故など万一の事態が発生した時、子どもの心のケアを推進する。

兵庫県こころのケアセンターをトラウマ、PTSDに係る拠点施設として、専門的な研究・研修・相談・診療活動等を実施するとともに、児童や保護者からのPTSD等に係る相談や、教員等を対象とした子どもたちのこころのケア等についての研修を実施していく。

[これまでの主な取組]

こころの相談支援事業（再掲 p.46）

学校支援チームの配置（再掲 p.48）

子どもと親の相談員等の配置（再掲 p.48）

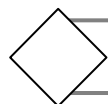
いじめ問題に取り組む地域連携モデル事業（再掲 p.48）

教育事務所「教育相談窓口」の開設（再掲 p.48）

ひょうごっ子悩み相談事業（ひょうごっ子いじめ相談24時間ホットライン）（再掲 p.48）

高校生心のサポートシステム（再掲 p.46）

兵庫県こころのケアセンターの運営（再掲 p.48）



学習環境の整備・充実

[今後の方向と目標]

子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむため、質の高い教育環境を整備することが求められている。

このため、教育用コンピュータ、校内LANなどのICT環境の整備や学校図書館の資料の充実、学習指導要領の改訂により新たに必要となる教材・教具の整備などを着実に推進する必要がある。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

司書教諭の配置……12学級以上の全公立学校で発令

学校図書館図書の本数の整備……学校図書館図書標準を達成している学校数の割合を全国平均以上平成22年度までに、以下のICT環境整備を実施……全公立学校を対象（再掲）

- ・ 校内LAN整備率100%（平成22年度）
- ・ 教育用コンピュータ1台当たり児童生徒数3.6人
- ・ 超高速インターネット接続率100%

教員用コンピュータ1人1台……全県立学校を対象（再掲）

[施策の取組]

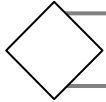
新学習指導要領の全面実施に向けた中学校における武道の必修化に対応するための施設整備に向けて、市町組合教育委員会を指導する。

[これまでの主な取組]

ネットデイでつなぐ学校と地域連携推進事業（再掲 p.50）

国庫補助制度の活用による市町立学校の学習環境整備に係る指導・助言

「安全・安心な学校づくり交付金」の大規模改造事業の中で、空調設備、エレベーター等バリアフリー対策の整備及び環境を考慮した学校施設（エコスクール）等の整備事業を推進する。



修学支援の充実

[今後の方向と目標]

教育の機会均等の観点から、経済的理由によって修学が困難な高校生等に対して、奨学金事業等を推進する。

[施策の取組]

経済的理由により修学が困難な高校生等の教育の機会均等を図るために、修学資金を必要とする生徒に対し奨学資金を貸与する。加えて、遠距離通学の生徒に対し、通学交通費を貸与する。

働きながら学ぶ定時制・通信制高等学校の生徒に対し、教育の機会均等を保障し、修学を奨励するため、勤労生徒奨学資金の貸与や、教科書等の給与を行う。

[これまでの主な取組]

高等学校奨学資金貸与事業

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

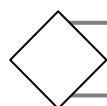
勤労生徒奨学金貸与事業

働きながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難なものに対して奨学資金を貸与することにより、修学を奨励するとともに有為な人材を育成する。

定時制・通信制高等学校教科書等給与

勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、定時制及び通信制課程に在学する有職生徒に対して、当該年度において履修するための教科書、学習書の給与を行う。

(5) 教育委員会機能の充実



教育委員会会議の活性化及び教育委員の活動のさらなる充実

[今後の方向と目標]

公教育の質を高め、児童生徒や保護者、住民の公教育に対する信頼を確保する上で、地方教育行政を担う教育委員会の役割がますます重要となっている。

このため、教育委員会会議の一層の活性化を図るとともに、学校等教育施設の視察等を通して、教育現場の実情の把握に努めるなど、非常勤の職である教育委員が、それぞれの識見を発揮しながら、教育委員の活動のさらなる充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

教育委員会会議の傍聴者数の増加.....平成25年度 50人

意見交換会や意見聴取の機会の増加.....平成25年度 10回

学校等教育施設、学校行事等の視察の増加.....平成25年度 20回

教育施策の推進に係る会議や行事への参加の増加.....平成25年度 10回

[施策の取組]

教育委員が各地域の教育の実態や課題について理解を深め、教育委員会会議の一層の活性化を図るために、県内各地における移動教育委員会の開催を積極的に推進する。

県民や教育関係者の県教育行政への理解を深めるため、教育委員会会議の傍聴機会の確保に努める。

施策の一層の充実を図るために、基本方針、重要な施策の立案段階から意見交換会（勉強会）を開催し、各委員と事務局との意見交換を行う機会を増やす。

学校等教育施設の視察を推進するとともに、教職員や児童生徒との対話や保護者、地域住民等との意見交換を行う場を設けることで、教育現場の実情把握に努める。

県の教育委員と市町の教育委員との連携協力を推進するために、市町の教育委員との意見交換を行う。

地域教育推進委員連絡協議会に加え、施策の推進について協議を行う会議や、児童生徒が参加する各種大会等に積極的に参加するなど、施策の進捗状況や効果等の把握に努める。

[これまでの主な取組]

移動教育委員会の開催

教育委員会会議を県内各地に出向いて開催することにより、各地域及び各教育機関等の実態について理解を深め、今後の教育行政に活かすとともに、広く県民が教育委員会を傍聴する機会を確保し、本県教育行政への理解を深める。

施策立案段階での意見交換及び議案等の事前説明

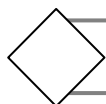
施策立案段階での意見交換会（勉強会）を開催し、教育委員の意見を施策に反映させる。また、議案等の事前説明を行い、教育委員会会議での協議の充実を図る。

学校等教育施設の視察

教育委員が教育現場の実情を把握し、見識を広めるために、学校等教育施設の視察や教職員等との対話の機会を確保する。

地域教育推進委員連絡協議会への参加

「地域教育推進会議」の代表者が意見・情報交換を行う「地域教育推進委員連絡協議会」への参加を通して、地域の実情と施策の進捗状況や効果等の把握に努める。



教育委員会の点検及び評価の実施

[今後の方向と目標]

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会の行政の執行状況について、点検及び評価を行うことが義務づけられた。

これを受けて、事前に教育委員会が立てた基本方針に基づく教育行政の具体的な執行状況や目標達成の度合いについて、教育委員会自らが事後にチェックし、県民に対する説明責任を果たし、その活動の充実を図る。

[施策の取組]

各年度において、教育委員会の重要施策について総括的に点検及び評価を実施する。

教育について識見を有する外部有識者から構成される委員に意見を聴取し、評価の客観性の向上を図りながら、教育委員会の点検及び評価を行う。

点検及び評価の結果報告書は、議会に提出するとともに、県民に公表する。

点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の遂行等に適切に活用することで、効果的な教育行政の推進に資する。

[これまでの主な取組]

「県政推進重点プログラム50²⁰」に含まれる事業については、知事部局の行う「県政推進重点プログラム50の点検・評価」により、点検・評価を実施する。

主な事業に関しては、個別に節目の年度に評価・検証委員会を立ち上げ、事業の内容、成果及び課題に関しての検証を行い、報告を行う。

²⁰ 県政推進重点プログラム50……本県において、「元気ひょうご」の実現に向けて重点的に取り組むべき分野、課題のそれぞれに対応した50の施策・事業を明示し、その具体的な方向をとりまとめたもの。

教育施策の重点目標 5

新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

(1) 教育の充実・強化

教育体制・内容の充実

[今後の方向と目標]

県立大学において、豊かな人間性ととも、幅広い教養や専門知識・技能を含めた課題探求能力と語学力・情報処理能力等の国際的なコミュニケーション能力を備えた、地域に貢献し、国際的に活躍できる人材の育成を行う。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

管理栄養士養成課程（食環境栄養課程）の設置（平成21年度）

緑環境景観マネジメント研究科の設置（平成21年度）

先端計算科学研究科（仮称）の新設（平成23年度予定）

[施策の取組]

「グローバルコミュニケーション科目（英語・情報）」の充実や幅広い教養・豊かな人間性を養う多様な「教養科目」の開講など全学共通教育の充実を図る。

英語による専門教育の実施など国際化に対応できる人材育成プログラムを検討する。

大学教育の質を保証するため、授業方法についての研究会、新任教員のための研修会の開催や教育内容・方法の改善に組織的に取り組む全学的なFD²¹(Faculty Development)を推進する。

高度専門職業人や時代のニーズに対応した人材の育成を推進する。

- (1) 栄養指導や食育の推進など健康づくりを推進できる高度な人材を養成するため、環境人間学部に管理栄養士養成課程（食環境栄養課程）を設置する。
- (2) 県立淡路景観園芸学校における教育実績を生かし、緑環境景観の創出や保全・活用を実践する高度専門職業人を育成するため、専門職大学院として「緑環境景観マネジメント研究科」を設置する。
- (3) 神戸ポートアイランドでの次世代スーパーコンピュータの立地に伴い、シミュレーション科学の人材育成を行う先端計算科学研究科（仮称）を新設するとともに、多様な大学によるシミュレーション科学の共同研究を展開する国際的な大学連携拠点を形成する。
- (4) 国際的に活躍できるビジネスリーダーや、中堅・中小企業での経営の実践能力を備えた人

²¹ FD……ファカルティ・ディベロプメント。教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例として、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催など。

5 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

材、医療分野における経営能力を備えた人材を育成することを目的に、中小企業診断士登録養成課程を併設した経営専門職大学院の開設をめざす。

自然・環境科学研究所（コウノトリの郷公園、西はりま天文台公園等）の教育機能を充実するため、大学院生の受入の拡大によるフィールドワークの拡充を図るとともに、大学院機能の付与について検討を進める。

地域と連携した教育活動を全県的な規模で展開し、地域社会への理解を深め、地域の活性化に貢献する全県キャンパス構想を推進する。

助産師の役割を活用した安全で安心な出産を普及するため、出産ケアの開発や助産師のリカレント教育²²・実習を通じての専門能力の向上を図る仕組みとしてバースセンター構想を推進する。

[これまでの主な取組]

全学共通教育

すべての学部生(1年次)を対象に幅広い視野を養うとともに、豊かな人間性の涵養と課題探求能力の向上、国際的なコミュニケーション能力の養成を目的とする教育(英語、情報関連科目、教養科目、他専攻科目)を神戸学園都市キャンパスと姫路書写キャンパスの2カ所で行う。

特徴的な科目:「ひょうご学概論」「生活の中の法律」「マテリアル科学への招待」等

遠隔授業

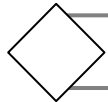
県内に点在する各キャンパスの学生に統一的な学習環境を提供するため、全学共通科目を中心に兵庫情報ハイウェイ²³を活用した遠隔授業を実施し、学習効果の向上に取り組む。

専門教育

専門分野における高度な知識や技術の習得に必要な基礎知識(専門基礎科目・専門関連科目)や各学部における専門教育科目等を教授する教育カリキュラムを提供する。また西日本の国公立大学初となる公認会計士等の育成をめざした会計専門職大学院を平成19年度に開設した。

²² リカレント教育……社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を提供するもの。

²³ 兵庫情報ハイウェイ……本県域の行政、教育、研究、医療など多様なサービスの提供や地域の情報格差の是正をめざして整備した基幹的な情報通信基盤となる通信ネットワーク。



学生の受入と支援の充実

[今後の方向と目標]

大学全入時代の到来や受験生の価値観の多様化に対応した多様な入試方法を導入し、県立大学の教育理念を十分に理解し、目的意識と意欲を持った学生の幅広い受け入れを推進する。

また、学生が安心して充実した大学生活を過ごすことができるように学習、生活両面でのニーズを把握し、効果的な授業の実現や生活環境の改善に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

学生による授業評価アンケートの実施

[施策の取組]

一般選抜、AO（アドミッションオフィス）入試等入学者選抜制度の検証を行い、制度の充実・改善を図る。

就職情報の収集と学生への提供、学生の就職意識の啓発やキャリア形成への支援、関連する産業界への教育理念等の発信など、教職員が連携し、就職支援に積極的に取り組む。

学生に対して実施している授業評価アンケートの結果を活用し、授業内容や教育方法の組織的な改善につなげていく。

学生の授業や生活面のニーズに事務局と教員が密接に連携して対応し、学習へのアドバイスやカウンセリング等、充実した学生指導・支援を行う。

大学の国際化、教育研究活動の高度化に資するため、外国人留学生特別選抜入試を許可された者に係る入学料を県内入学者と同額に改定し、留学生の確保を促進する。

[これまでの主な取組]

アドミッションポリシー(入学者受入方針)の策定・公表

県立大学で学ぶことに対し、しっかりした目的意識と意欲を持った学生を受け入れるため、アドミッションポリシーを策定し、公表する。

AO入試の導入

受験生の能力や意欲を多面的に評価し、多様な個性を受け入れるため、通常の学力試験ではなく、面接、小論文等により入学者を選考するAO入試を、平成18年度より全学的に導入する。

入試専門員の配置

県立大学の入試広報(高等学校の訪問等)や入試制度の調査研究を行うため平成17年度より配置する。

授業評価アンケートの実施

平成16年度より、学生に授業評価アンケートを前期と後期に実施し、教員の授業の改善方針等に反映させるなど、学生の声をより良い授業にフィードバックする。

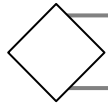
学生の生活環境の改善

学生の修学支援や生活支援に関する基礎資料として活用するため、学部・大学院のすべての学生に対して、生活環境や学習環境に係るアンケートを実施(平成17・19年度)し、学生の生活環境改善等、学生指導・支援を行う。

例：明石キャンパス・神戸学園都市キャンパス間にスクールバスを運行。

学生に対するカウンセリング

学生の抱える心理的な問題に対して、精神面でのサポートを行うため、学生カウンセラーを設置する。



中高大連携教育の実施

[今後の方向と目標]

県立大学との緊密な連携のもとに、播磨科学公園都市に附属中学校・附属高等学校を設置し優れた教育研究環境を活用して、科学技術における学術研究の後継者の育成や、国際感覚豊かな創造性溢れる人材の育成を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

大学との連携授業の実施

[施策の取組]

附属中学校及び附属高等学校において、中高一貫教育として6年間の計画的・継続的な教育活動を展開するとともに、中高と県立大学との連携教育の円滑な実施を図る。

附属高等学校において進路指導部や当該学年との連携を強化し、県立大学への進学が可能な特別推薦入学制度の効果的な運用に努める。

[これまでの主な取組]

兵庫県立大学附属中学校の開校

平成19年4月に開校し、県立大学との連携のもと、附属高等学校との中高一貫教育を行っている。特に、学術・研究機関が集積する播磨科学公園都市の立地環境を生かして数学・理科を重視した教育と少人数教育を行う。

高大連携教育プログラムの推進

附属高等学校では、平成14年度に文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール²⁴の指定を受け、理数系教育のカリキュラムの開発を進めてきた。また、県立人と自然の博物館（自然・環境科学研究所）でのフィールドワーク、大学教員による授業、県立大学の各キャンパスでの課題研究など多彩な高大連携教育を実施する。

中大連携授業の実施

県立大学教員による特別授業や、自然・環境科学研究所や各キャンパスでの実習・体験学習を実施し、向学心の高揚を図るとともに、生徒が進路や生き方・在り方を考える機会を提供する。

特徴的な授業の開催

附属中学校...サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト²⁵（SPP）実施校として、科学技術、理科・数学に対する興味・関心高め、知的研究等の育成に取り組む。

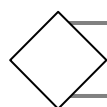
附属高等学校...多彩な国際理解教育やスーパーサイエンスハイスクール（SSH）の成果を活かした理数教育を実施する。

・先端的な科学技術研究を行っているJAXA等を訪問する、サイエンスツアー「つくば・東京研修2008」を行った。

²⁴ スーパーサイエンスハイスクール.....文部科学省が科学技術・理科、数学教育を重点的に行う高等学校を指定し、高等学校及び中高一貫教育校における理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究を推進する制度。

²⁵ サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト.....文部科学省の「次代を担う若者への理数教育の拡充」施策の一環。学校と大学・科学館等の連携により、児童生徒の科学技術、理科・数学（算数）に関する興味・関心と知的探究心等を育成することを目的とする事業。

(2) 研究のさらなる発展・高度化



研究の高度化・重点化

[今後の方向と目標]

総合大学としての特色、各研究分野の個性を生かし、地域社会の課題に対応した研究を推進するとともに、国際的、全国的な研究をリードする新たな研究拠点の整備・充実を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

先端計算科学研究科（仮称）と大学連携拠点の設置（平成23年度予定）

ピコバイオロジーに係る研究体制強化の充実と大型競争的研究資金の確保（平成24年度）

[施策の取組]

グローバルCOEプログラムの採択を受けたピコバイオロジーに係る研究の体制強化を図るとともに、プログラムが終了する平成24年度以降も、新たな競争的研究資金を確保し、ピコバイオロジー研究センターの充実強化をめざす。

神戸ポートアイランドでの次世代スーパーコンピュータの立地に伴い、シミュレーション科学の人材育成を行う「先端計算科学研究科」（仮称）を新設するとともに、多様な大学によるシミュレーション科学の共同研究を展開する国際的な大学連携拠点を形成する。

WHO災害看護協力センターに指定された地域ケア開発研究所の研究をさらに推進する。

領域を越えた部局横断的共同研究や将来の発展が期待できる萌芽的研究を推進するとともに、総合大学の特長を活かし、専門領域の連携による学際的研究をより積極的に展開していく。

ニュースバル産業利用ビームラインを活用して、ものづくり産業の基盤を支える分析企業や素材産業等産業界の技術開発を推進する。

[これまでの主な取組]

21世紀COEプログラムの採択

文部科学省が世界的な教育研究拠点の形成を目的に推進している21世紀COEプログラムに、県立大学では平成14年度に生命科学研究科（構造生物を軸とした分子生命科学の展開）、平成15年度には看護学研究科（ユビキタス社会における災害看護拠点の形成）の2プロジェクトが採択。

グローバルCOEプログラムの採択

21世紀COEプログラムの後継施策。平成19年度に生命科学研究科（ピコバイオロジー：原子レベルの生命科学）が採択。

地域ケア開発研究所の開設

我が国初の看護学に関する本格的な研究所として平成16年12月に開設。まちの保健室等の地域の特性にあわせた看護ケアシステムの開発に向けた研究を進めると同時に、健康実践教育や健康情報センターとしての役割を担う世界規模の看護学の実践研究を行う。

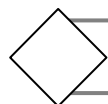
自然・環境科学の研究の推進

自然・環境科学研究所において、自然環境系（県立人と自然の博物館）、景観園芸系（県立淡路景観園芸学校）、田園生態系（県立コウノトリの郷公園）、宇宙天文系（県立西はりま天文台公園）、森林・動物系（県森林動物研究センター）の5系を設置し、人と自然の共生のあるべき姿を探求する自然・環境科学の研究を推進する。

例：コウノトリの野生復帰プロジェクトを中核とした田園地域の環境保全のための調査研究、丹波恐竜化石の発掘・研究等。

放射光施設「ニュースバル」の運用

高度産業科学技術研究所では、中型放射光施設ニュースバルを運用しており、これまで8本のビームラインを活用して微細加工分野を中心に企業との共同研究を行ってきた。平成20年10月に物質・材料の分析・評価を求める産業界のニーズに対応し、新たに産業利用のための分析ビームラインの供用を開始した。



共同研究等の推進と外部研究資金の確保

[今後の方向と目標]

産業界との共同研究を促進するため、外部の研究者との学术交流や産学交流会等への積極的な参加など関係機関との連携を強化する。

また、国や民間からの外部資金を獲得するため、各部局又は部局横断的に戦略的な研究体制の構築に取り組んでいく。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

科学研究費補助金の申請率（全教員に占める申請件数の割合）85%以上

[施策の取組]

競争的研究資金を一層獲得するため、外部研究者との連携促進と各部局の戦略的な研究体制の構築を図るとともに、科学研究費補助金の目標値を設定し申請率・採択率の向上をめざす。

産学交流会への参加や合同発表会の運営等を行うことにより、積極的に産学連携機会の開拓に取り組む。

産学連携センターのコーディネーターが、積極的な外部資金獲得の申請や企業との共同研究の実施に向けて、教員に申請書類作成等についての的確・迅速なアドバイスを行う。

[これまでの主な取組]

国等の先導的大型研究プロジェクトの獲得

大型プロジェクト研究資金を獲得し、先導的な研究を進める。

例：総務省戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）

- ・瓦製造法による導電セラミック粒子製造手法と電磁波吸収・遮へい材実用化に関する研究開発
- 科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業（ERATO）
- ・センシング融合プロジェクト

経済産業省中小企業産学連携製造中核人材育成事業

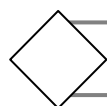
- ・マイクロナノ量産技術と応用デバイス製造に関するイノベーション人材育成

科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業（CREST）

- ・コヒーレントEUV光を用いた極微パタン構造計測技術の開発
- ・超高速ナノインプリントリソグラフィ技術のプロセス科学と制御技術の開発

共同研究の推進

学外研究機関や産業界との共同研究を積極的に進めるため、研究会・学会・産学交流会及び合同発表会へ参加する。



研究成果の公表と社会への還元

[今後の方向と目標]

地域社会に開かれた大学として、研究成果を地域に還元するためシンポジウム、セミナー等を通して県民や産業界等に対して積極的に情報発信する。

また、学内の全研究者が行っている研究内容を「研究者データベース」として整備し、企業との共同研究や、技術相談等への活用を進める。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

研究者データベースの登録率100%の達成（平成21年度）

[施策の取組]

「兵庫県立大学シンポジウム」の開催をはじめ、各種セミナー、シンポジウムを通して、県立大学での研究成果を社会へ還元する。

研究業績を公開する「研究者データベース」を整備するとともに、情報を定期的に更新するなど、その充実に努める。

[これまでの主な取組]

兵庫県立大学シンポジウム

産学連携の推進を図り、県立大学の存在を積極的にアピールするために、本学の最先端の研究や産業界のニーズに即した研究内容等を産業界に向けて発表する「兵庫県立大学シンポジウム」を開催する。

シリーズセミナー「よくわかる研究」

県立大学が有する技術シーズ²⁶を企業関係者にわかりやすく説明するため、県立工業技術センター等の関係団体と連携し、地域での出前セミナーを実施する。

シーズ発表会等への積極的な出展

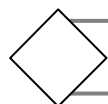
国際ビジネスフェアin姫路、国際フロンティア産業メッセ2008、イノベーションジャパン2008、ニューアース2008への出展を行った。

研究者データベースの構築

共同研究等のための教員検索や、技術相談等が円滑に行えるよう、教員情報のデータベースを構築する。

²⁶ シーズ……Seeds 種。大学や企業、研究機関が開発した新しい技術のこと。

(3) 社会貢献の積極的展開



生涯学習の支援

[今後の方向と目標]

生涯学習交流センターの企画調整機能を高めながら、各キャンパスの特長を活かした公開講座や社会人のリカレント教育等を実施し、県民の多様な生涯学習活動を支援する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

公開講座の受講者数（毎年度600人の達成）

[施策の取組]

総合大学としてのメリットを生かし、各学部等が連携した特色ある公開講座の実施や顕著な業績を持つ教員による知の創造フォーラムを開催するとともに、教員免許更新講習の開催等、社会人のリカレント教育を推進する。

高等教育機関が少ない但馬・丹波地域などを会場に、高齢化の進展など地域課題に対応したテーマを設定した特別公開講座を実施する。

第一線で活躍する社会人を対象に最新の専門的知識・技能を身に付ける事ができる高度で専門的な講座「社会人プロフェッショナルコース」を提供する。

県民に親しまれ、地域に開かれた大学をめざして、キャンパスや附置研究所を訪問する「アカデミック・ツーリズム・プログラム」を実施する。

[これまでの主な取組]

公開講座の実施

学部・研究所間の共同実施講座や受講対象を中学校・高等学校の理科の教師とする講座など、実施方法、講座内容を工夫することにより、6学部、8研究科、4附置研究所の各研究分野の特色を活かした多様な講座を提供する。

アウトリーチプログラム(特別公開講座)の実施

大学等高等教育機関が少ない地域における大学の公開講座として、但馬・丹波地域の県民のニーズを捉え、少子・高齢化時代における地域の取組や地域の魅力再発見等、地域課題に対応するテーマや内容の充実を図り実施する。

社会人プロフェッショナルコースの実施

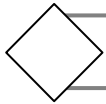
第一線で活躍する社会人が最新の専門的知識・技能を身に付けることができる高度で専門的な講座を提供する。

知の創造シリーズフォーラムの実施

県立大学の知を広く地域に還元するため、神戸地域と県内各地で、県立大学の著名な講師による無料の講演会を実施する。

アカデミック・ツーリズム・プログラムの実施

県内各地に所在するキャンパス・研究所等を訪問し、講義とツアー形式の体験実習からなる公開講座「アカデミック・ツーリズム・プログラム」を実施する。



地域産業との交流・連携

[今後の方向と目標]

知的財産本部や産学連携センターを通して、大学のシーズと産業界のニーズのマッチングを推進し、大学と地域産業との共同研究や大学の研究成果の企業への移転を進めるとともに、姫路書写キャンパスのインキュベーションセンター²⁷や高度産業科学技術研究所の放射光施設「ニュースバル」を活用し、産業界のニーズに対応した共同研究の推進や、大学発ベンチャー等の新規起業を支援する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

インキュベーションセンターの利用率100%

[施策の取組]

地方自治体・公益団体・金融機関等と協力し、大学の知的資源を活かした地域づくりや地域課題解決に向けた支援を推進する。

大学の研究成果として取得した特許等の知的財産については原則、大学に帰属することとともに、技術移転機関（TLO）²⁸等関係機関と連携し、研究成果の移転・実用化を推進する。

産学連携センターの充実、中小企業の創業・第二創業の支援や専門知識を生かした技術指導など、各部署の特性に応じて研究成果を地域・社会に還元する。

「ニュースバル」産業利用ビームラインを活用して、ものづくり産業の基盤を支える分析企業や素材産業等産業界の技術開発を推進する。

インキュベーションセンターの活用等により、新規起業につながる共同研究を推進する。

学内の研究業績を「研究者データベース」として整備し、インターネットを通して広く公開することにより、企業との共同研究に活用する。

²⁷ インキュベーションセンター……大学発ベンチャー等を支援育成する共同実験施設。

²⁸ 技術移転機関（TLO）……「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき事業計画が承認・認定された技術移転事業者を指す。大学の研究者の研究成果である発明（特許）を民間企業等へ技術移転することを主要業務とする。（Technology Licensing Organization）

[これまでの主な取組]

産学連携・地域連携の推進

産学連携の推進による地域産業の活性化を図るため、産学連携センターと自治体、金融機関等7団体との間で、産学連携協力の推進に係る協定を締結し、団体会員に対する講演会、研究発表会、経営アドバイス事業等を実施し地域産業の振興や地域の活性化に取り組む。

全学的な協定締結団体

自治体等との連携...姫路市・姫路商工会議所、宍粟市

金融機関との連携...姫路信用金庫、西兵庫信用金庫、国民生活金融公庫、神戸信用金庫、兵庫県信用保証協会

地域産業界との連携...はりま産学交流会、神戸産官学²アライアンス 他

経営学部において締結している団体...兵庫県商工会連合会、尼崎市、養父市商工会 他

知的財産本部の取組

教員及び学生等による研究成果としての知的財産を適切に保護・管理するとともに、積極的な技術移転活動を行っている。また、共同研究等の受け入れに際し、教員に適切なアドバイスをするとともに、企業等との契約業務を支援する。

インキュベーションセンターの活用

姫路書写キャンパスに設置したインキュベーションセンターを活用して、産業界からのニーズに対応した共同研究を推進し、その研究成果を産業界に積極的に移転するとともに、大学発ベンチャー等の新規起業を支援する。

放射光施設「ニュースバル」の活用

高度産業科学技術研究所のニュースバルの産業利用を促進し、微細加工技術のほか物質・材料の分析・評価等の産業利用技術の高度化を図る。

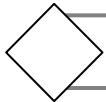
大学発ベンチャーの起業

高度産業科学技術研究所・工学部が関与した大学発ベンチャー企業が、3社起業している。

技術相談等への対応

地域産業界からの技術相談等の要請に対して、産学連携センターが窓口となり、学内関係部局のほか、公設試験研究機関や新産業創造研究機構等関係機関と連携を図りながら、積極的に対応する。

研究者データベースの構築（再掲 p.79）



国際交流の推進

[今後の方向と目標]

県立大学の国際化を推進し、教育研究の活性化と水準の向上を図るため、県立大学の総合力と地域の特色を生かした国際交流の展開を図っていく。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

留学生受入数……毎年度、20人の学術交流及び留学生200人の達成

[施策の取組]

教育の国際化の推進、学生の海外体験の推進、研究の国際化の推進、キャンパスと地域の国際化の推進、戦略的国際交流の推進、国際開発協力の推進及び海外における人的ネットワークの形成を図る。

協定締結大学間の交流を広げ、海外研修に伴う単位互換・単位認定制度を検討する。

外国人学生のための進学説明会等を開催し、優秀な留学生の確保に努めるとともに、出身国の多様化を図る。

大学コンソーシアムひょうご神戸と連携した、海外インターンシップに取り組むなど日本人学生が海外留学しやすい環境の整備を推進する。

[これまでの主な取組]

国際交流協定の締結

大学間協定は海外11大学 1 研究所、部局間協定は11大学と学術交流協定を締結し、学術交流をはじめ教員交流、交換留学生の派遣・受入等の国際交流事業を推進する。

大学間協定締結大学…暨南大学(中国)、エバークグリーン州立大学(アメリカ)等

留学生の受入れ

諸外国との国際理解・友好を深め、世界的な視野に立って活躍できる人材養成に資するため、積極的に留学生を受け入れる。

学術交流（教員交換、学術交流セミナー）

学術交流協定大学であるエバークグリーン州立大学、暨南大学と、それぞれ教員交換を実施する。

また、本学と東亜大学校（韓国）との合同研究発表会として、日韓学術交流セミナーを実施する。

学生交流（交換留学）

学術交流協定大学であるエバークグリーン州立大学他 6 大学と、それぞれ交換留学を実施する。

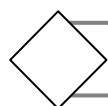
短期語学研修

学術交流協定大学であるカーティン工科大学、暨南大学、蘇州大学へ学生の訪問団を派遣し、学生・教員との交流、授業参加、専門学科訪問を通して、国際交流活動を行うとともに、語学研修（英語・中国語）プログラムを受講する各種研修訪問団を企画する。

外国人留学生交流事業

留学生間の親睦を図るとともに、兵庫県の産業・気候風土等を知る機会をもつことを目的として、兵庫県を 5 地区に分け、毎年 1 地区を訪問する研修旅行を実施する。

(4) 顔が見える大学づくり、積極的な情報発信



各学部等の個性・特色の確立、広報・地域連携機能等の強化

[今後の方向と目標]

県政と連携した教育・研究・社会貢献の活動状況について、インターネットを活用した積極的な情報発信を行い、県民や企業に親しまれる顔が見える大学づくりを推進する。また大学の取組に対して外部の評価を受け、大学のブランド力の向上を図る。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

認証機関による大学評価を通じた大学の質の向上（平成21年度）

[施策の取組]

外部意見を大学運営に反映させるため、経済団体・マスコミ等との意見交換、卒業生・企業へのアンケートの実施等を行う。

各部局の個性・特長の確立と大学全体のブランド力向上戦略を検討する。

これまでの自己点検評価・外部評価に加え、大学の教育研究等の総合的な状況について評価を受けるため、平成21年度に認証機関による評価を受け、結果を公表する。

[これまでの主な取組]

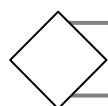
積極的な情報発信

ホームページやキャンパスガイド等により、積極的な情報発信を行い全学的な広報を推進する。

点検・評価による大学運営の質的向上

第2期中期計画の自己点検評価を行うとともに、外部評価機関である、兵庫県立大学評価委員会の評価を受け、評価結果の大学運営への反映と評価結果の公表を通じた質の向上を図る。

(5) 県内外の大学の連携・交流の推進



各大学の特色を生かした連携・交流の推進

[今後の方向と目標]

多様な知の創造拠点を形成している県内40大学、19短期大学相互の連携を深め、教育・研究の充実や、留学生支援など、大学等と地域社会・地方自治体等との連携による地域社会の活性化を推進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

HUMAP大学相互の留学生数……毎年度、留学生200人及び研究者20人の受入達成

[施策の取組]

HUMAP構想の推進などにより、兵庫県内の大学とアジア・太平洋地域の大学の交流を促進し、留学生・研究者交流のさらなる充実を図る。

県内大学の参画による多彩な連携事業を進めつつ、「大学コンソーシアムひょうご神戸」との連携を図るとともに、大学と地方自治体との協力により、地域の振興や課題解決をめざす取組を促進する。

留学生支援機関とともに奨学金支給や就職支援などに取り組み、留学生が住みやすく、学びやすい環境づくりを推進する。

5 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

[これまでの主な取組]

学長と知事の懇話会の開催

大学の持つ豊かな学術研究の資源、生きた情報を収集、活用し、県の政策形成に生かすとともに、県と県内大学(40大学)との連携、大学相互間の連携を促進することを目的に、年1回開催する。

ひょうご講座の開催

兵庫県内の4年制大学などとの連携により、大学教育レベルの講座を広く提供し、広く県民を対象とした講座を年2回(春・秋)に開催する。(実施主体...(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構)

アジア・太平洋大学間交流ネットワーク(HUMAP)の取組

兵庫県内の大学とアジア・太平洋地域の大学との交流を盛んにし、地域の教育や研究の水準の向上を図るとともに、将来を担う人材を育成するため、132大学(県内26大学、海外106大学)参加のもと、留学生・研究者交流などを行うHUMAP事業を展開する。(実施主体...(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構)

HUMAP学生交流数：平成12年から延べ約1,700人

大学コンソーシアムひょうご神戸の取組

県内34大学が、大学相互の連携及び地域社会の振興のため組織した大学コンソーシアムひょうご神戸において、県等と連携・協力し国際交流、地域交流、高大交流事業等に取り組む。

- ・平成20年度文部科学省戦略的大学連携支援事業の採択を受けた海外インターンシップ事業を実施した。
- ・兵庫県健康福祉部と少子対策及び子育て支援推進に関する協力協定を締結し子育て支援事業等を実施する。

兵庫県私費外国人留学生奨学金の支給

学業成績に優れ、かつ経済的援助を必要とする私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、生活の安定を図るとともに、学習活動を促進する。(実施主体...(財)兵庫県国際交流協会)

留学生版安全・安心ネット連絡会の取組

県内大学や留学生支援機関が「留学生版安全・安心ネット連絡会」を組織し、留学生の住みやすく、学びやすい環境づくりに取り組む。

- ・メールマガジンによる留学生に役立つ情報の提供。
- ・経済産業省「アジア人財資金構想 高度実践留学生育成事業」により、ビジネス日本語講座やインターンシップなどを実施し、留学生の日本企業への就職を支援。
- ・(財)日本国際教育支援協会が実施する「留学生住宅総合補償制度」の活用促進。

教育施策の重点目標 6

県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

(1) 県民の学習ニーズに応える社会教育・生涯学習の振興

社会教育施設等生涯学習基盤の整備・運営

[今後の方向と目標]

県民だれもが生涯にわたって学習する機会や場を提供するために、公民館や図書館、博物館等の社会教育施設を整備し、県民のニーズにあった運営を行うことが求められている。

このため、公民館をはじめとする社会教育施設を、様々な地域課題や社会の要請が高い分野等への対応を学ぶ、地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として機能させる。また、学社融合の観点からも、教育活動その他において子どもたちの活用を促進する。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

嬉野台生涯教育センター.....年間総利用者数200,000人

県立図書館.....年間貸出冊数毎年度1%増

県立美術館.....年間総入館者数600,000人

県立歴史博物館.....年間総入館者数220,000人

県立人と自然の博物館.....年間総利用者数500,000人

コウノトリの郷公園.....〔普及講座〕年13回実施

〔団体等(学校・一般)普及啓発のための受入〕年220件

県立考古博物館.....年間総入館者数150,000人

県立芸術文化センターを活用した兵庫オリジナルの舞台芸術の創造・発信

.....芸術監督プロデュースオペラをはじめ、幅広いニーズに応える質の高い公演を実施(540事業850公演実施(平成17年から平成21年まで累計))

兵庫陶芸美術館.....兵庫陶芸美術館入館者数、毎年度10万人とワークショップの開催等による人材育成と地元窯元等との連携による陶芸文化の裾野の拡大
年間総入館者数100,000人

[施策の取組]

「ひょうご子ども読書推進計画」を改正し、市町における推進計画の策定を促進することで、子どもの読書活動の推進を図る。

県立図書館を「図書館の図書館」として資料の整備・充実、調査相談業務の質の向上を図るとともに、市町立図書館に対し、積極的な支援・協力をを行い、全県レベルでの資料・情報提供の充実を図る。

6 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

美術館・博物館等の社会教育施設の機能強化、活性化を図るとともに、施設運営の効率化、住民の参画等を促進する。

- ・県立美術館：県民の期待に応えうる特別展を開催するとともに、新たなにぎわいを創出するため、学校団体や親子での美術鑑賞を推進する活動、出張展覧会等を実施する。
- ・県立歴史博物館：「交流博物館」を理念とした博物館づくりを推進するため、身近な生活や暮らしから歴史を学習し、ふるさとを再発見できる展示・学習を提供する。
- ・人と自然の博物館：県民が活動・交流するステージとしての博物館、兵庫の自然・環境を未来に継承する学習コアとしての博物館、県政課題解決の知的創造インフラとしての博物館をめざし、様々な学びのレベルに合わせた参加・体験型プログラム等を提供する。
- ・コウノトリの郷公園：平成17年度から開始した試験放鳥の実績と成果を検証・評価し、豊岡盆地全域にコウノトリを分散・定着させるための方法の確立をめざすとともに、野生復帰への理解を深めるための講座や環境教育、普及啓発事業を実施する。
- ・県立考古博物館：「参加体験」、「ネットワーク」をコンセプトに、県民に本物の遺跡や出土品に触れる機会を提供するとともに、兵庫県における考古学分野の中核施設として、市町等の資料館・博物館とのネットワークを構築する。
- ・県立芸術文化センター：芸術監督プロデュースオペラをはじめ、幅広いニーズに応える質の高い公演を実施し、芸術文化センターを活用した兵庫オリジナルの舞台芸術の創造・発信を図る。
- ・県立尼崎青少年創造劇場：質の高い舞台芸術（演劇、落語、狂言、室内楽等）との出会いを作る「鑑賞劇場」の開催や「実技教室」、「文化セミナー」、「演劇学校・舞台技術学校」、「県立ピッコロ劇団」の運営を基調に多様な事業展開を図る。
- ・兵庫陶芸美術館：丹波焼をはじめとする陶芸文化の発信・交流拠点として、魅力ある展覧会を開催するとともに、ワークショップの開催等による人材育成と地元窯元等との連携による陶芸文化の裾野の拡大を図る。
- ・文教府、文化会館：県民の生活創造活動の拠点として、市町と連携しつつ、NPO等の団体や活動グループとのネットワークを広げ機能の充実を図る。

博物館無料開放事業の協力施設の拡大に取り組み、社会教育施設を活用した教育活動の充実を図る。

芸術文化施設で、県内外の施設・団体などとのネットワークを拡充し、兵庫の新しい芸術文化を創造し、全国に情報発信する。

嬉野台生涯教育センター：人材資源の有機的な活用、自然・環境の利活用、社会の要請に対応するプログラム開発など、多様化かつ高度化する学習ニーズや課題に対応するための事業の充実を図る。

生活創造センター：指定管理者制度の活用等を通して、民間団体・NPO等のノウハウやネットワークを生かした運営を行う。

今後、地震、津波等の自然災害に対する防災展示を充実し、交際的な防災・環境に関する調査研究、支援活動等の拠点として活用する。

[これまでの主な取組]

ひょうご子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進や環境の整備・充実に向けて、子ども読書関連各種研修会や、兵庫県子どもの読書活動推進連絡会の開催等を通して、子どもが本に親しみ、本を楽しむことができる環境づくりを支援する。

博物館無料開放事業

青少年の学校外活動の促進を図るため、小・中学生を対象に県立施設の無料開放を行い、こころ豊かな人づくりに資する。

県民芸術劇場（再掲 p.19）

親子で楽しむひょうご寄席（再掲 p.19）

県立の美術館・博物館等の社会教育施設の運営

- ・ 県立図書館：県民の教育と文化の発展を図るため、図書、記録、その他必要な資料を収集・整理、保存し、公立図書館への貸出業務、県民への直接貸出、各種講座等を実施する。
- ・ 県立美術館：美術に関する県民の知識及び教養の向上を図るとともに、芸術の振興を図ることを目的として、常設・特別展示による鑑賞の機会提供、様々な芸術との融合事業、教育普及活動、美術情報提供活動等を実施するほか、貸出ギャラリーを設けた王子分館とあわせて芸術の交流拠点として運営する。
- ・ 県立歴史博物館：郷土の歴史に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、常設展示をはじめ、特別・企画展示、講座・講演会等を開催する。
- ・ 県立人と自然の博物館：自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として、兵庫の自然史などの常設展示をはじめ、企画展示、講座・講習会、調査研究等を実施する。
- ・ 県立コウノトリの郷公園：特別天然記念物であるコウノトリの保護・増殖を図るとともに、人と自然の調和した環境の創造について県民の理解を深め、教育・学術及び文化の発展に寄与することを目的として、保護・増殖事業、野生化に向けた研究・実験、講座・研究会等を実施する。
- ・ 県立考古博物館：古代学に関する県民の教養を高めるとともに、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供することにより、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、常設展示をはじめ、展示活動、講座・講習会及び発掘調査等を実施する。
- ・ 兵庫陶芸美術館：丹波焼をはじめとする陶芸文化の発信・交流拠点として、特別展や所蔵品を展示するテーマ展を開催するほか、人材養成事業等の普及事業を実施する。
- ・ 県立芸術文化センター：自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざし、付属楽団演奏会や芸術監督プロデュース公演をはじめ、芸術性豊かな質の高い公演から良質で親しみやすい公演まで多彩で幅広い事業を展開する。
- ・ 県立尼崎青少年創造劇場：優れた舞台芸術を紹介する鑑賞劇場、演技指導を行う実技教室、著名な舞台人や評論家等による文化セミナー、ピッコロ演劇学校・舞台技術学校の開校、ピッコロ劇団の運営等、青少年の創造活動を支え、地域文化を高めるための多彩な事業を展開する。
- ・ 文教府・文化会館：各地域における生涯学習、地域づくり活動の支援拠点であるとともに、県民の様々な創造活動を支援するため、但馬文教府（豊岡市）及び西播磨文化会館（たつの市）、淡路文化会館（淡路市）を運営する。

嬉野台生涯教育センターの運営

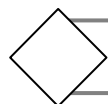
県民の自主的学習活動を促進し、あわせて県民の教養文化の高揚と健康の増進を図ることを目的として、生涯学習指導者の育成、生涯学習の機会や場の提供、生涯学習情報の提供・学習相談等により、県民の学習活動を支援する。

生活創造センターの運営

生活創造活動の実践・交流拠点として、県民の参画と協働のもと、各地域の実情や特色を踏まえた特徴ある事業等を展開し、人々の暮らしを高め、地域社会をより良くしようとする多彩な活動を支援するため、丹波の森公苑（丹波市）及び神戸生活創造センター（神戸市）、東播磨生活創造センター（加古川市）を運営する。

人と防災未来センターの運営

大震災の被害の実態や経験及び復興過程を迫力ある映像や被災者などから提供された貴重な資料などで伝えるとともに、震災により再認識した「いのちの尊さ」と「共に生きることの素晴らしさ」を映像などで体感できる展示を行う。



社会教育・生涯学習を支える人材の育成と情報提供の推進

[今後の方向と目標]

地域課題を的確に捉え、県民の自主的な学習を支援するために、社会教育指導者・生涯学習支援者など専門家の資質向上を図るとともに、地域づくりの核となる人材の養成に取り組む。

また、県内の多彩な学習資源の活用を促進するための情報提供や、公民館等の社会教育施設の運営状況に関する評価を実施し、利用者の視点に立った運営の改善を進める。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

生涯学習情報プラザ……年間総利用者数40,000人（平成22年度）

[施策の取組]

「個人の要望」と「社会の要請」を踏まえた学習機会を提供できるよう、社会教育指導者や社会教育関係職員等の専門性を高める研修の充実を図る。

「生涯学習情報プラザ」やインターネットを活用した学習相談、学習情報の提供、学習機関のネットワークづくりに取り組み、県民の学習活動を総合的に支援する。

[これまでの主な取組]

社会教育指導者の派遣及び研修

市町教育委員会に社会教育主事²⁹を派遣し、社会教育の振興を図るとともに、社会教育の専門職員としての職務を遂行するために必要な知識・技能の習得を図り、もって指導者としての資質の向上を図る。

社会教育関係職員等研修

社会教育にかかわる職員を対象に、職務を遂行するために必要な専門的知識・技能について研修を行い、指導者としての資質向上を図る。

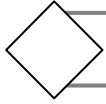
生涯学習情報プラザの運営

県内の学習機関の連携のもと、県民への学習情報の提供や学習相談、学習グループへの支援や生涯学習支援者の養成、学習機関相互の連携・調整などの全県的な学習支援機能を担う「生涯学習情報プラザ」を運営する。

生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」

インターネットを活用し、県内の学習機関の講座情報等を一元的に提供することにより、県民の学習活動を支援する。

²⁹ 社会教育主事……社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門職員。社会教育行政の中核として地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たり、人々の自由で自発的な学習活動を側面から援助する。



社会人の特性を踏まえた学習機会の提供

[今後の方向と目標]

高齢社会を迎える中、団塊の世代をはじめあらゆる世代の県民が生涯を通じて学び、自己を磨き、地域社会の一員として活躍することによって、豊かな人生を送ることができるよう、地域づくり活動等の学習機会を提供するとともに、県民が様々な学習機会にアクセスできるようにすることが求められている。

このため、青少年、成人、高齢者といったそれぞれのライフステージにおける学習機会や男女共同参画、環境問題、人権教育等の現代的課題に係る学習機会を充実するとともに、県民一人一人が適切な学習機会を選択することができるよう、学習情報の提供や学習相談の充実を図る。

[施策の取組]

身体障害者社会学級生による自治的な活動や学級運営への積極的な参画を促進し、魅力ある学習プログラムを展開できるよう、情報提供を積極的に行い、学習者の拡大を図る。

高度化・多様化する高齢者の学習ニーズに対応するため、高齢者大学において実践活動を重視したカリキュラムを導入するなど、高齢者の学習機会の充実を図る。

(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会を高齢者だけではなく、あらゆる世代の学習ニーズに対応できる団体に改組し、生涯学習情報プラザ及び嬉野台生涯教育センターの運営を同財団に移管することにより、生涯学習の支援機能の充実を図る。

「こころ豊かな人づくり500人委員会」の研修カリキュラムを充実し、地域における青少年健全育成活動等の担い手を育成する。

[これまでの主な取組]

身体障害者社会学級及び身体障害者学習交流事業

視覚・聴覚・言語障害者及び進行性筋ジストロフィー症者が、社会人としての幅広い教養や実用的な知識・技能等を習得するとともに、広く県民との交流の場を通して相互理解を深め、ともに生きる喜びを創造する場を提供する。

高齢者大学の運営（いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学）

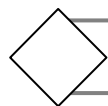
県内7か所で高齢者大学を開設し、高齢者に総合的・体系的な学習機会を提供することにより、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。

生涯学習情報プラザ（再掲 p.90）

生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」（再掲 p.90）

こころ豊かな人づくり500人委員会

「こころ豊かな人づくり美しい兵庫」の実現に向け、青少年健全育成活動や地域づくり活動に主体的・能動的に参画するための学習と実践の場を推進する。



学習成果を社会に生かす仕組みの構築

[今後の方向と目標]

生涯学習・社会教育の振興においては、学習機会の充実に加え、学習の成果を適切に生かすことができる社会の実現が求められている。

このため、学習者と活動の場を結びつける仕組みを構築し、学習者が学習の成果を地域での活動に生かす機会を充実するとともに、学びと実践の一体化の視点に立った県民の自主的な活動を支援する。

また、団塊の世代等これから高齢期を迎える世代を含め、高齢者が長年培ってきた能力や経験を生かし、地域社会の一員として主体的に活躍できるよう、高齢者の学習成果の活用に向けた仕組みづくりを積極的に進める。

[施策の取組]

「ふるさとひょうご創生塾」等、学習者が学習成果を地域での実践の場で生かすことを目的とした学習機会を充実する。

学習者と実践の場を結びつける仕組みとして「生涯学習リーダーバンク」の充実を図る。

高齢者大学において地域活動グループの情報発信やマッチング機能を強化することにより、高齢者の学習成果の幅広い活用をめざす。

「コミュニティ応援隊」の派遣により、「県民交流広場」立ち上げ時における地域ぐるみの組織づくりや充実したプランづくり、広場立ち上げ後の自立に向けた取組支援等を推進する。

[これまでの主な取組]

ふるさとひょうご創生塾

魅力あるリーダーシップを持った、ふるさとづくりの新しい地域リーダー育成のため、基礎的な力から地域での実践の場で応用できる力へのスキルアップを図る場として「ふるさとひょうご創生塾」を開設する。

生涯学習リーダーバンク

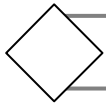
自らの学習によって得た知識・技能を生かして、学習グループ等の活動を支援することを希望する者を公募し、登録する「生涯学習リーダーバンク」を運営する。

県民交流広場事業

県民一人一人が、身近な地域を舞台に、多彩な分野で、実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動の立ち上げに要する経費の助成を行うとともに、地域コミュニティの担い手の確保や広場のネットワーク化を応援し、参画と協働によるコミュニティづくりを拡げる。

コミュニティ応援隊

地域社会において「実践と一体となった学び」に重点を置いた生涯学習活動への支援を行うため、地域コミュニティの再生や地域課題解決に取り組む県民の自主的な学習活動への講師派遣等の支援を行う。



地域文化に根ざした個性ある地域づくりの推進

[今後の方向と目標]

本県は、多様な自然・風土のもと、それぞれの地域独自の多彩な歴史と文化を育んできた。そうした豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えるとともに、社会関係資本としてそれらを活用することによって、伝統の息づく新たな地域文化を創造することが期待されている。

このため、人が集い交流する場がにぎわいをもたらす仕組み作りを推進し、地域相互のネットワークの構築に資するため、歴史文化遺産を活かしたまちづくりへの支援を行い、地域文化に根ざした地域の活性化に取り組む。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

ヘリテージマネージャー³⁰、考古学者³¹等のボランティアの養成(～平成22年度)

[施策の取組]

県内の良質な歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、歴史的な景観と調和したまちづくりをめざし、歴史文化遺産の保護、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する。

人が集い交流する参加型博物館をめざし、考古博物館の活動を支援するボランティアを養成する。

地域の身近な歴史文化遺産を活かした魅力あふれる地域づくり、地域を愛する人づくりの推進を図るため、歴史文化遺産を発見し、コミュニティの財産として利活用するヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)を養成する。

[これまでの主な取組]

歴史文化遺産活用事業

歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進するヘリテージマネージャーを養成する。

指定文化財の保存整理

県の区域内に存する文化財のうち、重要なものを兵庫県指定文化財に指定し、文化財保存整備補助事業を展開する。

埋蔵文化財の保存調査

ほ場整備・大規模開発事業の予定地内を中心に、遺跡の保護対策のため、埋蔵文化財の分布調査を実施する。

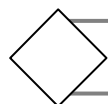
考古学者養成事業

考古学を中心とした座学や発掘調査等を行い、考古博物館の活動を支援するボランティアを養成する。

³⁰ ヘリテージマネージャー……ヘリテージは「遺産」の意。歴史文化遺産活用推進員。埋もれた地域資産を発見・発信し、歴史文化遺産を核にした地域文化の再生を推進する人材。兵庫県では全国に先駆けて、平成13年度から養成している。

³¹ 考古学者……県立考古博物館の活動を支援するボランティア。

(2) のじぎく兵庫国体やのじぎく兵庫大会の成果を生かしたスポーツの振興



「元氣な兵庫」の実現をめざしたスポーツ活動の推進

[今後の方向と目標]

「のじぎく兵庫国体」や「のじぎく兵庫大会」の開催を契機として策定した「兵庫県スポーツ振興行動プログラム³²」に基づき、県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる体制や環境を整備することが求められている。

このため、県内すべての小学校区で住民が主体となって運営している「スポーツクラブ21ひょうご³³」を支援し、その活動を地域の活性化につなげるとともに、障害者スポーツの振興を図り、スポーツを通して障害者の社会参加と障害への理解を促進する。

また、「のじぎく兵庫国体」に向けて高められた競技力を継続・発展させ、長期的展望に立った取組を進める。

特に、以下の事項を、取組に関することをはじめとした具体的な目標とする。

成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率60%、スポーツクラブへの加入率33%の達成(平成23年度)

「スポーツクラブ21ひょうご」の活動支援.....県内全域

市町における障害者スポーツ振興の組織化.....全市町

障害者スポーツ競技団体の組織化.....33団体以上(平成23年度)

障害者スポーツ振興のための指導員やボランティアの人材確保

.....3,000人以上(平成23年度)

国民体育大会での継続的な天皇杯8位以内入賞(平成19年度~)

国内外で活躍する本県選手数400名以上

[施策の取組]

県民の運動・スポーツ実施を促進するため、親子で行うファミリースポーツを中心としたスポーツ促進プログラムを開発しその普及に努める。

「スポーツクラブ21ひょうご」の活動を支援するため、クラブアドバイザー派遣事業の実施や、全県交流フェスティバルを開催し子どもたちの活動応援など各クラブによる取組事例の発表やクラブ間の情報・意見交換を行い、クラブ運営の充実を図る。

障害者が身近なところでスポーツ活動に参加できるよう、市町における障害者スポーツ振興の組織づくりや障害者スポーツ競技団体の組織化を推進するとともに、指導員やボランティア

³² 兵庫県スポーツ振興行動プログラム.....「のじぎく兵庫国体」「のじぎく兵庫大会」の開催を契機として高まった県民のスポーツへの関心や全国トップレベルにある競技力等の継承・発展を図るとともに、県民一人ひとりが“いつでも、どこでも、気軽に”スポーツに参加できる環境整備を推進するため、「生涯スポーツ」「競技スポーツ」「障害者スポーツ」の3つの柱立てをし、平成19年度から平成23年度までのスポーツ振興施策を総合的に推進するための10の具体的な行動(アクション10)を示した行動プログラム。

³³ スポーツクラブ21ひょうご.....県民の豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から、県内の全小学校区を基本単位として、地域の誰もが参加できる総合型地域スポーツクラブの設立・運営を支援。

等の人材の確保を図る。

国内外で活躍するトップアスリートの育成をめざし、競技力向上事業を推進する。

全国レベルの競技大会の誘致に努め、県民にレベルの高い競技を観戦する企画を設けるとともに、オリンピック選手等を招いてのスポーツ教室を通じて子どもたちに夢や希望を与え、スポーツ人口の裾野の拡大を図る。

[これまでの主な取組]

地域スポーツ活動支援事業「スポーツクラブ21ひょうご」

補助金の交付、クラブアドバイザーの派遣、クラブ間交流行事の開催を行う。

兵庫県民体育大会、ひょうご生涯スポーツ大会

県民だれもが参加できる競技会や生涯スポーツの大会を県内で開催し、県民スポーツの振興を図る。

神戸全日本女子ハーフマラソン大会

トップアスリートの走る姿を通して県民に夢と感動を与えるとともに、兵庫・神戸の魅力を全国に発信する。

野外活動・体育施設の運営

体育・スポーツ・文化及び野外活動等の振興を通し、青少年をはじめ広く県民の心身の発達に寄与することを目的として、兎野高原野外活動センター、総合体育館、文化体育館、海洋体育館、武道館等を運営する。

障害者スポーツの振興

障害者のじぎくスポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣のほか、障害者スポーツ指導員の養成などを行う。

新兵庫県競技力向上事業（はばたけ兵庫推進プラン）

国民体育大会での上位入賞をめざし、指導者養成や選手強化事業、ジュニア選手の育成などを行う。

参考：策定の経緯

- 1 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置
平成20年8月5日～平成21年6月12日
- 2 委員名簿（職名は開催当時のもの 敬称略） 五十音順

青山 千尋	兵庫県立特別支援学校長会会長（平成20年度）、同会顧問（平成21年度）
浅江 季典	兵庫県市町村教育委員会連合会副会長
池田 志朗	兵庫県経営者協会会長
糸野 清明	神戸新聞社論説委員
稲葉 豊	兵庫県専修学校各種学校連合会会長
大山 明美	淡路地域教育推進会議会長（平成20年度）、同会議前会長（平成21年度）
岡田 真美子	兵庫県立大学教授
梶田 叡一	兵庫教育大学長 中央教育審議会副会長
桂 正孝	宝塚造形芸術大学教授
川田 長嗣	兵庫県私立幼稚園協会理事長
北川 泰寿	兵庫県議会文教常任委員会委員長
清原 正義	兵庫県立大学副学長
坂井 憲司	兵庫県小学校長会会長（平成20年度）
武田 寿子	財団法人神戸YMCA理事長
中杉 隆夫	兵庫県立高等学校長協会会長
中田 伊都子	兵庫県PTA協議会理事
西門 義博	兵庫県私立中学高等学校連合会理事長
野口 謙一	兵庫県中学校長会会長（平成21年度）
春 豊子	兵庫県国公立幼稚園長会会長
平井 修治	兵庫県小学校長会会長（平成21年度）
平松 純子	兵庫県体育協会副会長 日本オリンピック委員会理事
室井 秀子	兵庫県議会文教常任委員会副委員長
山名 幸一	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長代理
吉松 茂	兵庫県中学校長会会長（平成20年度）
- 3 委員会開催年月日

第1回	平成20年8月5日
第2回	9月12日
第3回	10月29日
第4回	平成21年4月28日
- 4 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

意見募集期間	平成21年2月23日～平成21年3月23日
意見等の提出件数	405件（169人）
- 5 計画の策定
第301回兵庫県議会において「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を議決。
(平成21年6月12日)

6 兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興のための施策に関する計画を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、兵庫県教育振興基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について検討する。

- (1) 本県教育の振興のための施策に関する計画案について
- (2) その他、前項の計画策定のために必要な事項に関することについて

(組織)

第3条 委員会は教育に識見のある者及び学校関係者により25名以内で組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、県職員(学識経験者として就任する大学教育職の県職員を除く)及び県費負担教職員にあっては支給しない。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局教育企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、第1条の計画の策定をもって効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県教育長が招集する。